

〔論文〕

主権国民国家と計算貨幣によるヨーロッパ貨幣史

——南欧型貨幣システムから北西ヨーロッパ型貨幣システムへの発展——

名城邦夫

名古屋学院大学経済学部

要 旨

ヨーロッパ貨幣史を国家貨幣の分裂、計算貨幣の発展の視角から分析する。カール大帝は支配の単位として国家貨幣・銀貨デナリウスを導入した。その後、貨幣高権は分裂し、ヨーロッパに無数の貨幣流通圏が成立する。国王や領邦諸侯さらには都市当局によって支えられた特権的市場経済・指令慣習経済が成立し、その内部経済として北イタリア商人によって貨幣高権を超える商業ネットワークと信用決済システムが形成された。

16世紀を境に、ネーデルランドで商品取引所と為替取引所が設立され、ネーデルランドを中心に北西ヨーロッパで自由な市場経済圏が成立することになった。この市場経済の決済は阿姆斯特ダム為替銀行の計算貨幣バンコ・ギルダーによって行われた。こうして、北西ヨーロッパ市場圏の国際商品は銀行貨幣バンコ・ギルダー建のもと自由に需要と供給によって価格が決定した。同時に、独立によって領土と国民が確定したオランダ共和国において卸売価格が決定し、最終的に共和国の小売価格がバンコ・ギルダーの価値に基づいて決定された。つまり、資本主義世界経済の決済貨幣・バンコ・ギルダーは共和国の国内価格を支配する為替貨幣となる。

キーワード：国家貨幣，計算貨幣，信用決済システム，南欧型市場経済，北西ヨーロッパ型市場経済

Europäische Geldgeschichte von dem Nationalstaat und Rechnengeld

——Marktwirtschaftliche Entwicklung aus Südeuropäischem Typus zu Nordwestlichem Typus——

Kunio NASHIRO

Faculty of Economics
Nagoya Gakuin University

発行日 2015年10月31日

目 次

はじめに

I 中世貨幣史

- 1 中世前期貨幣史
- 2 中世盛期貨幣史
- 3 中世商業革命

II 市場経済の発展と主権国民国家の成立

- 1 中央ヨーロッパにおける銀生産の発展
- 2 ターラー銀貨経済圏の成立
- 3 南欧型市場経済・都市ニュルンベルクの発展
 - (1) 都市ニュルンベルクの成立と発展
 - (2) 都市ニュルンベルクの支配構造
 - (3) 都市ニュルンベルクの身分制的国家形成——*bonne commune*から*Obligkeitt*へ
- 4 北西ヨーロッパ型市場経済の成立とオランダ国民国家の形成
 - (1) ネーデルラントにおける市場経済の発展
 - (2) 北部ネーデルランド（オランダ）における市場経済の発展
 - (3) オランダにおける主権国民国家の成立

III 近世公立決済銀行の設立と資本主義世界経済貨幣システムの成立

- 1 ニュルンベルクにおける貨幣システムと為替銀行の意義
 - (1) ニュルンベルクにおける貨幣制度の発展
 - (2) ニュルンベルク市立為替銀行の設立
 - (3) ニュルンベルク為替銀行の歴史的意義
 - (4) 身分制的都市領邦国家と指令慣習経済
- 2 アムステルダム為替銀行の設立と主権国民国家の成立
 - (1) アムステルダム為替銀行の設立
 - (2) オランダにおける主権国民国家の成立

おわりに

はじめに

ヨーロッパにおける古代中世貨幣は打造が一般的であった。貴金属を鋳型で合金の形に成形し、それを日本刀のように鍛えて、引延しコインの形に成型し、それを下部刻印器の上に据え、上部刻印器をハンマーで打ちつけて刻印するという厳格な方法をとる。こうして、貨幣高権者の氏名や権威を象徴する文字や図像を刻印した。もし貨幣がそれぞれの社会結合の特徴や公権力の性格を反映するものであるとするならば、貨幣が表現するヨーロッパ社会は厳格な規律と権威を象徴する肖像や支配者の名前を威圧的に刻印する必要があったと考えられる¹⁾。

このようなヨーロッパ貨幣の特性に最も適合的な貨幣概念がケインズの国家貨幣である。強力な公権力支配の貫徹のもと、その権限の官僚制による執行と成員の支持による法治体制の実現による国家

1) Herbert Rittmann, *Deutsche Münze und Geldgeschichte der Neuzeit bis 1914*, Solingen 2003, S. 16. Heinz Fengler, Gerhard Gierow, Willy Unger, *Lexikon der NUMISMATIK*, Berlin 1976, S. 245f, *Münztechnik*. 以下ではLdNと表記する。

貨幣の流通体制の確立が最も重要な特徴である。家父長の私的所有権の確立とヨーロッパに特有の契約概念の成立、貨幣価値も含むその契約の厳格な遵守を法的に保証する社会の実現が必須の要件である。公権力によって厳格に規定された「もの」としての貨幣が、その額面価値を法や慣習によって保証されている社会が実現している必要がある。貨幣にはそのような法治体制を実現した権力者の権威と額面を刻印する必要があった²⁾。

クナップは20世紀初めに、強力な公権力支配が実現し、その権限によって発行された貨幣が額面価値を貫徹させることになる事実を強調するために、公権力支配者によって発行される貨幣を国家貨幣と呼んだ³⁾。このような貨幣概念をケインズは公権力の権威を象徴する「もの」としての貨幣と成員の承認のもと実現する法治体制によって貫徹する「額面価値」に区分し、後者を「計算貨幣」と定義した。こうして国家貨幣は「もの」としての貨幣と額面価値を表示する「計算貨幣」の二つの要素からなる貨幣と定義される⁴⁾。中世後期以降、市場経済の成立とともに「計算貨幣」が「もの」としての貨幣から分離し、市場の決済貨幣となり、そのことによって、市場経済の価格メカニズムを形成する信用貨幣に転化することになった。

ところで、貨幣史に関する最も重要な争点は、社会が内部から貨幣を創造したか、言い換えれば国家、公権力は貨幣を創造したかが問われてきた。マルクス等はこれを否定し、貨幣は共同体間の交換から生まれたものであり、一般的等価形態が何らかの家畜や物、最終的には均質に分割可能な金・銀貨に発展したものであり、商品貨幣が貨幣の起源であり、それが市場経済の発展とともに信用貨幣に転化し、今日に至ったとするものである。これに対して、貨幣は共同体の内部から生み出されたものであり公権力の統治行為に伴う債務から派生した計算単位であるとする立場がある。このような公権力の債務の単位が、市場の「債務の単位」に発展したものが信用貨幣であり、今日の電子マネーも容易に理解できる考え方である。このような考え方は古くはクナップ、最近ではデンツェルや楊枝嗣朗氏等によって主張されている。

このような対立が続く中でヒックスがこの論争を止揚する新たな考え方を提示している。ヒックスは前近代社会を指令慣習経済と定義し、その内部経済として「商人経済＝市場経済」が成立し、その「市場経済」が自ら貨幣を生み出したと考える。つまり、指令慣習経済の貨幣＝「国家貨幣」と「市場の貨幣」が質的に異なるものであり、一方で、「市場の貨幣」は「国家貨幣」から生まれたとみなしている。指令慣習経済と定義されるヨーロッパ封建社会の「国家貨幣」から「市場の貨幣」＝「債務の単位」が派生したと考えられる。

以上の考え方は、ケインズの国家貨幣概念を前提とすれば十分理解しうるものである。さらに、ドイツ学会やわれわれの貨幣金融史研究の成果と最も適合的な理論であるように思われる。

2) J. M. ケインズ著小泉明・長澤惟恭訳 ケインズ全集5『貨幣論 I』3頁以下参照。

3) Georg F. Knapp, *Theorie des Geldes*, München u. Leipzig 2Aufl. S. 300f.

4) ケインズ著小泉・長澤訳 同上訳書 4頁。

1 中世貨幣史

1 中世前期貨幣史

まず、メロヴィング・フランク王国は長くローマ貨幣を使用し、メロヴィング王クロドヴィッヒ（482-511年）がロワール川流域までのローマ支配下ガリアを征服し、ランスで正統キリスト教に改宗し、ローマ帝国貨幣ソリドゥス貨やトゥリエント貨（ソリドゥスの三分の一）を模倣した。当時貨幣には貨幣製造人の名前と製造所名が刻印され、2000人の貨幣製造人 *monetarii* の名前が知られている。当時900の貨幣製造所が存在したが、ドイツ地域に14、スイスには12、ベルギー・オランダには7カ所しか知られておらず、他はすべてフランス地域に位置した。ローマ時代の青銅貨が9世紀、つまりカロリング時代まで流通し、ヒルデリッヒ王の墓地副葬品が示しているように商業貨幣さらには資産貨幣として当時のビザンツ金貨ソリドゥスが使用された⁵⁾。

その後、カールロリンガーによってアウストラシアと呼ばれたライン東部地域も本格的に統一され、伯職制のもと貨幣制度の統一が達成された。しかしながら、この統一は帝国の封建化と共に急速に解体し長きにわたって分裂していたが、ようやく1871年ドイツ統一に伴う1873年の通貨改革によって回復されることになる。カールロリンガーの銀本位制は、途中南の金本位制への変化を経て、北でのみ1871年まで存続することになった。カールの父、国王ピピンは751年に国王に推戴され最初の貨幣改革を開始した。多数の聖界俗界権力から貨幣高権を奪い、制度的に造幣権を国王に限定することに成功する。当時伝えられている貨幣はすべて国王ピピンの刻印が使用されていたが、カールの登場までは国王とともになお少数の貨幣製造権を有する者が存在した⁶⁾。

貨幣改革はカールの父ピピンによって開始され、754ないし755年ヴェローナ勅令は22シリングがローマ重量ポンドに当たるべしとの決定がなされた⁷⁾。シリングは12デナリウス=フェニヒとされ、歴史上初めて12という数字が登場することになった。ローマ・ポンドは327gであり、その結果、デナリウスは1.25gと計算される。当時の銀貨は高品位で製造され、両面に刻印が施されただけであった。貨幣製造所はわずかに20しかなかった⁸⁾。

カールが780年ないし781年に改革を完成させた。貨幣高権は国王に限定された。ソリドゥスは12フェニヒに値し、20ソリドゥス（シリング）が1ポンド (*libra*) とされた⁹⁾。発掘品からピピンのデ

5) 彼の墓は1653年に発掘されたが、100個以上の貨幣が発見され、それらはすべて東ローマ皇帝の贈りものであったと推測される。

6) Rittmann, a.a.O., S. 12.

7) 5. De moneta constituimus, ut amplius non habeat in libra pensante nisi 22 solidos, et de ipsis 22 solidis monetarius accipiat solidum 1, et illos alios domino cuius sunt redat. 「貨幣に関して余は以下のことを決定した。1リブラ重量において22ソリドゥスを有しないものは十分ではない。そして22ソリドゥス自身は貨幣的にはそれぞれ1ソリドゥスとして使用される。古い貨幣は回収される」; MG. LL Sect. II Capitul. I (1883) Nr. 13 S. 32; Wilhelm Jesse, Qullenbuch zur Münz- und Geldgeschichte des Mittelalters, Halle 1924, S. 9.

8) Rittmann, a.a.O., S. 13.

9) 780年勅令は司教、修道院長に対して適切な貨幣使用について命じており、781年のマインツで発給された勅令に明確に国王の貨幣罰令権=貨幣高権が明記されている。29. Karls des Großen Capitulare Episcoporum:

ナリウスは1.28から1.40g重量であったが、カールのそれは1.79gから2.03gに重くなった。カールの時代、40の貨幣製造所が存在し、貨幣製造人の名前もはや貨幣に刻印されることはなかった。デナリウスないしフェニヒ貨が唯一の貨幣であり、この貨幣が盛期中世末まで主要貨幣であった。発掘品から推測すると東ローマ帝国のソリドゥス金貨は使用されなくなった。ソリドゥス *Solidus* (シリング) とタレントゥム *Talentum* (ポンド) は単なる計算単位であるか、フェニヒの特定数を表す「計算貨幣」 „Rechnungsmünze“ となった¹⁰⁾。

これらのデナリウスは帝国貨幣製造所で製造されたが、その内、3カ所のみが後のドイツ地域に位置し、王宮から王宮に移動する宮廷において貨幣が製造されたものと考えられる¹¹⁾。後にカールはアーヘンにほとんど滞在するようになり、ソリドゥスやデナリウスについての不明確な規定は明確に表現されるようになった¹²⁾。ごく少量半フェニヒ貨 (*oboli*)、より少ないが四分の一フェニヒ貨も製造された。貨幣高権に関する規定は不明確な形でしか伝えられておらず、貨幣の使用の実態についてはほとんど知られていない。史料によると新デナリウスは帝国の至るところで受け入れられ、旧貨は以後決して使用されるべきでないと規定されている。このことは、帝国において唯一の貨幣品位が存在し、貨幣統一が実現し、旧貨は貨幣製造所で新貨に再製造された。その後、805年には王権以外のすべての貨幣領主が排除され、王宮における貨幣製造の独占が実現することになった。貨幣図像は統一され、順次図像が追加されていった。最初は表裏両面に刻印が施され、その後カールの花押 (組合せ文字) そして十字架が使用されるようになる。さらに周辺部に刻印がなされ、カールが皇帝戴冠を果たした以後は (教皇レオ3世によって800年12月25日に) 胸像と教会が登場し、刻印に *CHRISTIANO RELIGIO* が登場するようになった。さらに、ドレシュタット貨幣製造所では船、アルルやリオン製造所では市門等の図像が加えられた¹³⁾。

MG. LL Sect. II Capitul. I Nr. 21. 51f; “De moneta, ut post Kalendas Augusti istos denarius, quos modo habere visi sumus, dare audeat aut recipere; si quis hoc fecerit, bannum nostrum componat” 「貨幣に関して余が基準以下とみなす貨幣を授受してはならない。もし、そのようなことをする者は余の禁令に触れることになる」。Jesse, a.a.O., S. 9. 30. Kapitulare von Mantua: MG. LL. II Capitul. I Nr. 90 S. 191.

- 10) 近年、カール大帝、ルードヴィッヒ敬虔帝治下金貨製造が継続されたことが知られるようになっており、80年代までの見方が修正されつつある。ビザンツや周辺諸国との交易のためにわずかながら金貨が製造され、朝貢や限定的な取引に使用されたことが認められるようになった。
- 11) “De monetis, ut in nullo alio loco percutiatur nisi ad curtem; et illi denarii palatini mercantur et per omnia discurrant” 「貨幣については以下のことを命ずる：王宮以外の場所で打造されてはならない。これらのデナリウスは宮廷で使用され、あらゆる場所で使用されるべし」 (808年勅令)。MG. LL Sect. II Capitul. Nr. 52 S. 140; Jesse, a.a.O., S. 11.
- 12) “...In argento duodecim denarii solidum faciant. ...” 「……銀において12デナリウスを1ソリドゥスとする。……」 (803年勅令) MG. LL⁹V S. 92f; Jesse, a.a.O., S. 10. カールの貨幣改革については R. Metz, *Geld, Währung und Preisentwicklung*, Frankfurt 1990, S. 22ff.
- 13) ベルリン博物館貨幣室展示貨幣に該当する貨幣が存在している。カール大帝フェニヒ貨製造年 AD793/794-813年 貨幣記号 BM-048/14 表面：+ CARLVS REX FR [Carlus Rex Francorum]. Karolus の組合せ文字；裏面：+ MOGONTIA. 十字架の紋様の貨幣から、レオ3世による戴冠後はカール大帝デナリウス貨製造年

カールのレオ3世による戴冠は、古代ローマ帝国皇帝としての戴冠であり、フランク帝国全土が伯職制と正統キリスト教による制度的支配が実現し、ライン右岸地域にもフランク支配が浸透していくことになった。ローマ帝国の聖俗の最高支配権としての命令権を確立し、ローマ的支配権にゲルマン法的性格を加味して、王領地・国家領地を中心に支配体制を確立していった。カールの皇帝権は教会支配権と共に公的支配権：軍事指揮権、司法・行政権、とりわけ貨幣製造権、市場開設権等を含む貨幣高権*Münzrecht*を確立し帝国全土で統一的に行使した¹⁴⁾。

カールの貨幣改革は帝国外との交易のための貨幣として登場し、使用されるフェニヒ貨は価値尺度としての機能を果たしたが、実際には限られた範囲でしか支払手段としては使用されず、ごく限定的に権力行使の際や、各地間取引に使用された。こうして国内的には、貨幣統一が達成され帝国全土で唯一の貨幣領主によって均質に製造された銀貨が流通することとなった。ちなみに、フェニヒの由来はポンド*pondus*（ラテン語重量単位）ないし布地*pannis*に由来すると考えられている¹⁵⁾。

中世前期の帝国は土地領主支配権による領主経済が王領地や国家領地を中心に展開されたが、このような土地領主による支配体制を一般に古典荘園と呼ぶ。この支配体制は三圃農法による耕地の計画的な編成と農奴による賦役労働の厳格な編成によって成り立っていた。このような古典荘園で生産された物資は領主の居城や拠点に運搬され、一部は家臣や御用商人によって販売され、若干の商品経済も存在した。当時の経済で最も重要な物資であった塩やワインなどは一部各地間で取引されたが、これらの取引も皇帝や国王による特権的流通支配権のもとで行われた。領主経済はカールの帝国成立と共に皇帝権の一部特権としての付与や自己の実力による所領支配を形成していった¹⁶⁾。このような社会経済構造のもとでカールによって発行されたデナリウス・フェニヒ貨はその素材価値を超えた購買力を有する国家貨幣として流通し、勅令や寄進帳、さらには土地台帳などに額面の数字として計算貨幣化して登場することになった。

その後、封建化の進行と共に政治的には帝国は領邦に分裂し、都市の登場と領邦国家の形成と共に貨幣高権も一層の分裂が見られるようになる。その結果、多数の小規模、さらにはごく小規模な閉鎖的な貨幣流通圏が成立した。フェニヒ貨は唯一の貨幣額面としてその後数世紀間流通を支配することとなる。しかしながらこのフェニヒ貨は価値貶質し、個々の貨幣領主の恣意的処置によって減価していった。その後、商業の復活とともに都市文化が発展するとともに鉱山開発が進展し、銀生産が増大するようになった¹⁷⁾。

特に、貨幣高権と定義される造幣・市場開設・流通税免除特権によって10世紀までには領主の指

AD 813-14年貨幣記号BM-101/06表面：KAROLVS IMP AVG [Karolus Imperator Augustus] カール右向き胸像、月桂冠と皇帝マント、胸の下部に字母F；裏面：XPICIANA RELIGIO [Christiana Religio] 四本柱教会、正面中央と切妻状に十字架の貨幣形状に変化している。

14) 名城邦夫『中世ドイツ・バムベルク司教領の研究—貨幣経済化と地代—』ミネルヴァ書房 2000年 77頁以下参照。

15) Rittmann, a.a.O., S. 25.

16) 名城 前掲書 342頁以下参照。

17) Wolfgang Heß, Dietrich Klose, Vom Taler zum Dollar, Staatliche Münzsammlung München 1986, S. 1ff.

令に基づく特権的流通体制を実現し、実物経済のもと一部交換経済も内包する指令慣習経済を成立させた。領主権に基づく生産と流通拠点での市場開設、流通税課税権獲得による交換経済の統制を実現した。低位の社会的分業体制のもと農奴による農業生産と運搬賦役による生産物の所領の拠点への運搬、余剰生産物の領主下僚による統制と一部の販売、特産物の御用商人による域外販売の展開が見られた¹⁸⁾。

この原初フェニヒであるカロリング・デナリウスの封建化過程はすでに、ルードヴィッヒ敬虔帝(814-840年)の時代から始まった。バイエルンではメロヴィング時代から長期にわたって金貨流通が維持されており、この時期になるとフリースラントでも再び金貨流通が証明されている。ルードヴィッヒの帝国には50の帝国貨幣製造所が存在していたが、すでに817年には帝国は三人の息子との共同統治となり、帝国は最初の分裂を経験することとなった。843年にはヴェルダン条約によって帝国は実際の分裂を迎えることになり、後のドイツ国家の実質的な成立となった。帝国のドイツ部分は彼や彼の後継者の時代が進むにつれて有力者による割拠が進んだが、ルードヴィッヒの時代まではカール大帝の貨幣品位は維持されていた¹⁹⁾。

カールの皇帝権は古代ローマの最高命令権 *summum imperium* からカロリング帝国の成立とその後の叙任権闘争の過程を経て国王大権 *Regalien* 概念へと発展し、叙任権闘争の過程で聖俗の権限の分離が進行し、教皇権には教会的権限 *spiritualia* が、国王には世俗的権限 *temporalia* が帰属し、聖界支配権と俗界支配権の分離が進行していった。その後、さらに国王大権の一部が各領主に特権として授与されるに及び、盛期から後期中世にかけて、流血裁判権を梃子に制度的領域国家 *Landesherrschaft* が成立を見ることになる²⁰⁾。

このような封建化過程は、最初に教会や修道院に対する貨幣高権の授与という形で開始された。歴史上最初の事例は、833年コルヴィー修道院に対して帝国貨幣製造所を建設し、その収入を修道院に授与する特権授与証書である²¹⁾。次いで、861年ブリュム修道院が貨幣高権授与特権を獲得した²²⁾。その後順次、聖界諸身分は貨幣高権を獲得していった。最初は、貨幣高権獲得者は貨幣製造に伴う収入、つまり資産価値請求権を授与されたに過ぎなかったが、その内に貨幣製造権を授与され、領主は自己の名前を貨幣に刻印するようになり、最終的には貨幣品位、貨幣重量の決定権をも獲得するようになった。こうして新たに発行される貨幣は在地的性格を持つようになり、結果的には減価した新貨幣が流通するようになったが、11世紀までは領主支配権はいまだ十分制度化されておらず、王国支配との協力関係の下で、貨幣品位の一定の統一が維持され、価格体系が全国的に決定されていた。

盛期中世の領域領主による地域的貨幣流通圏が成立する以前の東フランク王国の価格体系は以下の通りである。

初期中世：750-1055年

-
- 18) 森本芳樹『中世農民の世界 蘇るブリュム修道院所領明細帳』岩波書店 2003年 183頁以下参照。
 19) Rittmann, a.a.O., S. 17.
 20) 名城 前掲書 111頁以下参照。
 21) Jesse, a.a.O., S. 14f.
 22) Ibid., S. 15.

鶏	1羽	1/2	Pfennig (Denarius)
ライ麦パン	30ポンド	1	Pfennig
太った牡牛	1頭	5	Schilling (solidus) = 60 Pfennig
亜麻布	1反	10	Schilling = 120 Pfennig
馬	1頭	13	Schilling = 156 Pfennig

以上の価格一覧はあくまでも証書等で記録されている数値をもとに作成したものである。ただし、当時の計算貨幣概念と実体貨幣との差異について考慮していない²³⁾。

2 中世盛期貨幣史

中世の貨幣制度を理解するうえで、当時の貨幣製造技術を知る必要があると考える²⁴⁾。

二段階製造工程：鑄造（①溶解・②成型）：打造（③変形）

①貨幣素材製造 貨幣合金溶解・成型・打延ばし

②完成硬貨製造 切片硬貨切だし・整量・完成硬貨鍛造
複数回冷間鍛造・艶出し・漂白・色付け

③完成硬貨の刻印

刻印器の製造（冶金，切だし，焼入れ）：刻印打刻

貨幣刻印器：上部刻印器と下部刻印器

④検査作業：溶解試験：貨幣素材試験：貨幣監視

片面貨幣製造技術：柔らかい土台（鉛）の上に下部刻印器

シリング数枚重ねて刻印可能

このようなかなり複雑な製造工程を取ったが、それでも中世を通じて硬貨一個一個の品位や重量を正確に測って製造することはできなかった。当時は一般にアル・マルコ „al marco“ 貨幣整量法がとられた。これは特定重量が一定数のペニヒ貨枚数を有する貨幣製造法であり、規定品位の1マルク重量から製造された硬貨の総重量（例えば、ペニヒ貨180個）を検査する方法である。製造された個々の貨幣重量にばらつきがあり、1マルク相当個数全体平均で法定品位が達成されれば十分であった。その結果、重いペニヒ貨を選び分け、溶解する行為が横行し、キッパー・ヴィッパーが職業として成り立つほどであった²⁵⁾。

中世を通じて、流通ペニヒ貨の平均重量は軽量化し貨幣価値が急速に減価していくことになった。正貨製造は無意味となり、正貨は流通貨幣平均重量よりも必ず重くなり削り取りの対象とされ、貨幣制度上の技術的欠陥の程度が大きいほど削り取りや鑄潰しが横行した。中世後期以降、個別硬貨整量（アル・ペツォ „al pezzo”）技術により中位貨幣製造が行われるようになり、切片硬貨の鑄がけによる整量、つまり正確な重量での個別硬貨製造が可能となったが、小額貨幣は特に刻印や図像がすぐに摩

23) Rittmann, a.a.O., S. 18.

24) LdM Münztechnik, S. 245f.

25) LdM a Marco S. 17.

滅し、形状維持が困難なため削り取りは止まなかった²⁶⁾。

この間、ヨーロッパでは十字軍遠征を経てアラブ・オリエント世界との交流が活発となり、商業の復活と呼ばれる現象が生じ、北イタリア商人による地中海からアジア貿易につながる商業が盛んとなり、他方で北西ヨーロッパ、中でもネーデルランドにおける商業も活発となっていった。こうして、各地で中世都市の発展が見られ、都市商人中心の都市自治も成立し、続いて手工業者ツンフトによる自治への参加も進むこととなった。アジアではモンゴル帝国が成立し、ユーラシア大陸全体が平和な空間となり、中国からヨーロッパが緩やかにつながる交易の時代となった。こうして、ヨーロッパでは北イタリア都市商人中心の大市商業や各地に支店や代理店を置き委託販売も盛んとなり、都市店舗による商業も広く見られるようになっていった。かくして、12世紀から13世紀にかけて都市と農村の社会的分業が成立し、農村における領主制も商品経済に対応する新たな支配体制に移行していった²⁷⁾。

13世紀から14世紀にかけて商品経済の発展と共に土地領主制が解体し、各地に地域公権力・領域領主制が成立することになった。領域領主はかつての国王大権レガリーエンのうち刑事裁判権を中心に、課税権とりわけ、流通支配権も含む貨幣高権を特権として獲得するようになり、村落支配権をレーンとして授与した在地領主＝騎士の軍事力によって領域支配権を貫徹することができた²⁸⁾。

盛期中世の生産力の発展と共に牛から馬への牽引法の変革や水車の普及、農業技術の改良も相まって、農民に余剰が生まれることになり、各地で農村市場（いちば）が立ち、さらに都市への売却も可能となり、これまで農民の賦役労働によって成り立っていた直営地が解体され、貨幣地代が一般化し、地代荘園制のもと在地領主制に支えられた領域領主権が形成されていった。この支配権を *Landesherrschaft = territorium* と呼び、テオドール・マイヤーはこれまでの人的結合国家から制度的領域国家への移行の開始を見ている²⁹⁾。

この時代の貨幣システムは金銀複本位制のもと金塊と計数銀貨フェニヒ貨が流通していた。都市での卸売商業や遠隔地貿易などの高額取引にはポンド重量に当たるフェニヒ貨をまとめて決済に使用していた。領域領主は貨幣高権を有しており、債務を貶質貨幣で同額面を返済可能であり、カールの時代から著しく減価した「地域フェニヒ貨」（片面貨幣）*Hohlpfennig* を発行して、莫大な収益を上げることができた³⁰⁾。

領域領主は領域貨幣高権を行使し「定期的貨幣回収」を行い、常に以前より減価した貨幣を発行し、減価させた差額を一種の資産課税の形で収奪することができた。そのために、貨幣領主は域内住民の移動の自由を制限し、流通可能な貨幣種とその価値を決定し、外部貨幣の流入を排除していった。例えば、マグデブルク大司教ヴィッヒマン（大司教在位1154-1192年）は40年間で72種片面貨幣を発行し、年平均2ないし3回の資産課税を行っていた³¹⁾。

26) Rittmann, a.a.O., S. 28f.

27) 名城 前掲書 237頁以下参照。

28) 同上書 12頁以下参照。

29) 同上書 133頁以下参照。

30) Rittmann, a.a.O., S. 22f.

31) Ibid., S. 23.

このような貨幣領主の行動に対抗して、都市商人は広域商業用貨幣「不変フェニヒ貨」*Ewiger Pfennig*を帝国貨幣製造所を使用して製造し、各地で流通させていった。さらには都市自身が貨幣高権を獲得し、折からの小額貨幣需要に呼応して、自ら大量に製造発行していった。最初に、都市内から片面貨幣が排除されるとともに「定期的貨幣回収」も停止され、1200年頃「不変フェニヒ貨」ヘラー貨が帝国貨幣製造所シュヴェービッシュ・ハルで製造され、広く南ドイツで流通するようになり、広域商業の発展に寄与することになった。ちょうど帝国平和の時代にあたり、平和の象徴でありマルクト（いちば）の標識でもある国王手袋図像が表面に刻印され、裏面には十字架が刻印された。この小額貨幣は1/2フェニヒに値し、製造所名にちなんでヘラーと呼ばれ、中部南ドイツの商業貨幣として流通していった³²⁾。

3 中世商業革命

封建化の進展のなかで貨幣高権の分散が各地で進行した。神聖ローマ帝国地域では300の貨幣高権領域に分裂し、600の貨幣製造所が活動することになった。イタリアでも数十の都市・領邦貨幣高権に分立し、貨幣の錯綜、分裂はますます進むことになった³³⁾。

ヨーロッパにおける商業の発展は、各地で狭い貨幣流通圏の領域支配権を族生させる一方で、それを超えて取引を行う商人のネットワークが急速に発展しそれまでの小額貨幣のみでは不十分となり、まず北イタリアにおいて中位銀貨製造が新たな個別整量“al pezzo”技術によって開始された。1194年ヴェネツィアにおいて中位銀貨グロッソ *grosso*（ラテン語「大きい」）が兵士の給与と支払いのために発行された。その後、アルプスを越えてシリングやグロッシェン等の名称で広く製造された。さらに、商品経済の進展とともにまずジェノヴァで1252年高額金貨ジェノヴィーノ *genovino*が製造され、続いてフィレンツェでフィオリノー *fiorino*が製造され、この貨幣が品位、重量において当時のヨーロッパ貨幣システムに適合的であったために基準貨幣として広く導入されていくことになった。アルプス以北ではフィオリノーに倣ってグルデンやエキューが製造されたが、ヴェネツィアではより重いドゥカート *ducat*が製造され、徐々にフィオリノーに比肩される基準貨幣の地位を獲得していくことになる。こうして、中世後期には高額金貨を基準貨幣とする商人のネットワークがヨーロッパ大にまで拡大し、活発な商業活動が地中海を中心に展開されていった³⁴⁾。

このような商品経済の発展は自然や社会の数理的理解を促し、ロジャー・ベーコンは数字がすべての学問の基礎であると唱えるほどであった。ヨーロッパの論理的数理的思考の発展は、インド・アラビアの実践的数理的思考法との接触によって新たな段階に達することになる。アラビア数字と数理的思考法に加えて商業実践をも記した『算術の書』がラテン語に翻訳され、北イタリア社会に広く知られるようになり、これまでのローマ数字による複雑な算術や商業実践が、インド・アラビア数字（01234……）による四則計算・等比級数と代数・商品取引法・貨幣取引法・組合制度等に転換され、従来の

32) Ibid., S. 24f.

33) Bernd Sprenger, Das Geld der Deutschland, S. 85ff.

34) Michael North, Das Geld und seine Geschichte Vom Mittelalter bis zur Gegenwart, MÜNCHEN 1994, S. 26f.

商業実践を根本的に変革する複式簿記が考案されることになった³⁵⁾。

古代以来の思弁的数学とローマ数字による算盤を使用する複雑な商業実務から、インド・アラビア数字を使用し、実践的で単純な数理的思考による複式簿記は、その後のヨーロッパ市場経済の発展を支える隅石となる発明であった。中世末期に書かれたパチョリの『スンマ』はベーコンに始まる自然や社会の数理的把握を集大成したものであり、近代数学の開始を告げるものであった。それまでの特定の問題を解くための手段としての算術から、定理として公式化される抽象的で普遍性を持った科学としての代数学・幾何学を創始することになった。このような社会を抽象的で普遍性をもった数理的科学的思考に基づいて考案されたものこそ複式簿記である。複式簿記の考案は科学革命の先駆的発展の一環であり、神の啓示から人間理性への信頼への志向の転換を促し、人間性の発見に至るルネサンスに連なる社会的運動の基盤をなすものである³⁶⁾。

北イタリアでは神聖ローマ帝国の一部として皇帝大権レガーリエンに基づく支配に服していたが、叙任権闘争とその後の皇帝のイタリア政策によって都市自体がレガーリエンを特権として授与されるか、自ら政治闘争の中で獲得していった。こうして有力都市は農村領域をも支配地域とする都市国家を形成することになる。貨幣高権を獲得しローマ帝国の故地としてローマ法の継受が進み、古代ローマ的な私的所有権が認められ、額面価値をも保証する契約概念や中世において新たに契約の合法性を保証する公証人制度が発達し、都市法や商人団体慣習が形成され、法人格を持つ会社や銀行さらにはヨーロッパに独自の為替手形が考案され、都市発行の国家貨幣が計算貨幣として機能する信用決済システムを確立することになった³⁷⁾。

こうして、中世後期ヨーロッパでは都市や帝国・王国などの公権力による貨幣発行と契約の保護に基づく指令慣習経済が基盤を形成し、都市における生活に必要な物資の供給・需要の管理統制が行われ、貨幣システムは国家貨幣による自然価値＝生産費による価格決定がなされた。その上で、都市国家間の連携のもと有力商人のネットワークと信用決済システムとして市場経済が成立することになった。

このような中世後期の市場経済システム形成にとって複式簿記による記帳・取引の遂行は不可欠の要素となった。以下、パチョリのスンマの記述に基づいてそれを確認してみたい³⁸⁾。

当時は三冊の帳簿が必須であった。日記風営業台帳、仕訳帳、元帳である。都市財務官に宣誓して帳簿登録を行い、記帳通貨の申告を行い、帳簿に都市印章が押印された³⁹⁾。こうして、帳簿自体が法的有効性を証明するものとなった。まず、商品価値は市場取引価格で記帳されたが、14世紀以降ドゥカートducatの計算貨幣で記帳された。

35) ジェーン・グリーソン・ホワイト著川添節子訳『バランスシートで読みとく世界経済史』日経BP社 2014年 22頁以下参照。

36) 同上書 70頁以下参照。

37) North, a.a.O., S. 29ff.

38) ホワイト著川添節子訳 前掲書 98頁以下参照。

39) 都市ニュルンベルクでも同様のことが行われていた。Michael Diefenbacher, Rudolf Endres, Stadlexikon Nürnberg, Schauamt, S. 928. 以下ではSINと略記する。

日々の営業台帳で行われた取引をその日の内に仕訳帳と元帳に転記する。その際、最も重要なことは、必ず借方を示す「per」と貸方を示す「a」の両方に記入しなければならない。仕訳帳から元帳への転記がさらに重要である。各T勘定の二カ所に記入する。この仕組によって自分の資産と負債の状況が一目でわかるようになる。記帳ミスも発見しやすくなり正確な記帳が可能となった。仕訳帳は必ず、借方「per」から記入し、次いで貸方「a」を記入する。

仕訳帳 1493年11月8日

	借方	貸方
現金	12.000	
資本		12.000
胡椒	15.000	
資本		15.000

簿記史の研究によれば生産力（資産の形態）による社会の変化発展を考察した場合、資産形態は未発達で船や積み荷の胡椒等に限定されており、これらから資本概念としての資本主勘定が成立することになった。イタリアでの初期の企業形態はコンメンダと呼ばれる無機能資本家（出資者）と運用者から成る企業形態が一般的であったが、その後さらにソキエタスと呼ばれる無機能資本家（出資者）と機能資本家（運用出資者）から成る合資会社に当たる企業形態も現れ、この形態から後にマーチャント・バンカーのような金融資本家も生まれてくるようになる。こうしてまず、元帳には現金勘定と資本勘定が真っ先に記帳されることになった⁴⁰⁾。

現金勘定

	現金
1492年11月8日	12.000

資本勘定

	資本
1492年11月8日	12.000

さらに、新たに布を取引するようになり資産勘定に新たに布勘定が加わる。

仕訳帳 1493年11月21日

	借方	貸方
布	240	
現金		240

(20枚の白布を現金で購入)

元帳

	布
1493年11月8日	3.000
1493年11月21日	240

40) 泉谷勝美『複式簿記生成史論』4頁以下参照。

(3.000は財産目録を最初に記帳した在庫分の布の価格 240は新たに購入した布の価格)

元帳

現金	
1493年11月8日	12.000
1493年11月21日	240

(12.000ドゥカートは財産目録の現金の転記 240は購入した布の価格)

14世紀以降旅商と定住商業が並行して発展し、組合企業カンパニアなどの企業形態(合名会社)が広く知られるようになり、信用取引も盛んとなり振替決済記帳が一般化し、都市店舗で働く従業員数や顧客数も増加し、取引の継続性・緊密性も強まることになった。代理・委任業務や信用の拡大資本量の増大は都市法と市場規則によって複式簿記の記帳法が決定され、違反者には罰金が科され、都市追放の処罰が下された。こうして都市との取引・パートナーシップ・銀行・為替手形等の特殊な商慣習が詳細に規定され、多様な物財勘定から、名目勘定が導入され、基本的な資本・負債・収益・費用勘定が成立する⁴¹⁾。

銀行預金

仕訳帳

借方	貸方
銀行名	現金(預金額)

損益勘定の作成

布勘定元帳

	借方	貸方
1493年11月8日	3.000	
1493年11月21日	240	
1493年11月22日		2.840
1493年11月22日		400
	400	損益

こうして、全ての勘定元帳—現金・資本・商品・私有財産・不動産・債権者・債務者・役所・仲介業者—の残高を損益勘定に転記して締め切る。貸方残金額は利益を借方残金額は損失を示す。最後に損益勘定を資本金勘定に移すことによって資本勘定は利益の増減によって自動的に増減することになる。15世紀末には貸借対照表が営業期間の全ての取引の集計表として作成され、全てが一目でわかる厳密な経済計算が可能となった。

貸借対照表	
資産	負債 資本

41) 同上書 107頁以下参照。

複式簿記成立過程において、最大の課題は額面貨幣額をどのように記載するかであった。最初は最小の貨幣単位デナロしか流通していなかった社会に、1194年以降中位銀貨グロッツが製造されるようになり、さらに13世紀半ば以降高額金貨が製造されるようになった。

ところが、この時期になるとすでに貨幣高権が異常な分裂を示し、各都市各領邦は独自の貨幣を製造し錯綜混乱を呈し始めていた。フィレンツェでは高額金貨フィオーリーノ・ドーロ（金貨）は決済貨幣として使用されていたが、金貨の下位単位銀貨である中位銀貨グロッツや小額銀貨デナロの銀含有量が減価され金貨銀貨の法定・実勢相場の乖離が生じ、金貨の実勢価値を表示する計算貨幣が導入されるようになった。これがイン・フィオーリーノである。国際決済貨幣フィオーリーノ・ドーロに一定倍率をかけた固定相場が誕生し現金出納帳の金額欄に計算貨幣建て記載されるようになる⁴²⁾。

フィレンツェでは1268年イン・フィオーリーノ換算の記帳の最初が見られ、1278年カリマラ（毛織物商）ギルドが1.45イン・フィオーリーノ（＝1フィオーリーノ・ドーロ）による帳簿記帳がなされるようになり100年ほど続くことになった。さらに、銀貨の貶質が進んだ結果、イン・フィオーリーノは銀貨からの換算も必要となり全く新たな第三の抽象的な計算貨幣となった。この貨幣はフィレンツェの国際取引の購買力を表す計算貨幣となり、商人や銀行等の帳簿で決済貨幣として使用され、為替手形や支払指図証によって振替、清算された。

他方で、都市内の日常的な取引は小額銀貨によって行われた。時間の経過と共に小額銀貨も都市自身が貶質させ、その上他国の貶質通貨も大量に流入するに及んで、両替商の手によって高額金貨の購買力を表す計算貨幣で小額貨幣の購買力を表す純銀部分の価値が計られるようになった。これが貨幣相場を形成するようになり、このような貨幣相場を集計したのものとして都市当局によって公式の貨幣相場が設定されるようになった。高額金貨の計算貨幣（購買力）と小額銀貨の計算貨幣（購買力）を固定相場に維持する政策がとられるようになった。都市当局にとっては日常必需品や賃金などはこの小額貨幣の計算貨幣によって表示されるため中下層市民の生活を保証し、貨幣価値を安定させるためにはできるだけ貶質貨幣を排除し、高額金貨との固定相場を維持する政策を迫られた。中世後期から近世にかけての都市騒擾の原因が日常生活を支えた小額貨幣の購買力の極端な低下にある場合が多く見られたためである⁴³⁾。

北イタリア都市国家では都市参事会の公権力の行使が様々な役職によって執行され、商取引を監督する部局によって度量衡、貨幣制度、契約の遵守、とりわけ商品の質と現在価値を厳守することが都市法や市場規則、慣習によって規定されており、商人の取引活動が都市空間において一定の法治の下で都市貨幣の価値額通りに遂行されることが保証されていた。これらの法治の最も重要な要素はローマ法であり、これが大陸ヨーロッパの商事法制の基盤を形成した。ロンバルディア地方を中心とするイタリア商人は神聖ローマ皇帝や王権、さらには領邦君主から様々な特権を獲得し、封建的身分制の支配体制のもと主要都市のローマ法を基盤とする商事法制や市場慣習が都市国家をこえたネットワー

42) 同上書 81頁以下参照。

43) Gustav Freytag, *Der Dreißigjährige Krieg. Die Kipper und Wipper und öffentliche Meinung*, in: ders., *Bilder aus der deutschen Vergangenheit*, III, Leipzig 1898, S. 145-87.

クにおいても保証され、南欧型市場システムが形成されていった。この市場システムの最も重要な要素が、イタリア商人主導によって開設された主要な大市において都市商人団体ごとの高額金貨の計算貨幣を建値とする信用決済システムであり、さらにそれを支える貨幣システムであった。前者をドイツ人貨幣金融史家デンツェルは「現金を使用しない決済システム」Bargeldlose Zahlunngssystemと呼んだ⁴⁴⁾。

こうして、都市高額金貨の計算貨幣の購買力は当時形成されつつあった大市を頂点とする市場経済の大市帳簿や銀行帳簿そして商人・企業帳簿に記載される計算貨幣の価値を表示するものとなり、取引において一定の利益と利子を保証する貨幣価値を有することになった。大市では、イタリア商人団の中でも最も重要な都市商人団の代表が大市統領として、イタリアの主要都市の商人団の代表、さらには当時のドイツ商人団やフランス人さらにはネーデルラン商人団の代表を自己の宿舎の前の広場に招き、各主要都市の計算貨幣の相場を大市計算貨幣によって決定し、都市ごとに為替手形を集合決済し、その帳尻のみを大市帳簿に記帳し、それを次の大市に引き継ぐか、戻し為替を組んで各都市で清算することをを行った。当時の遠隔地貿易に供される特定の商品は、各都市計算貨幣の売買を通じて需要と供給によって価格が決定し、司令慣習経済の内部市場の機能を果たした。都市計算貨幣の購買力はこのような市場経済の価格メカニズムによって決定されるものとなり、これまで不可解な現象として理解されることのなかったイマジナルマネー、つまり国家貨幣としての都市貨幣の計算貨幣の価値が、都市内の価格体系から決定される貴金属含有量の価値を超えた価値を有することになった。貨幣の交換価値の獲得が達成される現象が歴史的に初めて生ずることになった。

他方で、都市内の小額銀貨の価値は常に銀含有量の購買力によって決まるので、貨幣相場が常に低くなる傾向が生じ、このことは小額銀貨計算貨幣の都市内での購買力の低下を意味し、中下層民の生活に必要な物資の高騰を招き、賃金低下をも引き起こすことになり、貧窮化を招くことになった。そこで都市当局は貧窮者に対して、日々の生活に必要な一定の購買力を有する小額貨幣をあらたに製造し、直接行政や有力商人を通じて週ごとに支給したり、飢饉や価格高騰時に備えて数年分の穀物備蓄が可能な都市穀物倉庫を建設し、穀物を安値で備蓄し、危機の時期にはこの穀物を使ってパンを焼き、あらかじめ配布したパン支給チップ(メダル状のチップ)によって中下層民全員に配布した。加えて、肉屋やビールさらにはワインなどの生活必需物資の取引を都市監督官の統制下に置いた。都市刑事の直接的取締や街区長や地区長の監視を通じて適正価格による取引を強制した。こうして、都市貨幣の高額金貨計算貨幣の購買力と小額銀貨計算貨幣の購買力が乖離し、常に小額銀貨計算貨幣の購買力が減価する中近世市場構造が形成されることになった。

以上のように、イタリアから西ヨーロッパ大に中世世界経済の成立とともに、有力商人ネットワークと大市を頂点とする都市間信用決済システムを実現することになった現象を中世商業革命と呼ぶ研究者もいる。この現象は、都市公権力の官僚制による行使と都市裁判所や市場監督官による市場統制と公証人制度と使節使者制度に支えられたローマ法を基盤とする法治がヨーロッパ国際市場において実現していたことが前提となっている。こうして、中世商業革命は、複式簿記・会社・銀行・為替手形・

44) Denzel., a.a.O., S. 79ff.

商事法制・市場慣習などのヨーロッパに特有の市場技術を伴う一定の経済計算に基づく市場活動を実現することになった。

中世商業革命の根幹をなす市場技術の伝播や信頼のネットワークの形成には北イタリア都市商人の積極的活動があった。彼らはロンドンからスペインやフランスさらにはドイツに隊商を成して旅行し、ヨーロッパ各都市に商事法制を始め、市場技術を広め、一部は移住し商人ネットワークの拠点形成に貢献し、主要な大市や都市間取引を主導し、信用決済システムの形成に重要な役割を果たすことになった。

他方で、ヨーロッパの主要都市の商人もこの商人ネットワークに積極的に参加するようになり、われわれが知るニュルンベルクでは中世後期以降商人の子弟や関係者をイタリア主要都市に修行に出すことが一般に行われており、商人にとっては市場技術を学ぶだけでなく、イタリア商人との信頼関係を築くことによって、ごく限られた範囲の内部市場としての中世世界経済の決済システムへの参加資格を与えられる機会ともなつたと考えられる⁴⁵⁾。

中世後期から近世にかけてイタリアの主要都市では、公立銀行を設立し、商取引の決済を公立銀行に集中させ、高額金貨計算貨幣建当座勘定口座と為替手形や支払指図証による決済を行うことにより、都市上層の資産価値を維持し、年金や定期金の運用さらには都市金庫の決済も都市高額金貨計算貨幣建で行った。ただし、国際取引や高額の卸売取引は参事会周辺の世評の高い信用における商人に限って参加が許された。中近世都市の身分制の支配体制を反映して、市場取引の参加者は限定され、信用取引決済に使用される為替手形は一般に四人の関係者にのみ決済行為が許され、債権譲渡は禁止された。後に、北西ヨーロッパで見られるようになる手形の裏書・割引の手法はイタリアでも知られていたが都市商事法制や慣習によって禁止されていた。銀行での決済において手形に記載されている4人の当事者以外の人物による決済行為は、代理人にしか許されず毎年、口座所有者は代理人を銀行に届ける義務があった⁴⁶⁾。

中世商業革命によって形成されたヨーロッパ市場経済システムは、12、13世紀にシャンパーニュ大市においてイタリア人主導の原初形態を形成し、次いで14、15世紀前半ブリュージュ大市はフランドル計算貨幣を建値に、為替手形による決済が行われ、イタリアを中心とするヨーロッパ市場経済の北西ヨーロッパにおける枢要な地位を獲得した⁴⁷⁾。15世紀初めブリュージュに代わってジュネーヴ大市がヨーロッパ市場経済システムの商品大市、決済大市の最も重要な地位を占めるようになる。

45) 時代が近世になるが、デューラーの支持者であったニュルンベルク参事会家系ピルクハイマーの孫にあたるアンドレアス・イムホーフの『備忘録』が伝えられているが、彼は若いころフランス・リヨンに修行に行ったことが記されている。少し後の1621年のニュルンベルク為替銀行設立に際して、イタリアに修行に行った参事会員とオランダ、アムステルダムに滞在したことのある商人が、それぞれ地域の公立銀行の仕組みについて意見書を提出している。いずれにしても、中世後期にはニュルンベルク商人の子弟はイタリアに修行に赴いたと考えられる。Willbald Imhofs "Memorialbuch" in: Holst Pohl, Willibald Imhof Enkel und Erbe Willibald Pirkheimers, Nürnberg 1992, S. 28-71.

46) Markus Denzel, "La Practica della Cambiatura" Europäischer Zahlungsverkehr vom 14. bis zum 17. Jahrhundert, Stuttgart 1994, S. 103.

47) Ibid., S. 236ff.

ジュネーヴ大市では当時のフランス国王発行高額金貨エキュールの計算貨幣を決済に使用していたことが知られている。フランス王治下1マルク金衡重量*Marcd'or*の245gから64個のエキュールが製造され、通貨として使用されていたが、その後価値減価しさらに通貨として使用されなくなったが、その購買力を維持した計算貨幣が大市の決済貨幣として使用されるようになる。この手法はイタリア人主導で導入されたものであり、先に見たイン・フィオーリーノと同じ性格の計算貨幣であり、当時のジュネーヴの価格体系に基づく購買力を表示するものであり、この計算貨幣エキュールはヨーロッパ市場経済システムの手形の額面や決済に使用され、イタリア中心の市場取引決済システムに適合的な計算貨幣として国際商業や金融取引に重用された⁴⁸⁾。

このシステムの全盛期にはスペインのカスティリア大市が栄えた。15世紀後半から16世紀前半にかけてカスティリア国王からスペイン国王への公権力の強化とともに、大市の体制はヨーロッパ市場経済システムへの統合が図られ、イタリア人銀行家、とりわけジェノヴァ人主導による決済システムが確立していくことになる。15世紀末レコンキスタを達成したイザベル女王はメディナ・デル・カンポ、メディバ・デル・リオセコ、ヴィラロン三大大市に特許状を与え公認した⁴⁹⁾。

カスティリア大市は15世紀初めにヨーロッパ市場経済システムに編入され、16世紀に至って主要商業ネットワークに編入され、ヨーロッパ信用決済システムの重要な一翼を担うようになった。こうして、スペイン国王は1525年以降、国王金融取引をこれら大市で実施し、徴税請負人や「国王金庫」(王国財務局)に対する国王の債務を当該大市の決済大市で支払う慣行が確立した。王権の債務は商品大市における新大陸からの貴金属で相殺されることも多く見られるようになり、王室財政によって手形による金融取引が大々的に展開されカスティリア大市の巨大化とともに、その脆弱性も露呈することになる⁵⁰⁾。

カール5世の帝国政策によりフランドルとの取引が拡大され、半年を超える期限の為替手形の使用が最盛期を迎えた。カスティリア大市とリヨン大市、さらにはアントウェルペン大市との密接な結びつきが認められ、これら大市はイタリア人商人主導で行われており、フランクフルト大市も含めてヨーロッパ市場経済システムの枢要な位置を占めた。

カスティリア大市は三都市で年5回順次大市が開催され、開催期間は各50日と定められ、30日間商品大市、後半20日間は決済大市として開催された。スペイン国王は大市開催の特許状とともに、王国全土に6ないし8人の大市為替掛を任命した。彼らは主要都市ないし地域の代表として、それぞれの地域の商人口座を管理し、商人の債権債務を帳簿上決裁する任務が与えられた。彼らは銀行家の代表であり、彼らの帳簿による決済は最終的に各決済大市における大市大帳簿によって決済された。大市大帳簿での決済に際しては、あらかじめ一定額の信用が授与された⁵¹⁾。

各地の商人は決済を委任する銀行家を指定する。大市に参加する商人はまず、大市掛りの帳簿にこれまでの取引を記帳し、最終的に大市期間中の取引の記帳を決済大市期間中に自己の指定した大市掛

48) Ibid., S. 231f.

49) Ibid., S. 283.

50) Ibid., S. 284.

51) Hans Pohl, *Europäische Bankengeschichte*, Frankfurt am Main 1993, S. 100.

の帳簿に記帳した。メディナ・デル・カンポの決済大市“*banco de feria*”の史料によると大市の慣習として決済大市期間中の二日間だけ、大市掛の店舗が連なるルア*Rua*通りの鎖がはずされ、一日2度午前1時間、夕方1時間のみ手形による大市帳簿への記帳が許された。この2日間以外の大市期間中は鎖で閉鎖されていた。大市の為替相場はジェノヴァ人商人団体によって決定された⁵²⁾。

カスティリア大市の決済に使用される計算貨幣は、スペイン王国の高額金貨と小額銀貨の計算貨幣の固定相場によって与えられた。最初は、金貨エンリク*Enrique*と小額銅貨マラヴェディー*Maravedi*の相場は400に固定され計算貨幣として使用された。その後、カール5世はフランスのエキュールと等価のエスクドール*escudo*の製造を開始し、ジェノヴァ人商人主導の大市取引に適合的な高額金貨を導入し、350マラヴェディーの固定相場の計算貨幣としてカスティリア大市の決済貨幣のみならずヨーロッパ市場経済システムの信用決済貨幣として使用した。後に、息子フェリペ2世は王国の価格体系に合わせて400マラヴェディーに切り上げることになる⁵³⁾。

一方で、1497年以降リアル*Real*貨(純銀量3.2g)がスペインにおける基準銀貨として使用されるようになり、計算貨幣としても使用されるようになった。社会で使用される通貨は小額銅貨ブランカ*Blanca*であり、その2ブランカの購買力を表示する計算貨幣マラヴェディーは34の固定相場が与えられ、スペインの日常取引の計算貨幣として使用されるようになった。王国は公権力を使ってこのリアルとマラヴェディーの二つの計算貨幣の相場を維持し、国民生活の安定を図ることになる。ところが、スペインは近世絶対王政のもと各地域にそれぞれ異なる売上税や関税が課され、様々な地域特権や商慣習によって価格体系が異なっており、このような分断されたか価格体系のもと異なる公定価格が設定され、実勢価格を推定することは非常に困難であったので王国の統制はうまく機能しなかった⁵⁴⁾。

ネーデルランドとの取引は金貨グルデン相当高額銀貨ターラー貨に値する8リアル貨が使用され、1535年には新大陸メキシコでターラー貨に値するペソ・デ・ア・オコ*Peso dea ocho*(ペソはラテン語で「重量」の意味)が製造され、272マラヴェディーの価値を持ち、スペイン植民地さらには広くアジア沿岸地域に普及し、国際的な決済通貨として使用され、スペイン本国のみならずヨーロッパ諸国の商業通貨としても流通するようになった。1543年から1566年にかけてスペイン本国でも実際にペソ貨が製造された⁵⁵⁾。

カスティリア大市では王権の強力な統制のもと、ジェノヴァ人商人団による大市の支配が貫徹し、大市参加者に有利な高額計算貨幣の高騰と日常必需品や賃金の価値を表示する小額銅貨計算貨幣の減価が急速に進行する事態が17世紀初めに生じ、大市為替相場が高騰し、高額金銀通貨が海外に流出し、スペイン経済はマヒすることとなった。南欧型市場経済特有の市場経済と地域経済の貨幣システムの

52) Ibid., S. 101.

53) Moritz Julius Bonn, Spanischen Niedergang während der Preisrevolution des 16. Jahrhunderts, Stuttgart 1896, S. 40f.

54) Ibid., S. S. 35ff.

55) Wolfgang Heß, Dietrich Klose, a.a.O., S. 93f.

分裂による小額計算貨幣減価問題に直面し、混乱に陥り国力の衰退を招くことになった⁵⁶⁾。

16世紀初頭以降、リヨンがフランス最大の商品決済大市に成長した。リヨン大市は1420年シャルル7世が二つの特許状をリヨンに授与することによって開始された。その後、ルードヴィッヒ11世がフランス人商人のジェネーブ訪問禁止措置をとることによってリヨン大市はフランス最大の都市となった。ここでもイタリア人商人主導のもと中世商業革命によって確立した、商事法制と慣習によって信用決済取引が行われた。為替手形取引はリヨン特有の計算貨幣体系によって行われた⁵⁷⁾。

金貨マルク *Marc d'or* (計算貨幣) 純金245g相当の購買力が、最初リヨン大市の計算貨幣として使用されていたが、その後金貨エキュ・デ・マルク *écu de Marc* (=1/65金貨マルク≒45スー・トゥルノワ *Sous tournois*) が使用されるようになる。その結果、金貨マルクに由来する通貨エキュ *écu viel* は良質の故に流通から消滅していった。その後、エキュ・ドール・オ・ソレイユ *écu d'or au soleil* 純金3.081gの購買力が計算貨幣として使用され、最終的にエキュ・ドール・オ・ソレイユと中位銀貨計算貨幣スー・トゥルノワが60の固定相場に決定されフランス国家の大部分の計算単位として使用されるようになり、実際のエキュ・ドール・オ・ソレイユ金貨は流通しなくなる⁵⁸⁾。

リヨン大市ではこれらの計算貨幣を使ってイタリア人商人団体主導で時々の大市為替相場を決定した。大市は年4回開催され、商業大市は14日間、決済大市は8日間開催された。イタリア人商人団はフィレンツェ、ルカ、ミラノ、ジェノヴァ人商人団が参加し、さらに南ドイツ商人、カタロニア人、ポルトガル人そして多くのフランス人の参加が見られた。商品大市の間に、フィレンツェ人商人の代表・統領の主権のもとフィレンツェ商館で信用取引に適用される為替相場が決定された⁵⁹⁾。

決定作業は三段階で行われた。最初の段階は最初の2、3日の間に商館バルコニー前に頭領司会のもと商人と銀行家が集会を開き、手形の満期の宣言を行い、その手形の引受者の申告と引受考慮期間の設定を行った。こうして各商人は手形の引受可能性を‘X’、引受拒絶‘SP (sous protêt)’ 疑わしい場合‘V’をそれぞれのノートに記載し、各商人の手形の成約による債権債務額を示し、大市期間中の信用取引の受け取り、支払金額を法的に確定することになった⁶⁰⁾。

次の段階ではフィレンツェ商館バルコニー前で、統領が次の大市支払期間と外国の都市・大市との間の手形の支払日時を宣告する。最初にフランス人、次にドイツ人、ミラノ人、ジェノヴァ人、最後にルカ人が態度を表明し、期日が決定される。その上で、三つの大共同体(フィレンツェ、ジェノヴァ、ルカ)が当該大市期間中の為替契約に適用する為替相場を決定した。1572年まではそれぞれ独自の為替相場を決定しその平均を統領が宣告していたが、この年以降フィレンツェとルカが相場を事前に統一し、1604年からは三つの共同体が事前に相場を統一し、その統一相場が宣告された。こうして大市台帳に一つの統一的な計算貨幣によって記帳がなされることになった。為替手形による信用取引によって商品の価格が決定され、その価格が商品取引の価格を規定し、決済大市において信用取引

56) Bonn, a.a.O., S. 54ff.

57) Denzel, a.a.O., S. 304f.

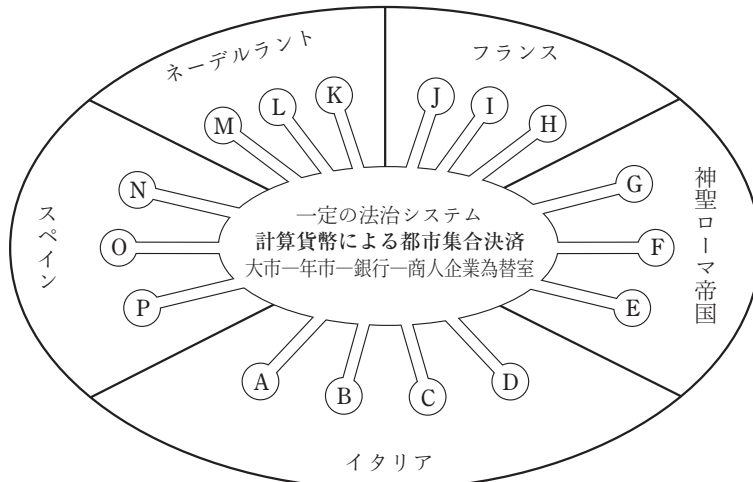
58) Ibid., S. 303.

59) Pohl, a.a.O., S. 104ff.

60) Ibid., S. 106.

以外に相殺や振替，最終的には現金決済が行われたが，現金決済は実際にはごくまれで，銀行家の融資による次の大市までの預託，利子付融資が行われた。この利子も同時に決定された。第三段階では王国内主要都市宛の内国為替相場も決定された⁶¹⁾。

特筆されるべきは，リヨン大市の決済大市として成立したブサンソン大市である。ジェノヴァ人主導の決済大市であったが，フランス王の干渉が強まったためにフランス領を避けて北イタリアのピアツェンツァに移動した。アメリカ産銀がセヴリアに集中し，ジェノヴァ人支配が強まる中で，ジェノヴァ人が支配するピアツェンツァ決済大市は1579年から1621年までが最盛期であった。リヨン商品大市の決済貨幣であったエキュー・オ・ソレイユと等価のスクード・ディ・マルシェを計算貨幣に使用した。後に，新しい計算貨幣を生み出すことになる。つまり，7つの国際決済通貨の平均金重量から計算した金貨計算貨幣を考案し決済に使用した。この大市はジェノヴァ人マーチャント・バンカーを中心に30人から50人の銀行家が支配する巨大な国際市場となり，年平均3700万エキューが決済された⁶²⁾。



南欧型市場経済システム

A~Pは都市

II 市場経済の発展と主権国民国家の成立

1 中央ヨーロッパにおける銀生産の発展

近世において中央ヨーロッパや新大陸における銀生産の飛躍的発展が見られた。15世紀末から16世紀前半にかけてザクセン（エルツ山），ベーメン（セント・ヨアヒムスタール）や南チロルで従来の5倍の銀が産出されるようになった。引き続き中南米（ポトシ）で最初は金中心に生産されたが，16世紀後半以降は中央ヨーロッパの5倍の銀が産出された。13世紀に始まった中世商業革命によっ

61) Ibid.

62) Denzel, a.a.O., S. 436ff.

て成立した南欧型市場経済は金貨計算貨幣であったが、16世紀初めから北ドイツで銀貨決済による市場経済が成立することになった。北西ヨーロッパの銀貨計算貨幣市場経済システムの開始を告げる出来事が、ザクセン大公やベーメン大公によって始められた。こうして16世紀中に北西ヨーロッパを中心とした銀貨計算貨幣による世界に拡大した市場経済システムが成立することになる⁶³⁾。

このようなヨーロッパ近世の発展は近代的技術に繋がる重要は発明によって達成されたと考えられている。火薬・羅針盤・印刷技術の発明である。このような発明によってもたらされた社会的変化が、従来都市によって担われていたツunft技術が広く開放されるようになり、水車・風車・歯車・ネジ・旋盤・カム・クランク・ノミ・鑿・フィゴ・鋳山技術等が普及するようになった。これらの技術を体系的に記述した書物が1550年ザクセンで出版されている⁶⁴⁾。

火薬の発明から鉄砲・大砲の実践的使用に進み、それを受けて防御施設としてのイタリア式築城法が開発され、近世社会の発展と共に中心地機能と宮殿を備えた都市建設が進められるようになっていった。戦術の変化は騎士階級の没落をもたらし、鉄砲・大砲による歩兵戦闘が軍事力の主流となり、軍隊規模の拡大と規律化をもたらす市場経済の発展による社会的分業の進展に伴う都市化と官僚制の拡大と相まって各地に首都的機能を備えた都市を有する領邦国家や主権国家の成立を見ることになった。中世以来の中間権力が排除され、戦争企業家や御用商人の活躍が見られるようになり、さらにネーデルランドでは大市に代わって取引所が開設され、自立的な仲買人による公権力から自由な市場経済が成立するようになる。

ヨーロッパにおける近世市場経済の発展は、狭い都市を超えて高度な分業体系によって展開されることになった。そのためには印刷術の発明によるコミュニケーション革命を必要とした。聖書のドイツ語訳や宗教改革のパンフレットの廉価な印刷による知識の一般化、あらゆる知識、ツunft技術や科学思想、さらには文芸や人間や社会自然に関する知識が広く共有され、博物学などの新たな学問の誕生を見ることになる。当時の自然科学の知識が集大成された書物が1550年頃医師ゲオルク・アグリコラ Georg Agricola によって書かれた『鋳山制度と製錬所に関する12巻』である。この書物は単に鋳山技術や精錬法ばかりではなく、冶金学、当時の化学的知識、塩・曹達・明礬・礬油・硫黄・瀝青・ガラスなどの製法、測量技術、機械技術・車・歯車・カム・クランク・ノミ・鑿・フィゴなどの先端技術が紹介されており、博物学の著作の観がある。ゲーテは300葉の挿絵の精密さから全人類の「美しい贈り物」と讃えている⁶⁵⁾。

中欧ヨーロッパでは旧来の鋳山再開発にくわえて多数の新鋳山の開発が進められた。16世紀に鋳山という意味を持つエルツ山脈という名前が与えられるほど15世紀60年代以降ザクセン南部では鋳山開発が進められた。さらに・ベーメンとチロルでも鋳山開発がすすめられ中央ヨーロッパの銀生産は1450-1540年にかけて約5倍に増加した。精錬技術も従来の灰吹き精錬法(鉛還元法)に加えて、ザイガー法、さらには水銀アガルガム法が発明され広くヨーロッパばかりではなく新大陸にも広まって

63) Wolfgang Heß, Dietrich Klose, a.a.O., S. 24f.

64) アグリコラ著三枝博音訳山崎俊雄編『デ・レ・メタリカー全訳とその研究 近世技術の集大成』岩崎学術出版社 1968。

65) 同上書

いくことになる。排水用の巨大巻き上げ機や鉱石切断用鋼鉄製巨大鋏の発明、とりわけ横穴坑道と排水技術・通風技術（ふいご）の採用は鉱山開発に革命的結果を及ぼし、これまで数十メートルしか掘り進むことができなかつたものが、1000メートルにまで及ぶ深鉱採掘が可能となった。他のヨーロッパ人が大洋に乗出す大航海時代に突き進んだ時代にドイツ人は地中深く鉱山開発に邁進したと言われるほどである。これらの技術に加えて新たに木工技術が開発されていった。中世以来の技術から坑道・坑木・木組み技術が発展し、新たに木製トロココレールとトロココによる鉱石や重量物の運搬が行われるようになる。これらの技術や科学的知識はすべて、正確な挿絵に描かれており印刷術による知識の一般化をしめす見事な例であろう⁶⁶⁾。

軍事革命によるこれまでの騎士による騎兵戦闘から鉄砲・大砲を装備した歩兵戦闘とイタリア式築城法による強固な鋭角稜堡を備えた城郭と中心地機能を備えたレジデンス建設が進み、戦争の規模も拡大しますます貨幣経済化が進むことになった。都市では各階層の利害が分裂錯綜し、ツunftの市政参加要求から始まって様々な都市騒擾が勃発し、都市内部の利害を調整、秩序維持を強制するために公権力の集権化と社会の規律化が進展していった。一般にポリツァイ行政と呼ばれる警察のみならず民政も含む社会の安定ばかりではなく、都市内の公益 *gemein Nutz* を強調し、良き共同体 *bonus commune* の形成維持を目指す動きが活発化していった。その結果、都市のオププリヒカイト的性格が強化され、ポリツァイ概念が成立し社会の規律化は官僚制の発展と統制の強化を招くことになった。このような動きは、都市では15世紀半ばから開始されたが、領邦国家では半世紀ないし1世紀遅れて開始されることになった⁶⁷⁾。

16世紀の転換点において神聖ローマ帝国では帝国改造が開始され、帝国内各領邦の政治的経済的利害が顕在化した。とりわけ北ドイツで鉱山特権を有し大量の銀生産を開始した諸侯と南ドイツ諸侯、とりわけ皇帝との間に大きな経済的利害の対立が生ずることになった。皇帝は国王大権レガリーエンの一部であった鉱山特権を回収し、さらにこれまでの金貨計算貨幣体系による帝国統治を目指したのに対して、ザクセン選帝侯を始めとする北ドイツ諸侯はできるだけ鉱山所在地の鉱山特権を強調し、皇帝の鉱山開発への関与を排除し、金貨計算貨幣体系に対抗し、新たに銀貨計算貨幣体系の確立を目指すことになった⁶⁸⁾。

1453年のコンスタンチノーブルの陥落はヨーロッパに巨大な脅威を与えることになった。神聖ローマ帝国はこれに対してどのように対処するかが緊急の課題として問われることになる。帝国でトルコに対する防衛軍を如何に編成するか、長期化する脅威に対して恒常的な戦費を如何に調達するかが問われた。さらに、市場経済化にともなう経済的利害の対立は社会の規律化を迫り、帝国統治における

66) 同上書

67) 神寶秀夫『中・近世ドイツ都市の統治構造と変質—帝国自由都市から領邦都市へ—』創文社 2010年 23頁以下。池田利昭『中世後期のドイツの犯罪と刑罰—ニュルンベルクの暴力を中心に—』北海道大学出版会 2010年 22頁以下。16世紀ニュルンベルクの都市関連史料には同様の用語を使用する例が多く見られるようになる。ニュルンベルク古文書館ニュルンベルク商工組合理事会史料集 第1巻市場条例、市場関係規則集 Nr. 571-576に同様の用語が参事会の立場から使用されている。

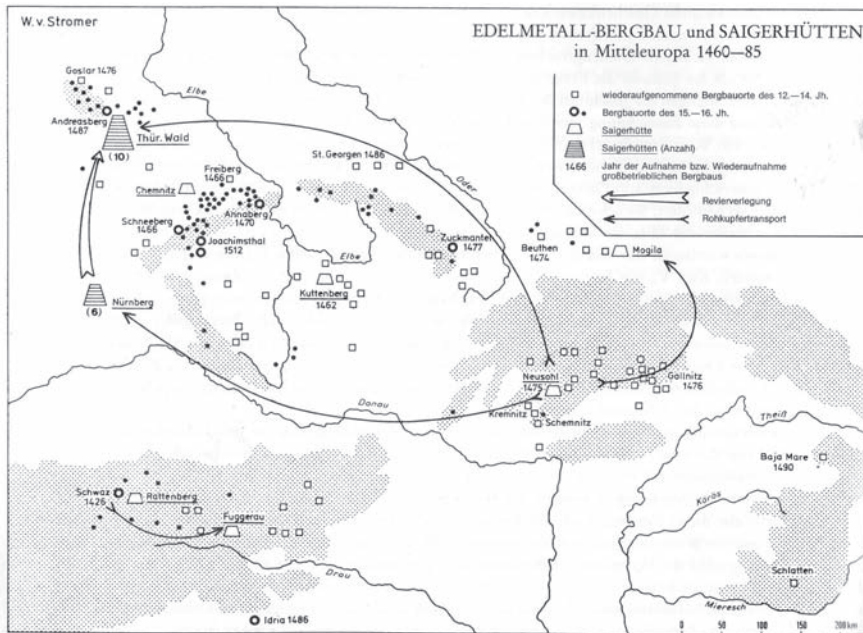
68) Wolfgang Heß, Dietrich Klose, a.a.O., S. 24ff.

裁判権をめぐる厳しい対立を生むことになった。16世紀に入って数度にわたる帝国議会において帝国統治を巡って皇帝・南ドイツ諸侯との間に激しい論戦が戦わされ、一種の妥協の産物としてクライス制度が導入され、帝国内に10のクライストが設けられ地域の治安を担うと同時に戦費調達や貨幣問題の解決を目指すことになった。4度の帝国議会で貨幣法が發布され、帝国の統一の貨幣法の制定を目指したが最後まで実現することはなかった⁶⁹⁾。

帝国貨幣法は北ドイツ諸侯によって銀貨計算貨幣体系の基盤として制定されたザクセン大公国貨幣法を認めず、両者の対立は1873年のドイツ統一後の帝国貨幣法の制定まで続くことになる。金貨相当高額銀貨ターラー貨をめぐる対立は宗教改革を巡る政治闘争においても繰り広げられ、三十年戦争に至る戦費調達や政治的経済的対立の費用負担を巡ってそれぞれの陣営が異なるターラー貨を大量に発行する事態となり、ドイツ地域は貨幣的に大混乱をきたし、小額銀貨の貶質を招き一般民衆に戦争以上の苦しみを強いることになった。

このような混乱を鎮静化するためにドイツ全土で新たに帝国貨幣として小額銀貨クロイツァー貨が製造され、南ドイツ地域はグルデン金貨計算貨幣とクロイツァー貨と一定の関係を持つ計算貨幣体系が導入され、北ドイツでは高額銀貨ターラー計算貨幣とクロイツァーと一定の関係を持つ計算貨幣体系が実施された⁷⁰⁾。

1460-85年中央ヨーロッパにおける貴金属鉱山とザイガー精錬所



Wolfgang Heß, Dietrich Klose, a.a.O., S. x より転載。

69) Fritz Blach, Die Wirtschaftspolitik des Reichstags im Heiligen Römischen Reich Ein Beitrag zur problemgeschichte wirtschaftliche Gestaltens, Stuttgart 1970, S. 16ff.

70) Ibid., S. 20ff.

以下中央ヨーロッパの銀鉱山の発展について具体的に検討したい。

ザクセン（エルツ山）、ベーメン（ヨアヒムス溪谷）、ハンガリーそして南チロルで銀生産が急激に増加したが、セント・ヨアヒムスターラ鉱山では生産形態は坑道造り・採鉱・搬出・砕鉱・精錬・排水の分業によって行われた。採鉱は坑口ごとに行われ4人一組4交代制で最低16人必要であった。坑道の深さは地下30ハラター（60メートル）から100ハラター（200メートル）にも達し厳しい規律が要求された⁷¹⁾。

ザクセン大公支配地域では所有形態は鉱山特権により領邦君主は鉱山全体の32分の1の所有権が認められており、鉱山所有権の分割（タイル）が行われた。鉱山は地区ごとに鉱区に分かれており、鉱区の採掘・獲得権が細分化され株*Kux*（クス）とよばれ、多くは128・256・384分割された。実際の採掘は坑口ごとに鉱山企業家（鉱夫）が請け負い、領邦君主の鉱山特権分「週賦役」分（産出量の3分の1）を引き渡したのちに実際に採掘作業をする坑夫と最初は鉱石を折半した。さらに、巨大な分業体系によって採掘がおこなわれ、領邦君主は領邦の部局として鉱山局を置き、その長官を通じて鉱山支配人・鉱区長（給与支給）を任命し、立坑や排水横坑*Erbstollen*の建設者の任命、排水用巻上機や巨大な水車の設置作業分担者の任命を行い、彼らの取り分を決定した⁷²⁾。

フライベルク鉱山では以前、坑口は鉱夫*Meister*を中心に組織され、坑夫も協働者として参加する坑口経営体はゲヴェルク*Gewerg*（*concultur* [共同者]）と呼ばれ、後の労働組合の起源となった。このような経営体を基盤として鉱区鉱夫組合が結成され、坑夫も参加する全山集会所が開かれ、自治的裁判権を行使するための参審員の選出を行った。全山集会所は兄弟盟約組合としてアイヌンク*ainung*を結成した。鉱夫も参加する鉱区鉱夫組合は共同飲食費を徴収するとともに、「函入れプエニヒ」*Büchsenpfennig*によってフライベルクのフラウエン教会エリギウス祭壇の維持費や坑口ミサ・見舞・共同費の支出に当てられた⁷³⁾。

世紀の変わり目前後にザクセン大公国の集権化が進められ財務局・貨幣局が設置され、財務局長・貨幣局長による鉱山支配人や鉱区長が任命されるに及び、1480年以降の史料から組合集会所が減少し、鉱夫組合は中間管理機関化しエルツ山全体がザクセン大公国官営鉱山業化していくことになる⁷⁴⁾。

こうして、16世紀に入り鉱山開発は技術や資本において大規模化し経営形態も公権力の監督のもと巨大な経営体によって担われるようになった。それを促進したのが新たな精錬技術の導入である。

ザイガー精錬法(*Seiger* 溶離)はヨハネス・フンケ *Jpjhannes Funke* により開発されたものであるが、銀含有銅は銀の分離が困難であったが粉碎した銀含有銅鉱石に鉛と木炭を混入し加熱することによって銅と塩化銀に分離される。塩化銀は吹分法で銀分離がなされた。これまで十分利用されてこなかった銀含有銅から大量に銀が生産されることになったが、設備が大規模化したため、企業家による精錬が開始されることとなった⁷⁵⁾。

71) Otto Hoppe, Der Silberbergbau zu Schneeberg bis zum Jahre 1500, Heidelberg 1908, S. 92f.

72) Ibid., S. 72f.

73) Heinrich Löscher, Die Anfänge der erzgebirgischen Knappschaft, ZRG. KA. 40/1954, S. 227.

74) Hubert Ermisch, Das Sächsische Bergrecht des Mittelalters, Leipzig 1887, S. 168.

75) アグリコラ著三枝博音訳山崎俊雄編 前掲訳書 425頁以下参照。

ザイガー法による大規模精錬所の建設は都市ニュルンベルクにおいてヨーロッパで最初におこなわれた。ニュルンベルク内外に6製錬所が建設され、1453年ニュルンベルクのフラウエン門前に最初の精錬所が建設された。「鉛をもって銅から銀を溶解し分離する方法 *ars confratoria separatia argentum a cupuro cum plumbo*」という表現が史料上初見される⁷⁶⁾。

1461年都市参事会は環境破壊を考慮、大量の木炭使用の必要からもこれら6つの精錬所をチューリンゲン森に移動した。当時は、資本や木炭使用の必要から鉱山から離れた場所で精錬することが一般的に行われていたために、鉱石の遠距離輸送の必要が生じた。ニュルンベルクに続いて1461年シュロイジンゲン、1464年シュタイナッハ、その数年後にはアイスフェルトで参事会家系に属するハンス・シュタルクとマティアス・ランダウアーによって精錬所が建設された。1502年7人のニュルンベルク市民によってチューリンゲン森に資本金31,500グルデンでザイガー精錬会社が設立された。この会社は6基の炉を備え、各間口52フィート奥行55フィートで12のフィゴを擁する巨大な製錬所を建設し、銀だけでなく当時ニュルンベルクで盛んとなった金属加工業に銅の供給を行いヨーロッパ随一の金属工業に原料供給を行った⁷⁷⁾。

ザイガー法に必要な鉛は14世紀半ば南ポーランド・クラクフ中心にニュルンベルク企業家によって開発され、同行した商人によってドイツへ輸入された。同時期参事会家系シュトローマー家はジェノヴァでの金銀地金や銅棒のホンダコでの販売を行っていたことが知られえといる。このようにストローマー家を始め、多くの有力商人企業家が中央ヨーロッパの銀生産に出資したり、精錬事業や貨幣製造事業に参加したりしており、鉱山株の購入に際しては、仲買人を通じてライプツィヒ・エアフルト・マグデブルクに伍して有力な販売先となり、鉱山監査委員会の6都市代表の一つとなるほど鉱山開発に積極的に関与した。ザクセン産錫はブリキ生産・錫食器類生産の原料として広くドイツ全土へ販売されており、1520年代ライプツィヒ商人と競ってニュルンベルク商人も台頭してきたが1530年ザクセン大公の仲介による両都市間協定が結ばれ、錫取引を両者が一定の割合で取り扱うことに合意した⁷⁸⁾。

こうして南ドイツ商人の代表的存在としてニュルンベルク商人は大航海時代以降の商業革命の開始とともに、鉱山業のみならず商業活動を積極的に展開し、手工業においても問屋制度を導入し、金属加工業や麻織物業を始め、多くの手工業分野で製造業を発展させていった⁷⁹⁾。

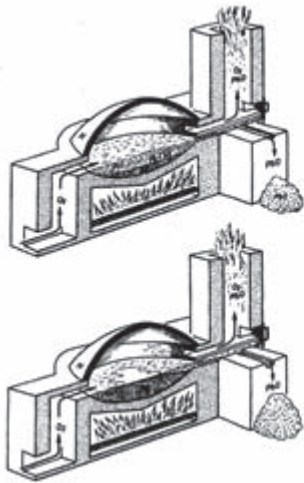
中央ヨーロッパでは鉱山業の発展と共に鉱夫組合を母体とする鉱山都市が成立することになった。鉱夫（鉱山企業家）を中心とするあらゆる職業の人々が集住する都市が領邦君主の特許状を得た鉱山都市に発展していった。ザクセン・エルツ山に立地するフライベルクでは1185年頃鉱山組合を母体とする集落に物資を供給する商人と手工業者の集住する小都市が成立した。1241年ザクセン大公

76) Wolfgang Heß, Dietrich Klose, a.a.O., S. 2f.

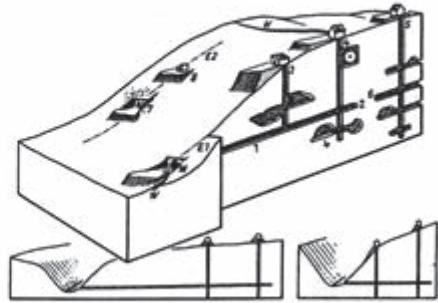
77) Wolfgang Stromer, *Gewerbereviere und Protoindustrien in Spätmittelalter und Frühneuzeit*. Sonderdruck in: Hans Pohl, *Gewerbe- und Industrielandschaft vom Spätmittelalter bis ins 20. Jahrhundert*. VSWG. Beiheft 78. Stuttgart 1986, S. 92ff.

78) Ibid.

79) 佐久間弘展『ドイツ手工業・同職組合の研究—14～17世紀ニュルンベルクを中心に—』12頁参照。



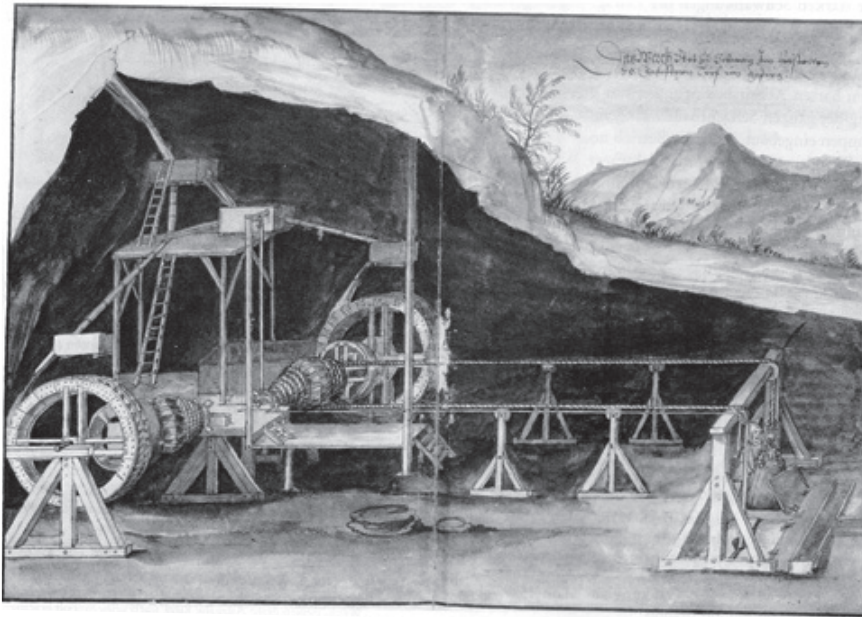
ザイゲル精錬法概念図



横坑（排水坑）設計概念図

瀬原義生「中世末期・近世初頭のドイツ鉱山業と領邦国家」50頁図2, 58頁図4より転載

巨大巻上排水機



Wolfgang Heß, Dietrich Klose, a.a.O., S.4より転載。

によって都市法が授与され都市参事会による統治が開始され、5つの教区が成立し教会制度も整っていった。同じくシュネーベルクでも1479年都市法が授与され参審人・鉱山裁判官の選出が行われ、都市財産不可侵・都市平和・市場開設権・関税や護送義務免除特権が付与され鉱山優先建築権の規定が制定された。こうして鉱山業は総合的大企業へと発展し、深い立坑・排水横坑採掘や排水設備の建

設維持さらには精錬施設の大型化のために南ドイツ商人による巨大資本が投下されていった⁸⁰⁾。

チロル地方ではシュヴァーツ銀山は16世紀初頭まで土着企業による株の独占が維持されていたが、15世紀に入って南ドイツ商人が株の購入に参加し始め、ニュルンベルク出身商人バウムガルトナーなどが活躍するようになり、1485年フッガーによる「銀先買い権」獲得につながることになった。1487年チロル大公ジギスムントは敗戦による100.000グルデンの賠償金が課されたが、そのうちフッガーが23.627グルデンを引受けることによって担保として5つの鉱区の先買い権を獲得することになった。さらに1488年150.000グルデンの融資を行い見返りに40.000マルクの銀先買い権を獲得した。当時のチロル大公の総収入は92.440グルデンであったがそのうち全鉱山収入は79.440グルデンに上り、非鉱山収入は10.000グルデン、塩収入が3.000グルデンであった⁸¹⁾。

その後、チロル地域の鉱山特権が大公からハプスブルク皇帝家に移管されるに及んでフッガーは1487年から1494年にかけてハプスブルク家に対して624.088グルデンの融資を行い返済銀として200.000マルクを得て400.000グルデンの利益を上げることができた。こうしてフッガーはチロル産銀の四分の三の地金銀をヴェネツィアで販売し、東方の物産を購入しアウグスブルグーヴェネツィアが南ヨーロッパ経済システムの中軸を占めることになった⁸²⁾。

近世初頭は軍事革命によるキャノン砲や榴弾の製造に必要な銅生産が飛躍的に拡大していったが、特に注目されるのは1475年鉱山技術者ヨハン・トルツォの揚水技術がハンガリー7都市に採用されトルツォは週1グルデンの現金報酬と鉱石の六分の一獲得の特権を得て1495年フッガーとトルツォによるハンガリー協同商事が結成されたことである。こうして、1495年オーストリア南部にフッゲラウ銅精錬所が建設され、さらにライプツィヒで西方ホーエンキルヘン銅精錬所が建設されフッガーはハンガリー銅年平均産出額12.190トンの83%を独占しうることになった。それらはアントウェルペン向けが40%、フランクフルト・ニュルンベルク向けが26%、ヴェネツィア10%弱さらにはダンツィヒ・レーゲンスブルク・アドリア海岸方面にも販売された⁸³⁾。

鉱山都市には鉱産物買入業務を行う「鉱石買取人」が、多数活動していたが、そのうちの一部分が徐々に「日用品販売」を兼ねるようになり「問屋」*Verleger*と呼ばれるようになった。その上、鉱夫による一般坑夫や賃金労働者に対する居酒屋・パン屋・肉屋を通じた現物支給が広くみられるようになり、領邦政府は現物支給規制を制定し、賃金支給を奨励した。1526年アントン・フッガーによってシュヴァーツ鉱山・溶鉱・日用品販売会社が設立され、その後、1565年にはフッガー・ハウク・カツベックによるイエンバッハ会社が設立され広範な日用品販売が現物支給で行われた。こうして、フッガーは鉱山特権を利用して鉱産物の独占のみならず、労働者の賃金や鉱山都市内の消費財の供給を支配することによって、一般物価より穀物価格を高く設定し、チーズは二倍の価格で支給し二重三重の搾取を行った⁸⁴⁾。

80) 瀬原義生「中世末期・近世初頭のドイツ鉱山業と領邦国家」『立命館文学』585号 2005年 24頁以下参照。

81) Rittmann, a.a.O., S. 47f.

82) Max Jansen,, Jakob Fugger der Reich, Leipzig 1910, S. 12.

83) Ibid., S. 16.

84) St. Worms, Schwazer Bergbau im fünfzehnten Jahrhundert, Wien 1904, S. 128.

その結果、鉱山労働者の反抗やストライキさらには暴動が頻発し、1525年ドイツ農民戦争と連携する活動が見られた。1525年5月20日ヨアヒムスタール鉱山坑夫は市庁舎、鉱山監督官屋敷やシュリック伯居城を襲撃し、証書・謄本を破棄し、「18か条」の要求書を突き付け、「函入れフェニヒ」の公正な使用、福音のみの説教、坑夫組合の長老の改選などを要求し、広く実現していくこととなった⁸⁵⁾。

その後、水銀アマルガム法が鉱夫バルトロメ・デ・メディナ Balthoro mé de Medina によって発明され、銀含有鉱石を石臼ないし砕鉱機で砕き鉱石粉末を石板舗き混汞場 *patio* に広げ直径100フィート厚さ2フィート円盤状の塊にねりあげ、塩と塩化銅の粉末を混入し、トン当たり10～12ポンドの水銀を投入し、人力ないしロバで踏込ませ汞和銀を形成する。汞和銀を水槽内で攪拌洗浄し、夾雑物を流し去った汞和銀を蒸留し、銀と水銀に分離する。1から3週間の工程で使用水銀の10～20%が失われた。この精錬法は新大陸ペルーで使用され大量の銀がもたらされ、最近の推計によると中央ヨーロッパ産出量のさらに5倍の銀がもたらされたとされている⁸⁶⁾。

ヨーロッパ新大陸銀生産高比較表（単位kg）

年代	Germ.	Austr.	oth. Eur.	Mexico	Peru	Potosi
1493-1520	11000	24000	12000	-	-	-
1521-1544	15000	32000	12000	3400	27300	-
1545-1560	19400	30000	13000	15000	48000	183200
1561-1580	15000	23500	10000	50200	46000	151800
1581-1600	14300	17000	10000	74300	46000	254300
1601-1620	10400	11000	8000	81200	103400	205900
1621-1640	6000	8000	13000	88200	193400	172000
1641-1660	6500	8000	11000	95200	103400	139200
1661-1680	7000	10000	10000	102100	103400	100500
1681-1700	11400	10000	9000	110200	103400	92900

瀬原 前掲論文77頁標11より転載

2 ターラー銀貨経済圏の成立

最初のターラー貨は1500年ザクセン大公貨幣法によって製造された⁸⁷⁾。高額銀貨はより大規模な貨幣流通圏を必要としており、ザクセン大公とマンスフェルト伯領、マクデブルク大司教領そしてハルベルシュタット司教領の貨幣統合が1519年にザクセン貨幣法の貨幣品位をそれぞれの領邦に採用することによって実現した。これら領邦は1520年伯シュリックとの貨幣同盟条約を結んだことが特

85) ギュンター・フランツ著寺尾他訳『ドイツ農民戦争』未来社 1989年 391頁以下。

86) 瀬原 前掲論文 77頁表11参照。

87) ザクセンで最初に大量に製造されたターラー貨であり、1500年以降選帝侯フリードリッヒ賢公(1486-1525)とその後の三代によって製造されたが、この名称はヌミスマティクスの用語で裏面の胸像の頭に被っているたれ縁付帽子に因んで帽子ターラー Klappmützentaler と呼ばれている。Wolfgang Heß, Dietrich Klose, a.a.O., S. 17.

に重要である。このザンクト・ヨアヒムスタールで結ばれた条約はザクセン大公国貨幣法に則って品位を定め、グルデン・グロッシェンを製造した。製造された同盟諸国の貨幣は、ライプツィヒで検査され、流通に投入された⁸⁸⁾。

ザクセン選帝侯領で発行されたグルデン・グロッシェンはその貨幣政策の成果やそれによる継続的な高額貨幣の製造にもかかわらず、ザクセン領邦のグルデン・グロッシェンの名前を与えることにはならず、エルツ山東側のベーメン領に位置するセント・ヨアヒムスタール鉱山からとれた銀による同価値の高額貨幣がその名前を与えることになった⁸⁹⁾。

1512年廃村コンラーツグリュンに位置する耕地で、最初の銀が採掘され、1515年以降、組織的採鉱が始まり、1516年までにすでに400軒の家屋がそれまで原野だったところに建設された。この地域は伯シュリックの質権地のシュラッケンベルト荘に属し、伯は1517年この地をセント・ヨアヒムスタールと命名し、1518年に鉱山法を發布した。1520年にはセント・ヨアヒムスタールは都市特権をベーメン国王ルードヴィヒヒから得た。急速に増加する産出銀は最初、ニュルンベルクとアウグスブルクの商社に売却（ヤコブ・ヴェルザー、ハンス・シュトゥツル）され、これら商社は生産銀に対する前貸融資も行った。その際、鉱山での賃金支払いに必要な小額貨幣の支給に困難をきたしたため、伯自ら小額貨幣製造に乗り出し、多くの利益を上げることができた。こうして、1519年にベーメン領邦議会決議を経て、貨幣高権証書を得て貨幣製造を開始した。同時に、ザクセン大公ヴェッティン家との交渉を通じて、北ドイツ貨幣同盟に加わることによってヨアヒムスタール製のターラー貨はヴェッティン家領邦を始め北ドイツで広く通用するようになった。ヨアヒムスタール製の貨幣は最も量が多く、その品位が長期にわたって維持されたため様々な名称で呼ばれていたグロッシェン・ギョルディナーは最終的にターラーと呼ばれるようになる。ヨアヒムスタールの貨幣製造人はザクセン公の下僚であり、同盟貨幣は年に二度ライプツィヒ大市で重量と品位が検査された。こうして北ドイツはザクセン選帝侯の貨幣法に則った金貨相当銀貨が広く流通するようになり、皇帝や西部・南ドイツ諸侯の金貨流通圏と一線を画する経済圏が成立することになる。この経済圏はライプツィヒを中心としザクセン選帝侯を始めとする北ドイツ産銀諸侯の経済的利益を守る政治空間を形成することになる⁹⁰⁾。

以上みてきたように近世初頭の銀生産額は商業取引総額以上に急速に増加していき購買力の過剰な状態が長く続くことになった。カロリング朝治下金銀比価は1:8~10であったのが、1500年頃には11にまで増加した。このことは一方でドイツ貨幣制度の基準貨幣としての金貨グルデンの恒常的な貶質をもたらしたが、他方で金貨グルデンを同じ価値の高額銀貨によって代替する試みがなされるようになった。こうして金貨を代替する高額銀貨の製造が始まった⁹¹⁾。

中世商業革命を牽引し、中世末期においてもヨーロッパ経済の中心であった北イタリアにおいてグロッツよりも重いテストーネン *Testonen*（頭）と呼ばれるやや高額な銀貨が製造されたが、その最初

88) Ibid., S. 29.

89) Ibid.

90) Rittmann, a.a.O., S. 47f. Wolfgang Heß, Dietrich Klose, a.a.O., S. 24ff.

91) Ibid., S. 44f.

の例が1472年ヴェネツィアで製造されたリラ・トゥロンであり、発行者の胸像（人間性）を伴っており、それも中世から決別した近代古典書体が刻印されるルネサンスを表現するものである。続いて、1486年チロル大公が本格的なグルデン・グロッシェン、つまり総重量1オンス31.83g、品位15ロートの貨幣を製造した⁹²⁾。

最も重要なターラー貨は1500年ザクセン大公貨幣法によって「グルデン相当グロッシェン」*Groschen fuer einen Gulden*として、製造されたものであり、グルデン・グロッシェンないしグルディナーと呼ばれた。品位15ロート（15/16）で1マルク銀合金から8個製造され、総重量29.23g純重量27.4g（ケルン・マルク233.84g；品位15ロート＝0.9375）となり、これによる金銀比価は1：10.84であり、当時の帝国貨幣の基準であったライン貨幣同盟金貨の品位よりも1%高めに設定されていた（品位0.931 純重量27.20）。その結果、この新しい高額銀貨は在地の貨幣流通に受け入れられ、金貨グルデンはこの高額銀貨そしてその下位額面銀貨によって代替されていった。確かに、伝えられている支払決済史料はこのようなプロセスを反映しているが、遠隔地貿易に関しては依然としてライプツィヒ貨幣製造所で製造された金貨グルデンで決済されていたことが知られている⁹³⁾。

こうして、商業革命に伴う金高傾向の中で北ドイツやネーデルランドなどを中心に北西ヨーロッパでターラーの購買力をできるだけ高くする経済圏が形成されていくことになる。これに対して皇帝や南ドイツ諸侯は以後二世紀にわたってこのような銀高の貨幣製造を帝国としては認めなかった。こうして、帝国改造を目指して皇帝と諸侯は4度にわたる帝国議会を開催し、そのたびに帝国貨幣法を制定し帝国の統一的な貨幣制度を目指したが、最後まで妥協を見ることなく、三十年戦争に向かうことになる。ターラー貨とグルデン貨は同じ価値を持つものとして製造されたはずであるが、それぞれの地域の価格大系の違いから貨幣価値が異なることになり、両経済圏取引の決済において異なる価値を有する貨幣として異なる相場が建つことになった⁹⁴⁾。

15世紀末市場経済の発展と共に増加する貨幣製造に対応し、貨幣刻印工程に変革が生じた。特に、高額銀貨ターラー貨の製造開始と共に巨大な硬貨の刻印用の技術革新が迫られることになった。従来のハンマー打造は中位銀貨グロッシェン貨までしかなしえず、十数倍の大きさの高額銀貨の刻印は新たな機械の導入が必要であった。そこで、最初に発明されたのが導管刻印機*Klippwerk*である。固定導管の内部を上部刻印機が上下し従来より重いハンマーにより打刻することができた。最初のターラー貨の製造はこの機械によって行われたと考えられている。その後、技術的理由から刻印にブレが生ずるため小額貨幣製造に特化していった。ターラー貨の製造に多く使われたのが圧搾刻印機*Spindelwerk*である。この錘付大型ネジ軸刻印機は巨大ネジ軸と梃子の原理で上下刻印機に数トンの力が加わり最も正確に大型硬貨を刻印することができた⁹⁵⁾。

次に重要な発明はローラー圧搾転写機*Walzenprägewerk*である。1523年チロル地方ハル帝国貨幣製造所に初めて導入されたが、歯車で駆動する2個のローラーの圧搾によって貨幣を製造する貨幣刻印

92) Ibid., S. 42f.

93) Rittmann, a.a.O., S. 47ff.

94) Ibid., S. 64ff.

95) Wolfgang Heß, Dietrich Klose, a.a.O., S. 82ff.

器である。ローラー上に4から19個の貨幣の表面裏面の図像が刻印され、貨幣素材を圧延する際に上下に刻印された図像が貨幣両面として転写され、その後硬貨が切り出される仕組みとなっている。この機械の特性は硬貨が緩やかなアーチ型（ないしS字型）にゆがみ、あらかじめ刻印師によって横長の楕円形に仕上げられる図像を転写後、再度転写機によって圧延する必要があることである。その構造から中小硬貨の圧搾転写は十分可能であったが、ターラー貨など大型硬貨には圧搾力が十分ではないためほとんど使用されなかった⁹⁶⁾。

ソルム伯鑑定書には図にあるように側面図と俯瞰図の挿絵によって圧延装置が描写されており、二個の接触するローラーから成っており間隔はネジによって調整、ローラーに挿入された貨幣素材「ツァイン」が必要な厚さに圧延され同時に図像が転写された⁹⁷⁾。

16世紀以降このローラー圧搾転写機が導入されていったが、その過程はヨーロッパ貨幣史の一つの発展史を示す好例である。1523年帝国貨幣製造所ハルに最初にローラー付圧搾転写機が導入されたが、その後、1549年カール5世は伯ラインハルト・ソルムリッヒを帝国貨幣長官に任命し、貨幣製造の改良を命じている。1550年頃スイスで改良ローラー圧搾転写機が発明され、1551年国王フェルディナント1世はアウグスブルク帝国議会でこの圧搾転写機の実物を観覧している。その席で皇帝はハル帝国貨幣製造所貨幣長官やクライス貨幣長官さらには貨幣専門家と貨幣製造機の導入の協議を行っている。同年アウグスブルク金匠マルクス・ソヴォウプは改良型ローラー圧搾転写機を発明し、フランス国王アンリ2世治下その機械による貨幣製造を行ったがうまくいかず、処刑されている。1563年フェルディナント1世はウィーンでアウグスブルグ市民カスパー・ゼラー発明の貨幣製造機を観覧している。1664年スイス人錫器製造人ルドルフ・ロールドルフは改良型ローラー圧搾転写機を発明する。1567年インスブルック地内ミュラウに水車使用のため帝国貨幣製造所が移転した。1569年ミュラウ貨幣製造所貨幣親方ハンス・フォグラウが改良圧搾転写機を発明する。1571年ミュラウから再度ハルに帝国貨幣製造所が復帰する。1572年アウグスブルク帝国貨幣製造所内貨幣親方ハンス・フォグラウの記録によるとローラー圧搾転写機のローラーに5個の表面裏面の刻印が装着され貨幣が製造された。フランスやイギリスではこれらの機械による貨幣製造は17世紀に入ってからようやく開始された⁹⁸⁾。このように神聖ローマ帝国地域ではターラー貨の製造とその機械の発明が競って行われており、帝国議会における重要なテーマが貨幣問題であった。委員会を設けて帝国都市の代表が主導する貨幣問題解決の方策を探したが、最後まで南北の妥協が成立することがなかった⁹⁹⁾。

当時のウィーン貨幣製造所は1回の操業で60,000ペニヒ貨を製造していたが、100の職種の分業が行われていた：貨幣親方・法律顧問・鋳造人・刻印師・鉄鍛冶（2職種）・銀鋳造人（2職種）・貨幣素材製造人（12職種）・貨幣素材鑑定人（12職種）・硬貨調整親方（12職種）・貨幣職人（50職種以上）・貨幣製造所吏員・貨幣親方秘書、製造所管財人。これらの職種から数百名の分業体制で一種の大経営

96) Ibid., S. 83.

97) Ibid., S. 84f. の写真挿絵参照。

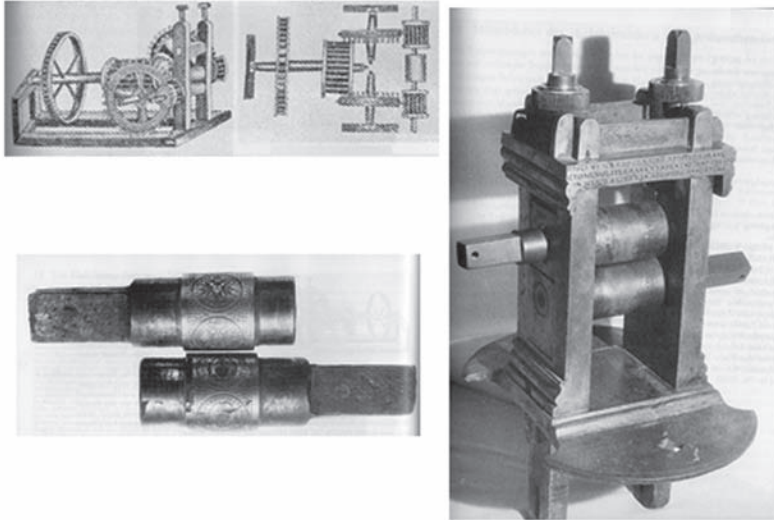
98) Ibid. S. 82.

99) Rittmann, a.a.O., S. 77.

を現出しており、近世初期の典型的な巨大経営であったといえよう¹⁰⁰⁾。

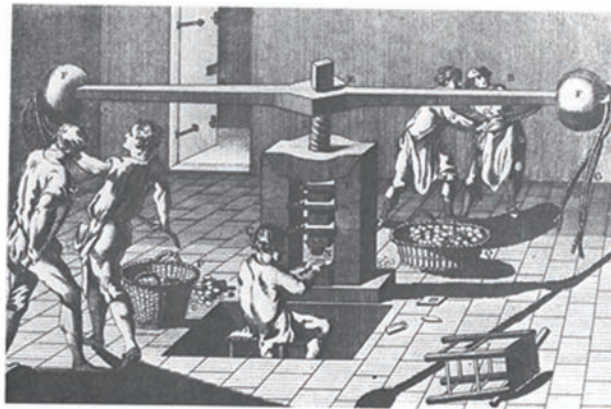
これに対して、大多数の小規模貨幣製造所は約5～12の職種に分かれており、そこでは貨幣親方は1マルク銀から貨幣製造を行った場合8～9グロッシェンの利益を得ていたとみられている。1559年帝国貨幣試験法によると1マルク銀から規定の枚数のターラー貨、11½マルク銀から規定のグロッシェン貨、8マルク銀から規定のフェニヒ貨を製造して貨幣親方は1グルデン支給された¹⁰¹⁾。

圧搾転写機画像



Wolfgang Heß, Dietrich Klose, a.a.O., S.83ff. の写真挿絵を転載。

圧搾刻印機画像



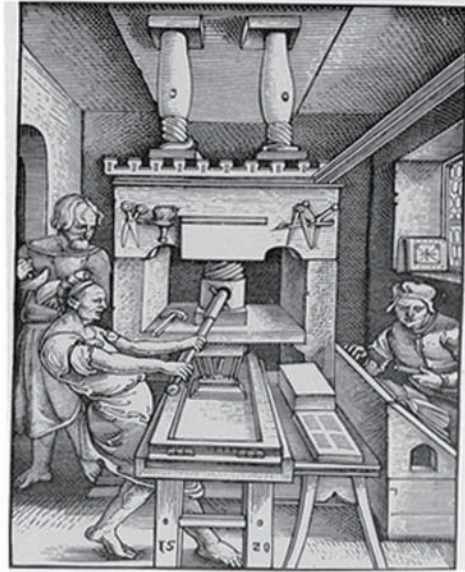
Balancier (Arbeitsweise der »Spindelpresse« aus: »Encyclopédie«, 1765)

Rittmann, a.a.O.,S.110 Balancier/Spindelpresseより転載。

100) LdN Münztechnik S. 247.

101) Ibid.

デ
ウ
ー
ラ
ー
の
風
刺
画
(1511年)
より
印刷



印刷機・圧搾刻印機は当時のブドウ絞り機の発明に由来すると考えられ、この発明によってコミュニケーション革命と共に資本主義市場経済の貨幣も生み出すことになったともいえる。ドナルド・マッシュ著橋口倫介監修梅津尚志訳『中世のヨーロッパ』朝倉書店 1987年218頁右上図を転載。

3 南欧型市場経済・都市ニュルンベルクの発展

(1) 都市ニュルンベルクの成立と発展

ドイツは主要河川によって5つの交易圏に分岐し、ライン渓谷・ヴェーザー・エルベ・オーデル川流域圏はそれぞれ北海・バルト海に接し、これに対してドナウ河流域圏はアジアへ向かうヨーロッパの交通路に位置し、その特徴はメイン川からペグニッツ川に至るレトニッツ川流域がヨーロッパの東西につながる結節点を形成している点である。今日、ライン・メイン・ドナウ運河も北海に位置するライン河口に発し、ここを通過してアルトミュール川を経てドナウ河につながり最終的に黒海に達している¹⁰²⁾。

ニュルンベルクが位置するフランケン地域はその名前からもわかるように、フランク王国の政治的意志が強くはたらいた地域として形成され、中世後期まで神聖ローマ帝国の政治的経済的中心地としての地位を保ち続けることになった。神聖ローマ帝国成立後、フランケン大公位は皇帝権に属し、帝国統治に欠かせない地域として歴代皇帝は帝国政策の一環としてフランケンを直轄統治することになる。1007年皇帝ハインリッヒ2世がバンベルク司教領を設立するとバンベルクとフォルヒハイムという二つの支配拠点が成立し、その後、11世紀に入ってフォルヒハイムの地位は司教の領域政策の結果、

102) Paul Sander, Die reichisstädtische Haushaltung Nürnberg, Leipzig 1902, 1 f.

フルトに移された¹⁰³⁾。

皇帝ハインリッヒ3世はフランケンにおけるオットー朝の帝国教会政策を修正し、ハインリッヒ2世から過大な寄進を受けたバンベルク司教領から、かつての帝国所領の一部を回収し帝国直轄地とした。1040年頃にハインリッヒ3世は帝国森林のバン領域内の砂岩断崖に城砦Burgを建設し、ペグニッツ川の兩岸にそれぞれ国王直轄領を建設させ、その周辺に帝国家人を配置し、定住地を建設した。こうしてブルクの麓に商人定住地が建設され、これまでバンベルク司教領支配の都市フルトに与えていた市場開設権をこの定住地に移管した。1065年にはニュルンベルクはフランケンにおける王領地管理の拠点となり、1112年には商業自由特権を授与され、シュタウファー朝期にはフランケンに新たに成立した帝国支配領域の中心地として、歴代皇帝が最も頻繁に訪れ宮廷を営む皇帝宮殿所在地となった¹⁰⁴⁾。

シュタウフェン朝の遺産はホーエンツォレルン家によって引き継がれ、城塞伯の官職を得て当家は東フランケンにおける領邦形成を目指した。しかしながら、都市支配と同時にメイン川上流域の支配権の獲得に乗り出すが挫折し、都市ニュルンベルクは帝国都市としての地位を維持し、2度にわたる伯との戦争を戦い抜き、都市が勝利し、ホーエンツォレルン家はこの地を去った¹⁰⁵⁾。

ニュルンベルクはこのような政治的に優位な立場を利用して、12世紀の初め以来ヨーロッパ全土で関税免除特権の獲得に努めた。1332年神聖ローマ国内の主要71都市の関税免除特権を授与され、それまでの帝国の西部さらには南部の商業中心地（ケルン、マインツ、レーゲンスブルク）の優位を覆し、帝国商業の中心地となることに成功した。それにも当時の皇帝ルートヴィッヒ・デア・バイエルの強力なニュルンベルク優遇策が関わっていた¹⁰⁶⁾。

ニュルンベルク商人は1300年にヴェネツィアとの間の商業を開始した。ヴェネツィアにおけるドイツ商人の活動の中心は「ドイツ人商館」であったが、ここでの外国人勢力を排除し、最終的にレーゲンスブルク商人の優位を覆し、イタリア商業における優越的地位を獲得していった¹⁰⁷⁾。

北西ヨーロッパでも当時、商業中心地であったブルージュを初め、フランドルやアントウェルペンなどのブラバント諸都市との間に相互に関税免除協定をむすび、商業活動を発展させていった。この地域ではハンザ諸都市が主要な競争相手であったが、ニュルンベルクはその競争にも打ち勝ち、中世後期および近世においてドイツで最も商工業が栄えた都市に発展し、16世紀中に人口50.000万人に達する最大の帝国都市となった¹⁰⁸⁾。

103) 拙稿『中世ドイツ・バムベルク司教領の研究』ミネルヴァ書房 2000年 45頁以下参照。

104) Sander, a.a.O., S. 2.

105) Ibid., 12f.

106) Franz Irsigler, Zollpolitik ausgewählter Handelszentren im Mittelalter, in: Hans Pohl (Hrsg.), Die Auswirkungen von Zöllen und anderen Handelshemmnissen auf Wirtschaft und Gesellschaft vom Mittelalter bis Gegenwart, Referate der 11. Arbeitstagung der Gesellschaft für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte vom 9. bis 13. April 1985 in Hohenheim. Stuttgart 1987, S. 53.

107) Wolfgang von Stromer, Oberdeutschhochfinanz 1350-1450, Teil I, Wiesbaden 1970, S16f.

108) Hermann Kellenbenz, Nürnberger Wirtschaftsleben im Zeitalter von Willibald Pirkheimer, in: Jahrbuch

このような都市の発展を担ったのが、参事会に結集した一群の門閥層である。参事会員の初出は1256年であり、参事会はライン同盟参加に際して条約締結権を持ち都市を代表する機関として登場している¹⁰⁹⁾。参事会員の出自には2つの役職があり、立法官職*consules*と参審人職*scabini*参事会員である。この名称は都市統治が終焉する1806年まで維持されるが、史料で確認される時点からすでに名目的なものとなっており、それぞれの門閥が特定の役職名を有することはなくなっていた。都市参審人の初出は1263年であり、この二つの役職にあった都市門閥層が13世紀中に参事会を結成し、参事会員数を固定化していった¹¹⁰⁾。これまでニュルンベルク参事会員門閥の出自についてホフマンやザンダーによると門閥のうち、フランケン帝国家人出身者が圧倒的に重要であり、その結果、ドイツの都市に通常見られる商人ギルドが存在せず、都市門閥は皇帝に近かったために御用商人として商人ギルド結成の必要がなかったと結論付けている¹¹¹⁾。

これに対して佐久間氏やフライシュマンは、確かに立法官職は家人家系とみられるが、参審人の中には商人家系の出自も当初から加わっていた。しかし、商人団は独自のギルドを結成する力がなく門閥の緩やかな結合によって商業活動を牽引せざるをえなかったと考えている¹¹²⁾。

1318/23年と1332年7月28日の最古の参事会員一覧が立法官職および参審人職への帰属を明記しており、当初からそれぞれ13名の参事会職の存在が知られていた¹¹³⁾。その後、1340年頃市庁舎が新築され、参事会員は定期的に市庁舎執務室に集まり会議や業務を遂行するようになった。この間、立法官と参審員に区別が生じ立法官が市長で参審人が副市長となりこの2人の組で4週間参事会議長を務め、市政を運営した。第一週の市長が最も重要な地位を占め、次に最後の市長職が重要となり、次第に市長職に序列が生じ、副市長は任期中参事会の開催準備や市長官房の行政の支援を行った。こうして、参事会員に2つの区別が生じ、選挙時市長参事会員*Alte Bürgermeister*と副市長参事会員*Jünge Bürgermeister*があらかじめ対で選出されるようになる¹¹⁴⁾。

都市市政において重要な官職は財務官である。財務官は13世紀から徴収されるようになった財産

für Landesgeschichte 31 (1971), S. 58.

109) Germanisches Nationalmuseum Nürnberg, Archiv, Nürnberg, Faszikel III—Edition: Werner Schultheiß, S. 72f. 筆者はこれまでの調査でゲルマン博物館に赴き、1318年の参事会員表では*consules* 12人、*Scabini* 13人であったことを確認した。1332年の市立古文書館文書 A1 Urkundenreihe 1332 juli 28—Edition: Ernst Mummenhoff, Rathaus S. 254f. では*consules* 13人、*Scabini* 13人となっており、以後この人数は変わらなかった。

110) Staat AN, Reichsstadt Nürnberg, Urkunden Buch, Nr. 105, 127.

111) Hans Hofmann, *Nobiles Norimbergenses Beobachtungen zur Struktur der reichsstädtischen Oberschichte*, in: Thodor Mayer, (hrsg.), *Untersuchungen zur gesellschaftlichen Struktur der mittelalterlichen Städte in Europa*, Konstanz 1966, S. 62; Sander, a.a.O., S. 48ff.

112) 佐久間弘展『ドイツ手工業・同業組合の研究—14世紀～17世紀ニュルンベルクを中心に—』創文社 1999年 23頁参照。Peter Fleischmann, *Rat und Patriziat in Nürnberg Die Herrschaft der Ratsgeschlechter vom 13. bis 18. Jahrhundert*, Bd. 1 *Der Kleiner Rat*, Nürnberg 2010, S. 18, 45.

113) StadtAN, A 1 Urkundenreihe 1332 Juli 28.

114) Fleischmann, a.a.O., S. 104ff; Sander, a.a.O., S. 79ff.

税を管理し、それを各部署に配分する機関であった。財産税は市民権を持つ者の資産が査定されて、税が課された。財産税台帳は軍事編成にも使用され、成人男子で壮健なものは全員都市防衛の義務が課されたが、税額に応じて騎兵、歩兵等の兵員数の負担義務が生じた。財務官は2人任命され、前任者が財務官、後任者が副官として財務局を指揮した。財産税は16世紀以来特定の貨幣—流通している最良の貨幣—での納税が義務付けられた。財務局には2から3名の書記が任命されたが、彼らは門閥出身者に限られ、局長を補佐して都市会計帳簿を作成し、都市財政の中心的役割を担うことになる¹¹⁵⁾。

財務官の権限の強化と共にそれを監督するための特別な委員会が14世紀後半、財務官によって作成された都市会計帳簿を監査するための委員会が組織され、二人の財務官と第一任期市長そして、監査期間の4週間を任期とする市長さらに序列5位から7位の参事会員で構成される監査委員会がその起源である。7人委員会（長老参事会 *Septemvirat*）は徐々に外交と財政に関わる重要問題を参事会に代わって決定する権限を有するようになり、15世紀初めに正式に都市の重要機関として機能するようになった。さらに、このうちの3人が参事会の日常業務を最終的に統括する機関として2人の財務官と序列三位の参事会員からなる最高会議 (*triumvirat*) が形成されるようになり、最終意志決定者として機能するようになる。それ以前にニュルンベルクでは戦時の指揮権を有する最高司令官職が2名設置されており、彼らは最初セバルト地区とロレンツ地区の市民軍の指揮を執る権限が与えられていた。その後3名に増員され、各最高司令官は街区ごとに編成された24の市民軍中隊と市域外の農民軍の指揮をとる権限が与えられていた。この軍司令官職と最高会議が15世紀に至って融合し、ニュルンベルクの政治軍事上の最高意志決定機関が成立することとなった。ザンダーはこのような政治軍事上の意志決定機関と市民軍の編成を詳細に記述している¹¹⁶⁾。

参事会に次ぐ機関としてゲナンテ団体が知られている。彼らは皇帝支配期の都市長官によって裁判所において証人として任命され、宣誓補助人として登場する有力名望家層の市民であり、大部分都市門閥出身者から選任された。14世紀初め以来彼らが大参事会 *Größere Rat* を形成した。1317年46名 1318～23年64名、1330年78名（参事会員26名含む）1500年150人から1700年には500人にも達した¹¹⁷⁾。

彼らの中から特に8名がアルテ・ゲナンテと呼ばれて参事会に参加するようになる。アルテ・ゲナンテは参事会出席権・議決権を有し、参事会の重要な決定に参加することができた。これに対して、都市騷擾後に手工業者も参事会に受け入れられていったが、彼らの権限は名目的であり、出席も求められなくなり名誉職的地位に止まった¹¹⁸⁾。

(2) 都市ニュルンベルクの支配構造

参事会のもとに都市行政を進めるための部局が組織されていった。まず、参事会官房が組織され、

115) Sander, a.a.O., S. 98ff. Fleischmann, a.a.O., S. 83ff.

116) Sander, a.a.O., S. 184ff.

117) Fleischmann, S. 119ff.

118) Ibid., S. 38f.

都市裁判所も管轄下に置いた。他方で官職組織は財務局と共に監督局からも発展していった。帝国都市ニュルンベルクの公職を有する者は14世紀後半以降参事会選挙後に、参事会の5人の長老に官職規則に則って誓約させられた(この5人の議員のことを官職誓約議員*Herren ob dem Amtbuch*と呼ぶ)。徐々に追加税局・穀物税局・からす麦税局・賃貸家屋局・貨幣局・牡牛局・獣脂局・売上税局・運輸局・地代局・関税計量局・軍事局(武具局)と並んで領邦領域の統治のための穀物倉庫・カタリーナ修道院・クララー修道院・領邦施与院・領邦救貧院・救貧院ガステンホーフ・裁判管区ヴェールト・シュピタール施療院・森林管理局・内務刑事局の官吏が誓約を求められるようになり、早い時期から、手工業者も誓約を求められた¹¹⁹⁾。

都市統治体制はその後、宗教改革の受け入れによって、教会や修道院の資産の管理が都市に移管され、ゼバルト教会を初め主要な機関は都市管理人によって運営されるようになった¹²⁰⁾。さらに1621年のニュルンベルク市立為替銀行の設立に伴って銀行局が設置され銀行の監督に当たるようになる。

1348/49年の都市騒擾の後には手工業者の代表も大参事会員に選出されたが、この選出は各同職組合の社会的威信のバロメーターとなった。1348/49年都市騒擾については手工業者の政治参加権をめぐる闘争の性格とともに、近年都市参事会門閥の内紛という見方が有力になりつつある¹²¹⁾。

16か月間続いた蜂起は、ルクセンブルク家国王コンラート2世の介入によって旧参事会派が復権し、都市門閥はジッペ的結合によって強い絆で結ばれており、蜂起参加者も含めて新たな参事会を結成した。都市門閥を除く蜂起参加者の200名が反逆者として都市から永久追放された。一方、蜂起に参加したアルプレヒト・エープナー、ウルリヒ・ストローマー、ヨハン・オートリープ、ヘルマン・マウラーは復活し、同時に、一連の新興商人層も都市門閥に取り込み旧来の門閥支配が一層強化された¹²²⁾。

1500年頃まで都市統治の重要官職への上昇は年功は二義的であり、決定的意義を持つのは出身家門と自身の能力であった。1500年までに帝国都市ニュルンベルクにおいて支配家門と呼ぶ22の家門による寡頭支配体制が樹立されたが、参事会や主要官職への就任から二グループに区分される。より重要な官職を占めた12家門が知られている。これら12家門は大部分が帝国家人の出自であり、一部が商人家系出身である¹²³⁾。

第一グループに比して参事会や重要官職への就任の頻度が劣る第二のグループ10家門が知られている。これら家門は大部分が商人家系であり、わずかに、2家のみが帝国家人出身である¹²⁴⁾。

119) Sander, a.a.O., S. 200ff. SIN, Stadtverfassung, S. 1028f. ニュルンベルクの行政制度は中世以来徐々に必要に応じて形成されたものであり、1525年3月の宗教改革の受け入れ決定によって、教会や修道院の財産が収公され都市の管理となり、それぞれ特別の官職が創設されたが基本的な体制に変更はなかった。様々な官職が錯綜した権限を有し、ナポレオン戦争時の改革期には80人の高級官職者と100の部局、4300人の官吏を抱える巨大な組織となっていた。

120) SIN, Reformation, S. 868f.

121) Fleischmann, a.a.O., S. 29ff.

122) Ibid., S. 29ff.

123) Ibid., S. 305ff.

124) Ibid., S. 311.

16世紀中に参事会選出の基準やその後の官職の昇進は大参事会への就任順となり、都市統治への参加の期間によってすべてが決められるようになる。多くの参事会家系はこの間商業から漸次撤退し、周辺地や後背地での土地所有や公債投資などの安定的分野へ転身を図っていった。こうして参事会身分の間に固定した位階秩序が存在するようになり、徐々に年功序列終身任期の参事会員にその位階のヒエラルキーを上昇するルールが形成され門閥と各家系に均衡と安定を保つためのルールとして確立していった¹²⁵⁾。

具体的な都市統治機構を以下概観する。年長の財務官をトップとする年少財務官と次席参事会員からなる3人委員会は緊急時の軍司令官と副司令官（ゼバルト地区・ロレンツ地区司令官）の任務を帯びた。軍司令官は軍事局長を兼務し、防衛・治安維持に責任を持ち、地区長指揮下24中隊の市民軍を指揮した。

都市は地区制度によって統治されており、15世紀中葉城壁内は8地区に区分され、各地区に二人の地区長（参事会家系）が任命された。各地区は10から22の街区に下位区分され、地区や街区によって防衛・治安・消防活動・直接税徴収や都市統治文書・財産税名簿等の行政文書の作成がなされた¹²⁶⁾。

地区長は塔や門の施錠監視義務があり、住民登録事務・地区帳簿（14歳以上男子・寡婦や14歳以上の单身女性の名簿も含む）や不在者目録を作成し、市民的義務遂行目録や人頭税・財産税評価額一覧表などを作成し、財務官はこれによって財産税課税台帳を作成した。地区の下位区分である街区には街区長（大参事会級家系）が任命され、財産税名簿に必要な住民の私有財産の把握や治安や防火活動を担い、地区帳簿の原簿となる住民台帳を作成し地区長を助けて都市統治の末端を担った¹²⁷⁾。

都市は財産税名簿に基づいて軍事編成がなされる。財産額に応じて一定数の騎兵・歩兵の提供義務が課され、財務官に従軍義務遂行誓約を行った。1550年頃の都市ニュルンベルクの人口は4,5万人前後であったが、この時期の市民軍の規模は騎兵500・歩兵3400、弓隊・弩隊等1100人合計5000人の正規兵を擁していた。これに加えて輜重隊や野戦鍛冶などの手工業者やパン焼き人や料理人等勤務義務があり市民軍の総計は6000人に上った¹²⁸⁾。

都市行政で最も重要な官職は財務官であり、監督局を管理し、監督局長 *Schauamtman* を任命した。都市は1358年帝国都市長官職を獲得し、その権限に基づいて貨幣監督官を任命し、貴金属計量所と貨幣監督官から監督局へ発展していった。監督局 *chauamt* は個人（外来者も）の行動を統制し、貴金属、貨幣、銅、真珠等を所管し、監督局所属の監督官は銀・金の仲買人を兼務した。さらに貨幣両替・預金受入さらには都市金庫の管理を行い、都市収入 *Losung* と支出 *Ungeld* の管理を行った。加えて、監督局長は貨幣局長を兼務し、貨幣局長は帝国貨幣法の貨幣委員長 *Münzwardein* に就任することがフランケン・クライスの規則で決まっており、貨幣局から貨幣製造を委任された貨幣親方を監督し、

125) Ibid., S. 312.

126) SIN, Stadtviertel, S. 1026; Gassenhauptmannschaft, S. 323.

127) SIN, Viertelmeister, S. 1142.

128) Paul Sander, a.a.O., S. 181ff.

貨幣に関する記録を作成した¹²⁹⁾。

15世紀初めに差押官糾問局が設置され、奢侈条例・売買規則・手工業経営規則・マルクト取引・街区秩序を管轄した。差押官は10人程度の都市警吏を指揮し、治安維持と手工業行政を司った。治安上の困難が生じたときは軍事局指揮下の都市兵35人程度（最大50人）も市長と共同指揮権によって指揮下に加えることができた。参事会員以外のすべての公権的任務者は誓約義務があり、市民・手工業者も誓約義務が課されており、都市裁判所も管轄下におき参事会の指揮のもと都市の治安維持に重要な役割を果たすことになる¹³⁰⁾。

都市統治で最も重要な部局は財務官直接指揮下の財務局である。当部局は財産税・人頭税徴収を司り、資本財・土地領主収入（不動産賃貸収入）・年金査定を行い、財産税一覧表から軍事編成を決定した。各人の財産税一覧表に基づく従軍義務遂行誓約を毎年財務官に対して誓約しなければならなかった。財産税名簿納税義務者の査定資産一覧表は街区台帳に基づいて街区長と帝国都市書記が作成した。この一覧表は1307/8年に最初の史料が残されており、1392年以降毎年の史料が伝えられており、都市書記主催の街区集会において街区長陪席のもと一人一人の市民の「誓約した」*juravit*という文言を持って決定された。市民の誓約共同体の民主的であると同時に家父長的性格を表すものと思われる¹³¹⁾。

財務官官房は財務局・監督局・軍事局（武具局）・貨幣局を統括し、加えて領邦財産税局・追加税局・穀物税局・からす麦税局・賃貸家屋局・牡牛局・獣脂局・消費税局・地代局・関税及び計量局・扶養局を管轄下におき、貧者・弱者に対する保護扶養制度を司った。こうして、教会・諸施設保護局、学校局：初等学校・中等学校、保健局：都市医師・薬剤師・病院を監督した。領邦領域統治機関や都市の土地領主制的支配収入を管轄し、穀物倉庫・カタリーナ修道院・救貧院ガステンホーフ・裁判管区ヴェールト・森林局を持管轄下に置いていた¹³²⁾。

都市ニュルンベルクは都市外交を展開し、政治的経済的諸問題を解決するために都市間ネットワークを構築し、公権力の統治を超えて商事法制や市場慣習を各都市と共有する体制を整えていった。そのために導入された制度が参事会使節と使者制度である。参事会使節は外部団体との交渉のために随時結成された。1431-1440年では年平均35回、合計348回派遣されており、使節には必ず法律顧問・書記・護衛が同行した。派遣期間は1週間から数か月に及び、使者制度が利用された¹³³⁾。

派遣先で目立つのはシエナ（1431年）、ローマ（1433年）、オーフェンOfen（1436年）、ブラバント（1432/33年）、ウィーン、プラハ、パーゼル（公会議開催地）などである。最も多い派遣先は周辺都市や諸侯領であり、1430年代ブランデンブルク辺境伯64回、ネーデルラント、リヨン、バルト海地域、イタリア、バイエルン大公37回、バンベルク司教26回などであり、都市ニュルンベルクが公式に参加した会議に111回派遣されており、都市会議開催地ウルム8回、帝国議会開催地フランク

129) Fleischmann, a. a. O., S. 29ff.

130) 池田利昭 前掲書 69頁以下。

131) SIN, Losung, S. 652.

132) Fleischmann, a.a.O., S. 83ff.

133) Sander, a.a.O., S. 105ff.

参事会員使節派遣一覧 1331-40年

参事会 年度毎の使節数													
Nr	使節名	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	合計	%
1	Konrad Baumgartner	2	2	7	4	10	12	16	20	21	10	104	23.7
2	Paul Vorchtel	4	8	5	5	5	12	10	6	3	6	64	14.6
3	Karl Holzschuher	—	—	1	—	—	5	9	5	21	10	51	11.6
4	Siegmund Stromer	9	14	6	6	3	—	—	—	—	—	38	8.7
5	Berthold Volkmeier	—	—	1	2	5	4	6	3	11	3	35	8.0
6	Anton Derrer	1	11	11	†	—	—	—	—	—	—	23	5.2
7	Peter Volkmeier	13	6†	—	—	—	—	—	—	—	—	19	4.3
8	Wilhelm Ebner	—	5	6	—	8	—	—	—	—	—	19	4.3
9	Stephan Koler	6	1	3	6	—	—	—	—	—	—	16	3.6
10	Erhard Haller	—	1	1	4	2	3	—	—	3	—	14	3.2
11	Sebald Bämer	—	—	—	—	—	1	1	7	—	3	12	2.7
12	Berthold Pfinzig	—	—	—	—	3	2	1	2	2	—	10	2.4
13	Gabriel Tezel	—	—	1	—	—	1	1	2	5	—	10	2.4
14	Ulrich Ortlieb	1	1	1	—	—	4	—	—	—	—	7	1.6
15	Berthold Nützel	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	4	
16	Paul Gurndherr	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2	3	
17	Seiz Geuder	1	—	—	1	—	—	—	—	1	—	3	
18	Konrad Zingel	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1 ¹⁾	
19	Hans Schürstab	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	2	
20	Michel Behaim	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	2	
21	Sebald Groland	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	

フルト8回派遣されている。有力参事会員バウムガルトナーはブランデンブルク辺境伯使節に63回派遣されており、都市だけでなくバウムガルトナー本人と辺境伯との特別の関係がうかがわれる¹³⁴⁾。

使者制度は史料的に1337年に証明されており、後にニュルンベルク帝国都市郵便制度に発展していくことになる。使者として勤務する都市下僕のうち1449年以降、毎年4人が宣誓書簡使者を務めたが、1430年代には855回の使者の派遣が行われている。使者駐在所 *Ordinari-Boten* が15世紀後半以降ブルージュに設置され、月28回発出し、その後順次アントウェルペン、シュトラスブルク、ウィーン、ハンブルクにも設置され月5回発出している。使者は人物の輸送に加えて、通信文・為替手形等の価値標章の輸送を行った¹³⁵⁾。

134) Ibid., S. 112.

135) SIN, *Botenwesen*, S. 152f. ニュルンベルクにおける使者制度の発展は市立古文書館の商工組合関係史料E8に伝えられている。そのうちNr. 573が重要であり、使者支配人規則、使者制度における参事会の権利規則、が収められている。加えて、16、17世紀中のリヨン、シュトラスブルク、ヴィッテンベルク、ライプツィヒ、ウィーン、プレスラウ、ハンブルク、ザルツブルク、シュトゥットガルト、アントウェルペンに関する使者派遣について簡単な概要が収録されているが、とりわけウィーンに関してはウィーン商業に携わる商人名一覧とウィーン使者制度規則が収録され、さらに、ザルツブルク、アントウェルペン、ハンブルクに関する使者

神聖ローマ帝国は1453年コンスタンチノーブル陥落によって大きな転機を迎えることになった。北イタリアに発した市場経済の発展は西ヨーロッパ全土に及び、都市のみならず領邦国家においても徐々にそれぞれの身分や職能団体の利害が明確となり、それに基づく各領邦君主自身の独自の利害がより尖鋭に主張されるようになる。社会の各層、各分野の経済的利害が錯綜し、その上軍事革命による諸身分の流動化が顕在化し、支配権の資金化による騎士身分の後退と夜盗化や都市内のギルドやツンフトの変質による階層分化の進展は地域の治安の悪化をもたらすことになった。加えて、差し迫ったオスマン・トルコの脅威を受けて帝国改造に伴う帝国クライス制度¹³⁶⁾が1520年に導入されることになった。

ヴォルムス帝国議会（1495年）とケルン帝国議会（1512年）においてラント平和実現のために帝国の10クライスへの分割が決定された。1492年帝国議会によって帝室裁判所Reichskammergerichtの設置、帝国議会の毎年開催そしてラント平和令（永久ラント平和）が宣言され、帝国税としての共同プエニヒの徴収も決定された。ドイツ国民の神聖ローマ帝国を形成するラント平和クライスは以下の通り：

- 1) オーストリア・クライス
- 2) バイエレン・クライス
- 3) シュヴァーベン・クライス
- 4) フランケン・クライス
- 5) オーバーライン・クライス（ロートリンゲン/ヘッセン）
- 6) クールライン・クライス（マインツ、トリア、ケルン、プファルツ）
- 7) ヴェストファーレン・クライス
- 8) ニーダーザクセン（ブラウンシュヴァイク/リュネブルク/ホルシュタイン/メクレンブルク）
- 9) オーバーザクセン・クライス（ザクセン/ブランデンブルク/ポツメルン）
- 10) ブルグントクライス（1556年カール5世の帝国はスペイン系とドイツ系に二分、当クライスはハプスブルク家スペイン家系に帰属）

制度規則が収録されている。16世紀の史料は手書であるが、17世紀のものはほとんどが印刷されている。

当時、ニュルンベルクは他の史料でヴェネツィアや北イタリアへの使者制度も有していたが、多くは神聖ローマ帝国領内とアントウェルペン、17世紀にはアムステルダムが重要性を増していったことがうかがわれる。

136) フランケン・クライス主要参加者

聖界諸侯部会	リーネック伯	ライヒェルスブルク伯	
バンベルク司教	ヴェルツブルク司教	ブランデンブルク・アンスバッハ辺境伯	
アイヒシュテット司教		ランデンブルク・バイロイト辺境伯	
ドイツ騎士団フランケン管区		ヘンネベルク伯	
俗界諸侯部会		帝国都市部会	
伯部会		ニュルンベルク	シュヴァインフルト
カステル伯	エアバッハ伯	ローテンブルク	オプ・デア・タウバー
ホーエンローエ伯	リンブルク伯	ヴァイセンブルク	ヴィントハイム

Johan Looshorn, Geschichte des Bistums Bamberg, Bamberg 1903, Bände 4, 5 の関係文書より作成。

メーレン、シュレージェン、ラウジッツを含むベーメン王国とスイス共和国はクライス制度から除外されていた。騎士団領プロイセンはポーランド王国の宗主権下にあり、ドイツ騎士団長アルブレヒト・フォン・ブランデンブルク *Albrecht von Brandenburg* は1525年ポーランド宗主権下のプロイセン大公となった。これらのラント平和クライス（帝国クライス）は1551、1559、1566年の帝国貨幣法によって監視機関となり、クライス貨幣長官 *Kreiswardein* が帝国貨幣法の遵守を監視し、それぞれのクライスでは諸侯ないし都市が貨幣監視を行う貨幣検査会議の記録を作製する義務があった¹³⁷⁾。

クライス制度の目的はまず、帝国防衛を担うことにあったが、同時に地域内の治安と平和の維持であった。加えて、市場経済化に伴う取引の広域化と貨幣の混乱を收拾するための度量衡の統一、とりわけ貨幣制度の統一が緊急の課題となった。組織上長官を置き、補佐官、公示事項担当諸侯の選任し、日常業務はこれら役職者によって行い、重要事項はクライス会議 *Kreistag* で決定された。クライス会議は全等族が参加し、身分毎に部会に分かれ協議し、各等族1票として都市代表も参加する形で決議がなされた。そこでは、平和維持、防衛や帝国税・共同フェニヒや関税等の政治問題が審議された。決議の執行は上記役職者の実力によってなされるため長官初め、役職者は政治力のある諸侯がつくことになった。フランケンでは当時有力な聖界諸侯であったバンベルク司教が長官に就任することになった。有事の際にはクライス軍の招集や他のクライスへの援助要請を協議するクライス軍事評議会 *Kreiskriegsratstag* が開催された。これは長官と補佐官の会議で、これらの会議が実際に機能したかは長官初め上記役職者の技量によった¹³⁸⁾。

経済的利害を明確に表現するための帝国を統一する貨幣の製造は最も重要な課題であった。そのために帝国貨幣試験会議 *Münzprobationstag* が各クライスで年2回開催されることが決定された。以後、決定される帝国貨幣法に則って帝国貨幣を製造し、クライス内の貨幣流通を統制した。15世紀以降都市は自らの貨幣法による流通貨幣を統制するために貨幣試験を行っていたが、あくまでも都市領邦内しか適用されず、他地域からの貨幣の流通は後を絶たず、当時ドイツ全土で約600の貨幣製造所が存在し、17世紀初めには600にも上る貨幣がニュルンベルクで流通していた。そこでクライスの権限によって貨幣製造権を特定の諸侯や都市に限定し、貨幣発行をクライス長官に届け出ることを義務づけ、流入する貨幣の試験を行い、貨幣の統制を目指すことになった¹³⁹⁾。

フランケン・クライスでは貨幣長官はニュルンベルク貨幣局長が就任し、クライス貨幣規則による貨幣の統一を図り、貨幣試験によって流通禁止措置が取られ、二週間余経過後に使用禁止措置が取られた。各貨幣製造所は帝国貨幣法とクライス規則に則って、貨幣製造を行う際に各段階での試験を行うと同時に一定枚数の完成硬貨を必ず規定の容器に収納し、ニュルンベルク・クライス貨幣長官主催の貨幣試験会議開催に際して、試験に供されなければならなかった¹⁴⁰⁾。

137) *Blaich, a.a.O., S. 18ff.*

138) 山本文彦『近世ドイツ国制史研究』北海道大学図書刊行会 1995年 166頁以下参照。

139) *LdN, Kreisprobationstag, S. 183.*

140) フランケン・クライスに関する貨幣試験記録は複数伝えられており、これまでわれわれはその一部を検討してきた。1607年フランケン・クライス貨幣試験についてクライス貨幣長官ハンス・ファンフナーゲルによって作成された貨幣試験報告書が *E8 Nr. 1509* として伝えられている：拙稿「17世紀前半西ヨーロッパにおけ



貨幣保管運搬用施錠円筒容器（ザクセン選帝侯領都市ドレスデン貨幣製造所）¹⁴¹⁾

ニュルンベルクではこのような帝国改造と商業革命の進展に合わせた経済構造の転換を見ることになった。それまでは金属工業や毛織物工業が中心であったが、ヨーロッパの市場構造の変化の中で、ドイツの染色・仕上工業都市に転換するに至った。伝統的毛織物の生産からイギリス産未仕上毛織物の染色・仕上、漂白麻織物の染色・仕上業に転換し1630年代まで繁栄することになった¹⁴²⁾。

このような産業構造の転換はニュルンベルクに一般的な問屋制度の普及をもたらすことになった。合理的で大量生産を可能にする問屋制度は輸出産業に必須の生産組織となり、繊維・染色・仕上業だけではなく金属加工業や皮革工業においても問屋制度が支配的となった。人口が急増するとともに、問屋制度の普及は市場競争を激化させ、親方や職人との階層分化を生み出すことになった。商人問屋主が圧倒的な多数を占め、一部で問屋制度を展開した親方は資産や社会的威信において上層市民にまで上昇する事例も見られるようになったが、一方で大多数の親方は問屋主に従属し、職人と変わらない独立小生産者化し、資産や社会的地位において下層に属する者も多く見られるようになった。一般に商人問屋主を頂点に手工業者は中小問屋主—独立小生産者—出来高工に分化し、大衆の貧困化が進展し、商業手工業都市から輸出産業・遠隔地商業型大都市に転換し、大多数の親方は土地も原材料も持たない問屋主に従属する下層民化していくことになった。14、15世紀までのニュルンベルクは下層民の少なさで目立っていたが、16世紀後半を迎えると市民の半分から三分の二が下層民となる事態に陥ることになった¹⁴³⁾。

このような経済構造の転換は都市領邦領域の拡大をも伴うことになった。1504年バイエルン大公相続戦争でミュンヘン系に味方し、支配領域を倍増させ、ドイツ都市国家領域最大の1652平方キロメートルの領域を有することになった。多くは中世後期以来のアムト制度に基づく封建的支配領域の

るニュルンベルク為替銀行の意義—アムステルダム為替銀行との比較を中心に—『名古屋学院大学論集（社会科学篇）』Vol. 48 No. 2 2011年7月 資料5-1 34頁～39頁。

141) 1551年公定貨幣試験規則に規定された各製造工程ごとの貨幣素材や試験用硬貨1個を保管する施錠容器。試験用取出しに関する厳格な取り扱いにより貨幣素材から試験用の素材や硬貨の必要な情報（日付、重量、純重量）を記載した紙片と共に完成貨幣を施錠円筒容器に入れて保管する。LdN, Fahrbüchse, S. 89.

142) 同上書, 10頁。

143) 同上書, 252頁。当時のドイツ初期資本主義についてはFriedrich-Wilhelm Henning, *Deutsche Wirtschaft- und Sozialgeschichte im Mittelalter und in der frühen Neuzeit*, München 1991, S. 661ff.

獲得によって拡大されたものである¹⁴⁴⁾。新領域は新領域管理局が設置され5名の参事会員によって管理され、新たに10管区が設定され、管区長が任命された。1449年第一次辺境伯戦争時に、都市城壁外1キロ圏に防護柵を設け要所に砦を配置し都市防衛線とした。この圏内が本来の市域であり、都市防衛や同職組合の規定が厳格に実施される範囲である。そこから新たに獲得した新領域も含めて5キロ圏内が周辺地であり、それを超えて10キロ圏内が後背地として規定され、それぞれ都市中心地システムの編成上の役割が与えられることになった¹⁴⁵⁾。

本来の都市領域を超えて、周辺地の小都市が問屋制度に編成され半製品の生産に特化し、中心地での仕上や染色の前工程を分担することになる。さらに様々な手工業も問屋制度の形で展開し、都市内宣誓親方による品質検査や親方作品検査を通じて周辺都市手工業を統制し、さらに後背地も含めて食料・原料・半製品の供給地として都市禁制圏法に服させることによって都市の中心地システムを完成させることになった¹⁴⁶⁾。

(3) 都市ニュルンベルクの身分制的国家形成——bonne communeからObligkeithへ

商業革命の展開と16世紀中に巨大な中下層民の形成を見るに及んで世紀の半ば前後にニュルンベルクは市民的共同善gemein Nutzを追及する良き共同体bonne cimmuneから参事会身分家系が固定化し、それに次ぐ上層身分の登場とその閉鎖化、膨大な中下層民を統治する統制経済を確立するための権力が生ずることになった。

16世紀までのニュルンベルクは26人の参事会員家門に連なる指導的市民と一般市民の宣誓兄弟盟約に基づく共同体の性格を有し、出身家系ごとに能力によって昇進するかなりダイナミックな社会であった。

この間1560年取引所設立請願を成した60名の商人は活発な域外商業活動を行う新興商人として台頭しつつあった¹⁴⁷⁾。参事会家系のイムホーフやヴェルザーなどとともにイタリア商業のみならずフランスやイベリア半島さらには新大陸貿易にも進出し、アントウェルペンに続いてアムステルダムにおいて活躍する有力商人も多く見られるようになる。彼らを始め、法律家や医師、薬剤師、両替商、仲買人、さらには有カツunftの宣誓親方などの家系が積極的に大参事会に受け入れられるようになり、一部の新興商人や手工業親方は実質的な権限は与えられなかったが、参事会家系に準ずる威信と社会的地位が与えられるようになっていった¹⁴⁸⁾。

公権力の行使体制は多くの官職、国政上の役職の並立は唯一都市貴族参事会の34人の成員に多くの委員会代表や官職の代表が集中する結果を招くことになった。帝国都市における全体の政治の執行、裁判権の行使、防衛、教会・学校・社会制度、警察行政、財政制度、そして経済政策と同時に領邦領

144) フランケンのアムト制度については拙稿『中世ドイツ・バムベルク司教領の研究』463頁以下参照。

145) 佐久間、前掲書、297頁以下参照。

146) 同上書、348頁以下参照。

147) ニュルンベルク市立古文書館文書E8 Nr. 842に62名の署名者による取引所設立及び時計設置請願書が伝えられている。

148) Fleischmann, a.a.O., S. 314.

域の統治が先に見た高権的権限を有する24の中央官職と95の参事会諮問委員会に分割されていたために、管轄領域の重複・錯綜は避けられなかった。これら全ての諮問委員会や高権的参事会官職を参事会の34人の成員が占めており、彼らは1794年の市民誓約の締結まで、都市運営の計画立案、意思決定さらにはその権力行使の権限の全てを所有し続けた。その結果、各部局の相互調整は行われず、独自の施策ないしは迅速な決定は実際には不可能であった。権力ヒエラルキーの厳格な維持と経歴による強固な序列が維持された結果、最も重要な官職は高齢になって初めて到達することができた。有名なニュルンベルク参事会ダンスパーティー規定はこのようなニュルンベルクの身分制を如実に物語るものである。1521年の規定は当時成立した閉鎖的な都市貴族身分の家系42家門を決定し、彼らには無条件に都市参事会主催ダンスパーティーへの参加を認めていた¹⁴⁹⁾。彼らのうち、ミニステリアーレン家系を中心に後に伯やフライヘルの帝国貴族身分を獲得する者もあらわれ、それにふさわしい家紋を新たに選定し、貴族として振る舞った。同時にこの規定は決して参事会員家系に属さないが新たに名誉ある地位を確立しつつある準貴族50家系の内、一定の要件を満たす6家系を参事会主催パーティーへの参加を認める規定を含んでいた。このようにして成立したニュルンベルクの身分制的支配体制は、これ以後経済活動を通じて名誉ある地位を獲得しつつある家系を市政から排除する機能を果たし、このような都市貴族家系への限定的補任の制約は近世を通じて制度、政治、社会面において著しい硬直を招くことになった¹⁵⁰⁾。

都市ニュルンベルクはこのような硬直した身分制的支配体制を維持するために自らの身分的利害を認識しつつあった手工業組合に結集したツunft組合員に対して彼らの自治権を認めず、彼らの団体的裁判権や法的自治権を否定し、監督局やその意を体現する仲買人による市場秩序の維持が目指されることになった。万一都市法や市場取締などによって実行される慣習を含む一定の法治体制に違反する者に対しては平和や治安維持の対象として強力な権限を持つに至った内務警保局による取締と公法的刑罰を伴う裁判制度によって市場秩序が維持されることになった¹⁵¹⁾。

一般民衆による自らの尊厳感情と政治的経済的利害の一定の主張を伴う暴力行為に対して都市全体の公共の利益を体現する公権力として参事会は公法的刑罰の執行を行い平和と治安の維持をはかった。15世紀後半から見られるようになった共同体全体の政治的経済的利害を中心とする公共の利益の強調は、各階層の利害を超えた公益の追及を都市参事会に強い、特に、よそ者や異質者に対する平和や公益の破壊に対して公法的刑罰の要求が強まることになった。他方で、公益を自覚した市民の間の暴力や争いはできるだけ共同体的な和解や調停の方法も広く用いることによって、古くからの既得権益をできるだけ維持することも考えられていた。公法的刑事裁判権を行使するための機関としての内務警保局*Polizei*によるポリツァイ行政と他方で、中下層の経済的生存に必要な社会政策的施策や貨幣政策を強力に推進することによって、公益を体現する支配層としての参事会級家門の地位の維

149) SIN, Tanzstatus, S. 1063.

150) SIN, Patriziat, S. 808. 近世に至りニュルンベルク都市参事会員家門はその多くが伯、ないしフライヘルの称号を帝国から授与され、1806年バイエルン王国への統合にあったて、25の家門が王国のフライヘル家門に受け入れられた。

151) 佐久間 前掲書 42頁以下参照。

持を図ったと考えられる。その結果、参事会級家系は各階層に対して交渉をできるだけ閉さし、孤高の存在として孤立する傾向があった。彼らは、都市当局として外国の君主や帝国内の領邦君主やその下僚と使節として交渉に臨み、日々密接な関係を結ぶことになった。こうして彼らは貴族意識を強め、伯やフライヘルの身分を獲得するとともに、ますます都市内の各階層から疎遠な存在となっていくと考えられている¹⁵²⁾。

都市ニュルンベルクはこのように参事会の公権力の自覚とともに、その置かれている立場を反映してこれまでの参事会の立法・司法・行政をほとんど明確に区分することなく問題発生に応じて新たな部局に高権の権限を与え、多数の委員を設置し問題を個別に処理し解決を図っていた。市場秩序に関しては従来の体制を維持拡大する対応によって解決を図ろうとしたと考えられる。その行使の結果の予測が計算可能な合理的な行政制度とは程遠い、権限の錯綜と複数機関による執行や地区長や街区長による日常生活の監視が行われた。市場秩序は監督局の監督下に任命された市場取締による自治的運営と監督官や仲買人による参事会の直接的市場統制によって市場の活力と従来の既得権の調停が計られていった¹⁵³⁾。

南ドイツのフランケンではクライス制度に結集した諸侯が様々なレベルで協調行動をとり、とりわけ貨幣政策ではニュルンベルク貨幣局長によるクライス貨幣長官の職権を利用した貨幣統制策は一定の成果を見、高額貨幣の分野では十分機能を果たすこととなった。フランケン・クライスだけでなく、シュワーヴェン・クライスやバイエルン・クライスとも貨幣協定を結び高額貨幣の品位の統一や貨幣の発行についても協調して行動することが可能であった¹⁵⁴⁾。しかしながら、中下層に直接関係する小額貨幣の分野では南欧型市場経済の特質によって貨幣の貶質問題という困難に直面することになった。小額貨幣に関しては各都市や各領邦の価格体系と直接結びついており、その価値の維持が都市当局にとって最も重要な課題となった。ヨーロッパ市場経済の決済貨幣として的高額貨幣はクライス貨幣長官による貨幣試験の実施とそれ結果に基づく貨幣相場による、日々の両替商の両替行為による購買力の決定によってその価値が維持されたが、小額貨幣は銀含有量が0.3g以下のものが多く、刻印もほとんど摩滅し形状が全く判別できない状態で、限られた特長によって額面を推定するのが精々である。それも、毎日の対面取引においては一々詳細に確認することは困難であり、ほとんど手交貨幣として使用された。小額貨幣については近世においては指令慣習経済のもと商品の供給量とそれを購入する需要側の貨幣量によって統制されていたと考えられる。

ニュルンベルクでは特権と慣習による国際的な商取引を行う市場において、都市の公貨としての都市貨幣の計算貨幣を大市計算貨幣との関係によって相場を建て、各都市計算貨幣建ての取引を、特定の有力商人の信用を背景に現金を使用しない決済システムによって都市計算貨幣の売買によって遂行することによって国際卸売価格を決定する。各都市はこの信用決済システムに使用される都市計算貨幣の購買力をできるだけ高く維持し、国際市場における都市の競争力の維持を図った。こうして、都

152) Fleischmann, a.a.O., S. 316.

153) SIN, Staatsverfassung, S. 1028f.

154) 1564年4月4日開催の3クライス合同貨幣試験報告書が伝えられている。ニュルンベルク市立古文書館文書 E8 Nr. 1502-1506参照。

市の一部に都市計算貨幣の購買力で生活するごく少数の上層支配層が形成されるとともに、それ以外の人々は地域における小額貨幣の購買力によって生活する大多数の大衆を生み出すことになった。日常生活に必要な食料や手工業品などの生活必需品や賃金は銀貨とりわけ、小額銀貨の購買力によって決定された。パンや肉、ビールさらには日々使われる商品は毎日、貨幣の品位や形状を意識することなくその貨幣の購買力を前提に取引が行われた。日々の賃金は日当として支払われたり、週給として支払われ、日々小額貨幣で支払われることになる。この小額貨幣の購買力は各公権力の強さ、とりわけ貨幣高権を貫徹しうるか否かに左右されることになる。貨幣高権の貫徹度は、市場構造によって決定されると考えられる。南欧型市場経済は当時の公権力の特権や都市の公権力によって支えられており、その結果、社会構造は上層と中下層に分裂しており、そこで使用する貨幣の購買力が異なるため、公権力は貨幣高権を一つの貨幣によって実行することがかなわず、常に二つの貨幣の購買力の維持が求められ、貨幣高権の貫徹は不徹底にならざるを得なかった。この点は、次章の南欧型市場経済の近世貨幣システムの中で述べることにする。

4 北西ヨーロッパ型市場経済の成立とオランダ国民国家の形成

(1) ネーデルラントにおける市場経済の発展

ネーデルラントの人口は2500万人にのぼり、現在のオランダとベルギーから成っている。オランダの正式の名称はでネーデルランデンであり、近世以前ネーデルラント現ベルギーも含む地域の呼称である。ドイツ・神聖ローマ帝国の伯爵領にその起源をもっている。人口は1,300万人でカルヴァン派新教徒とカトリックから成り、カトリックもかなりの数にのぼり数的には拮抗している。

もう一つの国ベルギーは古代ケルト人ベルガエ族に起源を有し、ローマ帝国期属州ベルギカに属し、現在人口は1,035万人である。ローマ帝国の支配はカエサルの『ガリア戦記』に描かれており、ライン河はローマ人とゲルマン人の国境を成していた。ベルギーではガロ・ローマ文化が形成され、ケルト・ローマ文化の融合が進み、キリスト教の布教がおこなわれた。

ゲルマン民族の移動によって、フランク王国が建国され、フランス語とゲルマン語（ドイツ語）言語境界が成立することになった。ベルギー国内に古代ローマの軍道に沿って北のドイツ語圏（オランダ語）と南のフランス語（ワラン語）のベルギー言語境界線が成立した。軍道はブローニュ・ダンケルク・マーストリヒト・ケルンを通過しており、現在の言語境界線と一致している。旧ローマ軍道は民族移動期以降ローマ文化とゲルマン文化の接触・対立の起点となった。境界北方はローマ文化の影響が希薄であり、相当稠密なゲルマン人定住地が存在したと見られる。これに対して南方はローマ文化の浸透が強固であり、移住ゲルマン人の数も少なく、ローマ風文化に同化したと考えられる¹⁵⁵⁾。

カエサル『ガリア戦記』にはゲルマン人に属するバタヴィ人がOppidum Batavorumという名の定住地を形成し、反乱の鎮圧によって集落は破壊されたが、新たにローマ帝国第10軍団駐屯地が置かれ、

155) F. W. Putger, Historischer Weltatlas, Bielefeld/Berlin/Hannover 91. Aufla. 1969, S. 34f. die Römer in Deutschland.

オランダの地域ではローマ帝国の最初の都市権が与えられた。現在の都市名は最初の都市名を含むナイメーヘンである¹⁵⁶⁾。

その後、フリースラント人がフランドルからデンマークにかけて定住し、ローマ人による土木建築技術や堤防運河建設技術が伝えられた。さらにアングロサクソン伝道が進められ、ウィリブロードはフリースラント伝道を開始し、695年ユトレヒト司教区が設置された。754年にはドイツ伝道を終えたボニファティウスがフリースラントで殉教している。さらに、フリースラント人リウドヘルはミュンスター司教区を創建し、カール大帝の治世には統治の安定とキリスト教化が進められた¹⁵⁷⁾。

カロリング帝国統治の安定とともに北海経済圏が発展し、中心はドレストアであった。ここは、イギリスとライン沿岸地域との交易やフランスの錫、北欧の毛皮・鯨油さらにはライン中流葡萄酒交易で栄え、牧羊業・繊維産業の発展も見られた。

9世紀末のノルマン人の侵攻はネーデルランドを荒廃させ、891年皇帝アルヌルフがルーヴェンでこれを撃破し、ネーデルランドの統治は安定したが、諸侯分立の状態が進展した。ヴェルダン条約で北ネーデルラントはロートリンゲンに帰属し、925年には東フランク王国に帰属した。これに対して、南ネーデルラントはフランス・カペー朝に帰属した。こうしてネーデルランドはフランドル伯・ブラバント＝リンブルク公・ヘルデルラント伯・エノー伯・ホラント伯等の有力諸侯の拮抗する時代を迎えた¹⁵⁸⁾。

その後、1363年にフランス王ジョン2世の息子フィリップ豪胆公にブルゴーニュ公国が授与されたが、その際フランドル伯の娘と結婚も予定されていた。父公死亡後、伯領を相続した息子フィリップ善良公はホラント・ゼーラント・エノー伯領を併合し、ネーデルランド所領の政治的統一を達成し、ブルゴーニュ公国内にネーデルラントの統一呼称が成立した。フィリップは地方主義を排して集権体制を整備し、州制を敷き、州総督の任命、州法廷・会計検査院の設置を行った。新たに設置された大会議は司法行政権を授与された。その後、フィリップ善良公の息子シャルル突進公は大会議の権限を二分し、高等法院に司法軍事指揮権を授与し、枢密会議に行政と財政を任せた。新たに全国議会の招集をはかり重要な意志決定を行った¹⁵⁹⁾。

突進公は治世末期にスイス侵略を企て1447年戦死する。娘マリーは神聖ローマ皇帝フリードリヒ3世の息子オーストリア大公マクシミリアン（皇帝マクシミリアン1世）と結婚し、生まれた息子フィリップ端麗公はアラゴン王フェルナンドとカスティリア女王イサベルの娘ファナと結婚することになる¹⁶⁰⁾。

フィリップ端麗公の息子シャルルはガンで生まれる。1506年父の死後ブルゴーニュ公国領を相続し、1516年には外祖父フェルナンド2世の死後スペイン国王位を相続し、1519年祖父マクシミリアン没後神聖ローマ皇帝に即位することになる。こうしてカール5世はスペインを含む巨大な帝国統治

156) 今来陸郎編『中欧史』山川出版社1992年392頁以下参照。

157) 同上書397頁。

158) 同上書400頁。

159) 同上書408頁以下参照。

160) 瀬原義生『皇帝カール五世とその時代』文理閣 2013年 2頁以下。

を行うことになった。カールによる征服統合によって最終的に政治的・歴史的固体としての17州から成るネーデルランドが成立する。これらの領邦国家たる州を領有し中央集権化していくことになる¹⁶¹⁾。

この間ネーデルランドでは14、15世紀の大市の隆盛によってブルージュが発展することになる。中世世界市場の三要素はイギリスの羊毛・イタリアの香料と高級織物・ドイツ産の穀物と原料であったが、イギリス・フランス・ドイツ・イタリア人商人は出身地ごとのナシオン（商人居留団）を形成し、ハンザ商館に居住した。ネーデルランドでは市場の「地域的」性格がよく、外国商人相互の取引はごく僅かであった。それぞれの三大輸入品はフランドルとその後背地向けであり、ネーデルランドの物産は帰り荷であった¹⁶²⁾。

シャルル突進公の死後、公の中央集権政策と重税に反発しフランドル諸都市が反乱し、戦争となった。公の娘 MARIA はハプスブルク・オーストリア大公マクシミリアンと結婚し、フランドル都市同盟との戦争を戦い抜くことになった。都市同盟に参加しない諸都市からイギリス産毛織物輸入禁止請願が出され禁止措置が取られ、さらに1483年ブルージュ在住外国人に退去命令が出された。4年間の戦争後、イギリス産毛織物の輸入はアントウェルペンとベルヘン・オブ・ゾームに集中することになり、外国商人が移住すると同時に、南北通商も集中し、ネーデルラント通商はブルージュからアントウェルペンへその中心を移動させた。こうしてフランドル戦争はブルージュを衰退させることになった¹⁶³⁾。

この間、15世紀にはケルン商人によって南ドイツ・イタリア商業はブルージュに集中していたが、16世紀には南ドイツ・イタリア商業もアントウェルペンに集中することになる。こうしてポルトガルによる東洋産胡椒・金と新大陸銀の取引や香料交易はヴェネツィアからアントウェルペンへ移動しアントウェルペンは文字通りヨーロッパ随一の商業中心地となった¹⁶⁴⁾。

アントウェルペン輸出商品構成の特質はロンドン港湾関税から見ると①絹織物・香料の奢侈品・特産品などの中世貿易に特徴的なものや②麻織物・金属製品・小間物日常的工業製品③染料・繊維原料・金属素材などの工業原料に見られる「近代的」市場を構成する品目が含まれており、「一般工業製品」を含む最初の「世界市場」となった。これらは中小商人が交易の担い手であり、後に見るアムステルダム の貿易構造もこれに類似しており、④南欧系各種品目・アフリカ産食料品も含めて、近代的貿易構造を呈し、ネーデルランドの一般的な発展方向を示している¹⁶⁵⁾。

1488-1514年の参事会文書によると内陸運送に専門運送業者が登場し、アントウェルペン―ケルンを定期的に結びイギリス産毛織物を中部ドイツのケルンやニュルンベルクに運び、同時にニュルンベルク・ケルンから金属・銅・鉄・麻織物をアントウェルペンの後背地に運んだ。香料は15世紀には

161) 今来編 前掲書 412頁以下参照。

162) Jürgen Schneider, Nürnberg und Rückwirkungen der europäischen Expansion (16.-18. Jahrhundert) in: Helmut Neuhaus, Nürnberg Eine europäische Stadt in Mittelalter und Neuzeit, Nürnberg 2000, S. 300f.

163) 中澤勝三『アントウェルペン国際商業の世界』同文館 1998年 57頁以下参照。

164) 同上書 77頁以下参照。

165) 同上書 88頁以下参照。

ケルンから内陸通商で運ばれていたが、16世紀にはリスボンから大西洋貿易の形でアントウェルペンに運ばれた¹⁶⁶⁾。

アントウェルペンの外国商人はドイツ人1227人(西部ドイツ人742人・南ドイツ人237人・北ドイツ人54人)、イタリア人261人、フランス人247人、イギリス216人、スペイン人171人、ポルトガル人72人の合計3227人であった。これらの外国商人はコロニー「民族居留団」を組織し、裁判権さらには自治権を体現する「領事職」を獲得し、ネーデルランド人以上の特権を享受していた¹⁶⁷⁾。

最も恵まれた自治権を有したのはイギリス人マーチャント・アドヴェンチャラーであり、民事裁判権を授与され領事職とともに最恵国待遇を与えられ、1531年大市開催地に隣接するイギリス館はアントウェルペンの取引所として開設されアントウェルペンにとって特別の地位を与えられた。ポルトガル人は国王代理人の身分として1511年コンスル職があたえられた。ドイツ人最大の集団である西ドイツ人と少数派の北ドイツ人はコロニーを形成していたが、かなりの人数を誇る南ドイツ人はコロニーを形成せず領事職を獲得していない。ニュルンベルクを始めアウグスブルグなどの重要な都市商人が参加していたとも思われるが事情は定かではない。ハンザ商人は1511年コンスル職を有し、ハンザ館に居住した。イタリア人はジェノヴァ人が1532年、フィレンツェ人1546年コンスル職を獲得したがルカ・ヴェネツィア人はコロニーを形成しなかった。イタリア人がコロニーを形成し領事職を獲得するのはかなり遅い時期に当たり、西ヨーロッパの経済中心地の経済活動を担ってきたイタリア人としては特権の獲得が遅すぎると思われる。とりわけイタリア人の中でも最も有力なヴェネツィア人やルカ人がコロニーを形成していないのは奇異であり、事情は分かっていない。スペイン人はビスケイ・カスティーリア・アラゴンのコロニーを形成し領事職を獲得している。いずれにしても、アントウェルペンでは外国商人の大部分がコロニーを形成し、ネーデルランド人と隔離した形で取引活動を展開し、後に見るアムステルダムを始めとするオランダにおける取引活動と好対照を成した。オランダ諸都市では、外国人もあくまでも個人や個別企業として活動し、決してコロニーを形成せず特権的地位は与えられなかった¹⁶⁸⁾。

アントウェルペンは1496年人口4万人に達し、ブリュージュに代わって北西ヨーロッパの経済中心地となり、商品取引所や為替取引所の設立とともに人口も急増し1568年には10万人に達することになる。この間、市域の拡大と道路・街区の整備事業に商人が活躍し、ヨーロッパ随一の経済発展を遂げ、完全雇用と賃金の高騰から一時経済に陰りが見えはじめ、とりわけ、ブルゴーニュ公シャルルの神聖ローマ皇帝カール5世への即位とともに、ネーデルランドは軍事費の拠出を強いられ、消費税の導入、課税の強化に対する徴税請負人への怒りが軍駐屯費の課税によって頂点に達し、民衆蜂起が勃発した¹⁶⁹⁾。

都市参事会は布告を発し、消費税の軽減・ビール独占の廃止・都市有力者の罷免・軍拠出金の返還を決定し蜂起の鎮静化をはかった。これに対して、カー5世が介入し、布告の破棄宣言を行い、4人

166) 同上書 159頁以下参照。

167) 同上書 208頁以下参照。

168) 同上書 214頁。

169) 同上書 194頁以下参照。

を斬首刑に処し、3人鞭打ち刑、5人を財産没収の上追放し、20人（中産階級）を逮捕したが釈放することになった。こうして反乱はカール5世の意図に沿って鎮圧された。

アントウェルペンの社会階層は支配層たる大商人・都市貴族、小営業者等の中産階級そして下層無産労働者から成っていた。蜂起参加者は中産階級に属する商人とギルド親方層や下層の無産労働者、そして最下層の浮浪者・乞食などの社会の「屑」と呼ばれた人々であった。反乱が激化するなかで中産階級は参事会、とりわけカール5世の意図を理解し蜂起から離脱することになる。反乱の原因は商人企業家と中産階級の利害対立であり、独占と大商人の市場独占に抗議し、加えてツンフト闘争も加わった蜂起であった。こうして、ツンフト親方の代表による市政参加や大商人の独占は排され、先に述べた1531年の商品取引所と為替取引所の設立は開かれた自由な経済活動を保証し、ネーデルランドの一層の発展を実現することになった¹⁷⁰⁾。

しかしながら、世界経済の覇権をめざしフランス包囲網を形成しつつあったカールにとって、決定的な要素が欠けていた。つまり、世界経済の数理的計算を行うために必要な計算貨幣とそれによって実現する信用決済のシステムを持ち合わせていなかった。アントウェルペンには計算貨幣は成立しつつあったが、決済システムは欠いていた。さらに、計算貨幣によって計算された利害を実行するための結果の予測が可能な官僚制と主権者の意志によって動員可能な軍勢力を欠いていた。カールに与えられていたのはネーデルランドの計算不能な巨大な経済力と神聖ローマ帝国とスペインの家産官僚制と身分制国家の軍隊であった。これに加えて新大陸の巨額の銀が加わり、カールは世界経済の覇権を握る寸前まで突き進むことができたが、最終的な勝利を収めることができなかった。これは、効率的に巨額の新大陸銀を使用する方法を知らず、不自由な制限付きの身分制軍隊を使用し、権限とその行使の方法が定まっていない家産官僚制のもとでは、世界経済をわがものとするはかなわなかったと言えよう¹⁷¹⁾。



1665年以降の曳舟道付き運河網

フリース・ワウデ著大西・杉浦訳 前掲訳書地図2-4, 31頁。

170) 同上書 198頁以下参照。

171) 瀬原義生 前掲論文 68頁以下。

(2) 北部ネーデルランド（オランダ）における市場経済の発展

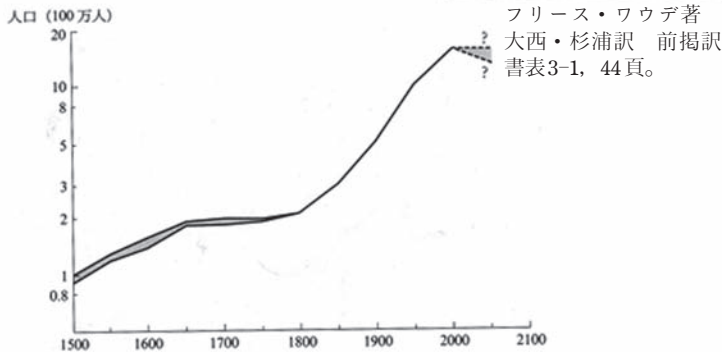
オランダの社会構造は南部に比べても封建制の展開が弱く、南部の沖積層台地にはマナー制や農奴制が一部見られたが、北部に向かって封建制の展開は低下していき、フリースラントには封建制は定着せず、植民の「自由」を享受することになった。ここでは自由農民の共同体がポルダーを建設し、風車を使用し小規模な農耕や酪農に従事していた¹⁷²⁾。

1200年までオランダの都市特許状の発行は12に過ぎなかったが、1300年以降急速に増加し、15世紀都市の成長が顕著に見られた。その後、沿岸部で巨大な嵐を経験し農業生産の不振の時期に農村危機が発生し、都市への移住が加速することになった¹⁷³⁾。

この間、ヨーロッパにおいて火薬と鉄砲大砲の使用による軍事革命が1550-1660年頃にかけて進展することになった。火器を使用する戦術の導入はヨーロッパ諸国の軍事力・国家の再編を招き常備軍と官僚制を備えた主権国家の形成に帰結した。軍事革命は四つの革新をもたらすことになった。①マスケット銃の活用と野砲による援護②「対攻城砲要塞」の発達③軍艦舷側砲の発達④兵力の膨張である。最初にイタリアで発達した「対攻城砲要塞」の建設は高額資金を必要とし、領域国家の領土と臣民支配に必要な巨大な城壁で囲まれた宮殿と商業施設や文化施設などの中心地機能を備えた首都的都市の形成に導くことになった。こうして、巨大な都市の建設とそれを防衛するための強力な軍事力を維持する巨額の資金が必要となった。国家の軍事化が進み主権国家による領土争奪戦が展開されるこ

オランダの推定人口
1500-1800年

1500	900,000	～	1,000,000
1550	1,200,000	～	1,300,000
1600	1,400,000	～	1,600,000
1650	1,850,000	～	1,900,000
1700	1,850,000	～	1,950,000
1750	1,900,000	～	1,950,000
1800	2,100,000		



オランダの人口1500-2050年（単位：100万人）

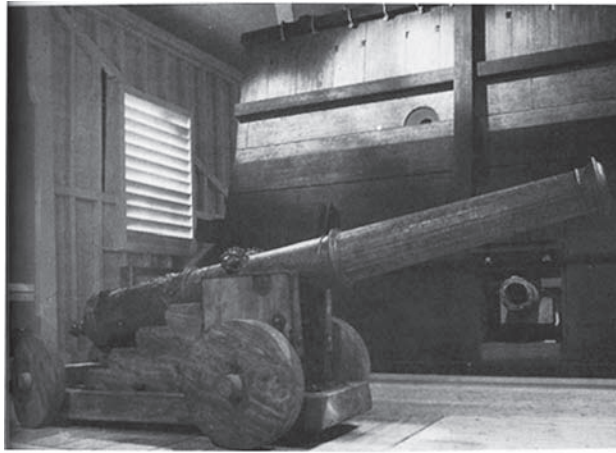
同上訳書図3-1, 45頁。

172) J. ド・フリース, A. ファン・デア・ワウデ著大西吉之・杉浦美樹訳『最初の近代経済 オランダ経済の成功・失敗と持続力1500-1815年』名古屋大学出版会 2009年 13頁以下参照。

173) 同上書 12頁。

とになった¹⁷⁴⁾。

続いて海上戦の革新による制海権をめぐる熾烈な争いが展開される。近世商業革命の展開は制海権を獲得することが決定的に重要となった。大航海時代の開始とともに、イタリアに始まる軍事革命はアルプスを越えて西ヨーロッパに広まり、とりわけ海洋国家に発展しつつあったオランダは鉄砲大砲使用と操船技術の発展に貢献し、16世紀の帆船の小型化と重装備、それらによる少人数による中型軍艦フリゲート艦の開発に成功し、舷側蝶番砲門の開閉による大型前装砲を装備したオランダ艦隊は当時最強を誇ったスペイン無敵艦隊（アルマダ）を1588年にイギリス軍との連合によって破り、その後、ダウنزの戦において火砲を重装備した中型快速フリゲート艦40隻余りの艦隊が、大型ガレオン船艦隊53隻と交戦し、40隻を縦列隊形砲撃によって撃沈し、大勝利をおさめ大西洋からインド洋東シナ海にかけての制海権を握ることになった。当時スペインは500トンに及ぶ大型艦隊を60隻保有していたが、これを300トンの中型艦の強力な火力と船長を始めとする将校、下士官のすぐれた戦術と戦意によって完全に打ち負かすことになった。一説によるとオランダ、イギリス艦隊の勝利にはオランダによって開発された四輪砲架が決定的役割を果たしたと言われている。また、オランダは陸上戦闘においてもヨーロッパで最初の組織的戦闘法を開始した国である¹⁷⁵⁾。



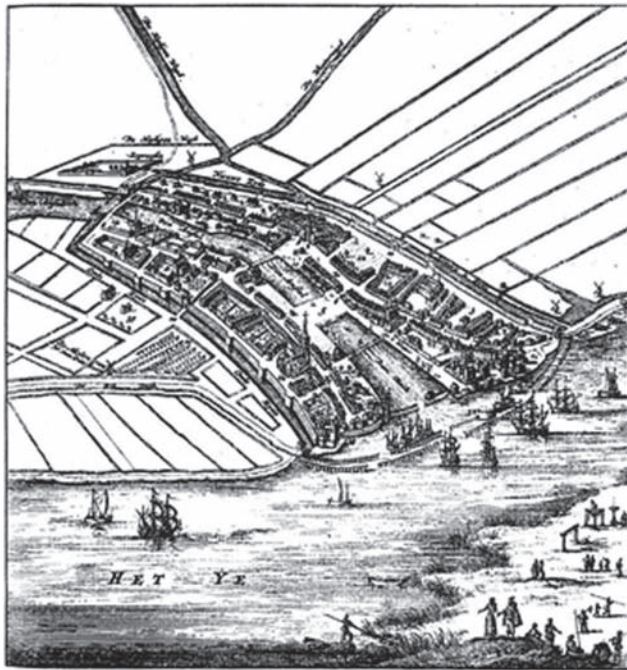
1540年頃の四輪の手押し砲架

パーカー著大久保訳 前掲訳書図版25, 132頁。

174) バート・S・ホール著市場泰男訳『火器の誕生とヨーロッパの戦争』平凡社 1999年 364頁以下参照。

175) ジェフリ・パーカー著大久保桂子訳『長篠合戦の世界史 ヨーロッパ軍事革命の衝撃1500～1800年』同文館 1995年 126頁, 28頁以下参照。

以下の図はオランダ国立海事博物館の展示パネルを筆者が写真にとったものである。



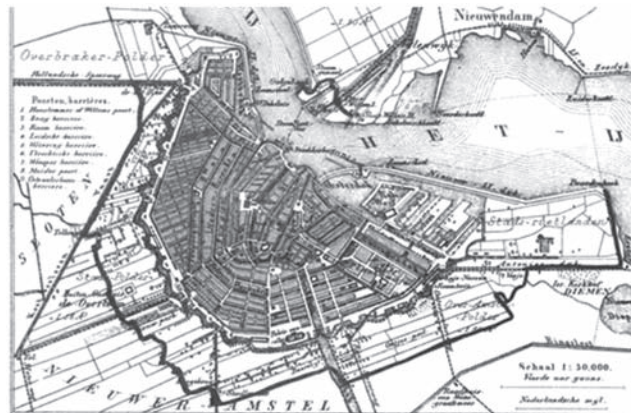
1300年の都市アムステルダム



1538年都市アムステルダム



1640年都市アムステルダム



1866年都市アムステルダム

オランダ共和国の経済的中心は北海とザイデル海に面しライン・マース・スヘルデ川のデルタ地帯のホランド・ゼーランド両州であり、16世紀中頃ズント海峡の制海権獲得によってアムステルダムはヨーロッパの穀物市場となり、鯨鱈漁業の発展とも相まって造船業と海運業の隆盛を見、バルト海商業と海運は共和国経済発展の基盤となった。

1585年当時ヨーロッパ最大の商港アントウェルペンがスペイン軍により占領略奪された際に、オランダ軍もスヘルデ河口を封鎖し、アントウェルペンの経済中心地としての地位は失われていった。外国商人とその巨大な資本がアムステルダムに移動し、発達した商業制度や企業家精神をもたらすことになった。

とりわけ、始まった商業革命によって経済活動の中心が北西ヨーロッパに移行する過程で最もその恩恵に浴することになった。羅針盤・帆布・操船技術の発展はオランダによって担われ、17世紀にはオランダの造船業は年間2000隻を建造し、世紀半ばにはヨーロッパの2万5000隻に及ぶ船舶の

60%をしめていたと見られている。船舶航行との関連でバラスト材としてレンガを積む必要があり、レンガ製造業も盛んとなりオランダに特有のレンガ造りの建物群を生み出すことになった¹⁷⁶⁾。

16世紀後半北部ネーデルランドでも発展しつつあった織物工業に新毛織物工業が加わるようになった。1570年代からスペイン支配から逃れてオランダに移住した新教徒によってレイデン市を中心に目覚ましい発展をとげることになる。今一つの新しい産業はハーレム市郊外の亜麻織物漂白業であった。ヨーロッパの日常生活に必要なレースや衣料品として広く需要され、西ヨーロッパ一の規模を誇った¹⁷⁷⁾。

とりわけ注目すべきは、広くオランダで展開された日常必需品手工業であり、この多くが西ヨーロッパに輸出され、かつてスペインの進攻以前に南ネーデルランドで達成された規模での産業的発展が見られた点である。このことについてはこれまでトラフィーク工業に偏った産業発展が都市手工業や農村工業の発展を阻害し、均衡のとれた産業発展に否定的な見解が支配的であった。これに対して、新毛織物工業や麻織物漂白工業の積極的意義が強調されるようになり、加えて、アントウェルペン輸出入貿易構造との近似的な構成に注目し、オランダにおける均衡のとれた社会的分業の展開を見る見解が有力になりつつある¹⁷⁸⁾。

このような発展を支えた重要な機構が商品取引所と証券取引所の設立である。オランダでは16世紀後半商品取引所がアントウェルペンにならってアムステルダムで設立された。同時に証券取引所も設立され手形や債務証券の交換などが行われるようになった。取引所はアントウェルペンでも述べたように、あらゆる国民、あらゆる階層の人々に自由に参加が許され、商品価格、手形及び貨幣相場が一年を通じて記録公開された。「一般的な市場では商人が個々に対面して商品が取引され、その品質や適正価格が買い手によって吟味されたが、取引所では代表的な商品が取り引きされ、その種類に該当する商品はすべて均質なものとみなされる。つまり、ある種類の商品の一個が他の一個と正確に対応しており、その結果一個の商品が他の一個と即座に代替されうる。この商品はその取引所の代表的商品となる」。従って取引所とは特定の代表的商品を取引する市場である。買い手と売り手はもはや商品の品質について交渉する必要がない。取引に参加する商人はその商品のすべての部分をいつでも確認済みとみなす。したがって、取引所では代表商品の価格を表示した見本帳によって取引が可能となった¹⁷⁹⁾。

オランダ人史家ジョン・J・マックスカーとコラ・グラフェスタインは近世ヨーロッパの商品価格一覧そして為替及び貨幣相場表の史料目録を作成した。33ヶ所の商業中心地に関してどの時期に商品・為替・貨幣相場表が印刷公開されたかが実証的に明らかにされている。最も早い商品価格表は1540年アントウェルペンで発行され、1581年にはフランクフルトで、1585年アムステルダムとヴェネツィアで、1592年にはハンブルクとアウグスブルクで、ついで1598年フィレンツェで、1608年ロ

176) フリース・ワウデ著大西・杉浦訳 前掲訳書253頁。

177) 佐藤弘幸『西欧低地諸邦毛織物工業史 技術革新と品質管理の経済史』日本経済評論社 2007年 26頁以下参照。

178) 同上書 10頁以下参照。

179) Schneider, a.a.O., S. 300f.

ンドンとダンツィヒでそしてついで1610年にリスボンで発行された¹⁸⁰⁾。

このような一覧表は当時の情報革命の成果によるものである。15世紀中葉グーテンベルクの活版印刷技術は書籍やパンフレット類の印刷に優れ、羊皮紙にかわり紙を使用することによって情報伝達速度を劇的に高めることになった。このような情報革命はとりわけ市場経済の発展を支えることになる。スペイン貴金属船団の到着の日時や積み荷の情報が印刷されて西ヨーロッパ全域に流布し、各取引所の価格表が伝達され、広くヨーロッパ全域の商品の価格を指標として供給と需要が決定され、価格メカニズムが働くことになった。

このような市場メカニズムの実現するためには決済取引において裏書と割引の導入が不可欠であった。「手形の裏面（イタリア語で*in dosso*）に記載された覚書を裏書といい、これはこれまでの手形取引に関与していなかった第三者に手形を呈示する権限を授与するものであった」。手形は譲渡されるようになったが、この行為は北西ヨーロッパの取引所での日常的な手形取引において16世紀後半から認められるようになった。「割引（イタリア語で*sconto*）は満期日以前に価値標章を売却する際に額面から控除する利子の特殊な形態である」¹⁸¹⁾。

このような裏書・割引は南欧型市場経済では一般的に手形の法的効力を発行者などの関係者に限定するために都市法や商慣習によって禁止していた。信用取引の利益をできるだけ支配層とその周辺有力商人の間に限定したいとの考えのために17世紀中禁止ないし制限的な商事法制が維持された。これに対して、北西ヨーロッパでは中世初期以来経済発展が見られたが、地中海とりわけ北イタリアに比べると格段の差があり、資本が不足しがちであり、できるだけ債権譲渡を認め流動性を高める必要があった。さらに、取引所における取引は誰でもできるだけ多くの人々が参加することによってより効率的な価格メカニズムが働くことになり、決済に使用される信用手段をできるだけ広い範囲に使用可能な商事法制・慣習に転換する必要があった¹⁸²⁾。

以上の発展は近世信用構造における革新によって達成されることになった。債権譲渡による手形所有者の訴求権の承認と手形支払指図の取消の不能原則こそ手形裏書・割引流通の不可欠の前提であり、為替契約と手形との厳密な分離が達成される必要があった。16世紀中葉、低地地方では訴求権を認める債権譲渡原理が確立し、債務証書は債権譲渡原理が確立され、債務証書は裏書譲渡された証書所有者の法的請求権が確立した。その後、16世紀後半ネーデルランドにおいて為替手形使用が一般化するとともに債権譲渡慣行の為替手形への適用がなされ、為替手形の裏書譲渡慣行が促進された¹⁸³⁾。

16世紀までの為替手形の支払根拠は隔地での手形振出し（*taker*＝貨幣の取り手）と貨幣の貸し手（*deliverer*）による為替契約金融が原則であった。名宛人＝引受人（手形金額支払人）と手形金額受取人（＝提示人）はそれぞれ代理人であり、手形名宛人＝引受人の裁判上の法的支払責任問題は全く生じなかった。ところが、17世紀転換期に大きな変革が生じることになった。引受人の即時支払い

180) Ibid.

181) Ibid., S. 299.

182) Ibid.

183) 楊枝嗣朗『近代初期イギリス金融革命—為替手形・多角的決済システム・商人資本—』ミネルヴァ書房 2004年 140頁以下参照。

義務の成立とともに、為替手形は為替契約取引＝為替金融との関係を断ち、近代的手形法原理が成立し、手形引受による支払義務の成立とともに手形の無因証券化が達成されることになった¹⁸⁴⁾。

このような発展は16世紀後半、西ヨーロッパ商人の貿易活動の広がり、空間的的活動に変化を生じさせ、外国為替手形の性格変化をもたらしたものと考えられている。貿易取引の広域化・多様化が為替手形の広範な流通をもたらし、遠隔地在住者による為替契約確認が困難となり、その結果、引受人に支払義務を課すことにより手形振出や手形割引慣行の円滑な遂行を可能にすることになった。こうしてより広く深い信用基盤の成立を可能にする支払決済の連鎖が成立することになった。このことによって国籍や特権とは無関係にあらゆる階層の人々が取引所の取引に参加し、金融上の信用を受けることが可能となり、手形は完全な信用状として紙幣に近い信用貨幣と呼ぶうる存在となった。

元々、ネーデルランドでは都市当局のギルド規制やツunft規制は緩やかであり、公権力の集権化は市場取引の自由を保証する商事法制や商慣習を順守させる方向で働くことになった。こうして、1609年西ヨーロッパの決済を中心的に担う決済システムの要としてアムステルダム為替銀行が設立されることになった。アムステルダム為替銀行は南欧型市場経済の決済機関であったピアツェンツァ為替大市との競争に打ち勝ち、17世紀半ばには西ヨーロッパの主要な決済を行う信用決済システムの中心の地位を占め、西ヨーロッパの取引所で取引される国際商品の集中的な決済銀行に成長していくことになる。アムステルダム都市計算貨幣は、為替銀行貨幣に進化し、ザクセン選帝侯に始まる高額銀貨ターラー貨に発する計算貨幣から西ヨーロッパ大の決済貨幣となり、独立戦争によって領域と国民を確定し、国民の経済活動を集約する銀行貨幣バンコ・ギルダーに発展した。バンコ・ギルダーと各主権国家、都市国家の為替貨幣・計算貨幣の売買による価格決定がなされ、同時に各為替の購買力も決定した。最も購買力の高いバンコ・ギルダーによって需要と供給による価格メカニズムが働き、国際価格が決定する。まさに、当時の技術水準による生産力のもと国際的な資源の適正配分が実現することになったと言えよう。

国内卸売商業も内国為替手形や支払指図証、後には銀行預金受領証や小切手類似の証書も加わり為替銀行を通じた決済によって国内の需要と供給による価格メカニズムが働き、卸売価格が決定した。こうして決定した卸売価格は最終的に小売価格を支配し、一物一価の価格メカニズムによって国内資源の配分が決定される市場経済＝国民経済を形成することになった。

17世紀オランダ共和国は市場経済に基盤を持つ国民経済として世界最初の株式会社を生み出すことになる。連合東インド会社(VOC)は、資本金642万ギルダー余でイギリス東インド会社の約10倍の株式会社である。会社はアムステルダム、ロッテルダムなど6つの支社からなり、各支社に出資金を募り最大のアムステルダム支社は全体の約57%を占めたが、大口の出資者の多くはアントウェルペンからの逃れてきた大商人であった。その中には、イベリア半島出身のスファルディムに属するユダヤ人も多く含まれていたと見られる。スファルディム系ユダヤ人は高度な金融技術と巨額の資本を有し、かつてムスリム時代に政権の中核近くで勤務し、財務大臣や様々な要職を経験したものも多く含まれており、加えてカスティリア大市や各地の大市の銀行家の末裔を多かつたと考えられる。彼

184) 同上書 146頁以下参照。

らは1492年、レコンキスタの熱情の中で女王イザベラによって王国追放例が出され、キリスト教徒に改宗するか財産を置き国外追放を選ぶかの選択を迫られることになった。多くは国外追放を選び、その後十数年間にリスボン経由で10万人のユダヤ人が西ヨーロッパに逃れた。その多くはまずアントウェルペンを選び、その後のスペインの蹂躪によってアムステルダムに移り住むことになった。このスファルディムの有力商人が東インド会社に出資したばかりではなく、レバント会社や西インド会社などの巨大な株式会社に投資し、さらには大陸間貿易に投資していったと見られる。例えば、アムステルダム支社で1万グルデン以上を出資した人は88人いたが、このうち40人が南部からの移住者であり、その中にはかなりのスファルディム系のユダヤ人も含まれていたであろう。東インド会社の貿易品は70%が香辛料であり、その他の商品も含めて本国から大量の銀を初期投資として必要であった。こうして、西ヨーロッパで蓄積された商業資本がアムステルダムを経て東インドに投資されることになった¹⁸⁵⁾。

具体的なVOCの活動は当初巨額の資本に比して配当はなく、出資者の不満が高まったが、史上最初の株式会社として「株」の販売が可能となり、投資によって配当ばかりではなく証券取引所での値上がりによって利益を得ることができるようになった。それ以上に重要なのは当時の世界情勢の中で小国オランダの軍勢力と経済力によってVOCの東アジアにおける制海権を握り、取引システムを構築し、日本を重要な基点としてアジア間貿易を展開し、巨額の利益を上げたことである¹⁸⁶⁾。

VOCはバタビアで購入した商品を中国で販売し貨幣を得るか、オランダ正貨を直接使って販売可能な中国産品を購入し、日本で売却し巨額の正貨を得、直接アムステルダムへ持ち帰るか、バタヴィアや途中の寄港地でヨーロッパで販売可能な商品を購入しより巨額の正貨を得る方法をとった。こうして、VOCは1630年から50年にかけて毎年、1.1億ギルダーの巨額の利益を上げることができた。その内、1630年から1680年にかけて日本からは毎年1.5億ギルダーの巨額に上る正貨が得られていた。これらは、アムステルダム為替銀行の当時の総預金高の20倍にも上る額である。VOCがアジア貿易でいかに巨額の利益を上げていたが理解される。

西インド会社はもっぱらスペインやポルトガルと競争するため私掠船として海賊行為を働き貿易は二次的であったが、それでも砂糖やタバコなど徐々にプランテーション経営も軌道に乗るようになり、一定の成功を収めたと見られている。その他の会社も株式会社としてオランダの経済活動にとって促進的な役割を果たしたとする見方が広く認められるようになってきている¹⁸⁷⁾。

オランダの開かれた市場構造によって、あらゆる階層の人々に経済活動の機会が与えられ、自由な活動から激しい競争が生じ最も効率的な市場経済を生み出すことになった。誰でも何かの職業に就くことができ、とりわけ海運業や商業にかかわる職業が活況を呈し、国外から大量の移民が押し寄せ男性中心の社会となり女性の結婚年齢が上がるほどであった。加えてあらゆる階層が投資の機会を与えられ、それぞれの額に応じた投資機会を利用することができた。東インド会社でさえごく零細な投資

185) フリース・ワウデ著大西・杉浦訳 前掲訳書364頁以下参照。

186) 同上訳書 372頁以下。

187) 同上訳書 375頁以下参照。

家も少なからず知られており、農民が当時のフランドル派の絵画を部屋に飾り、豊かな市民生活を享受していたことが強調されている¹⁸⁸⁾。

しかしながら、このような開かれた競争社会は一部で、底辺に無為に怠惰に生活する人々を沈殿させ、当時市場経済を推進していた都市貴族支配層ヘレント層に対する嫌悪と憎しみを醸成させる構造を強め、中間層の一部の上層に対する怨念も加わり世襲貴族層の代表であるウィレム家に対する強い支持を生み出すことになった。都市内のヘレントによって牽引される世界経済の覇権国オランダ経済を支える中間層とそこからこぼれ落ちた貧民の群れとの間の軋轢は、国家経済が破綻する時、顕在化することになった。

(3) オランダにおける主権国民国家の成立

ネーデルランドの北部7州によって成立するオランダ共和国は17世紀後半、ハプスブルク家支配の身分制国家において君主権と身分制議会の大決戦であった。その構図はちょうど100年後のイギリスの二度にわたる市民革命を先取りする「法と王の支配」の雌雄を決する主権をかけた対決でもあった。イギリス市民革命の近年の解釈はオランダ独立戦争と同様に王権とジェントリーや上層市民によって指導された議会との対決であり、イギリスに比べてオランダは一部の小貴族を除けば、階層的には貴族・騎士階級は含まれておらず、より中間層に近い指導層によって指導された革命派であり、広く国民的利害を体現する政権の樹立に成功したと考えられる¹⁸⁹⁾。

ネーデルランド特有の主権国家形成は家産諸州がブルゴーニュ家の手でまとめ上げられたのは、14世紀末から15世紀中葉のことであり、17州全域がカール5世によって一つの政治体にまとめ上げられたのは16世紀の前半のことであった。カールはイタリアに始まるルネサンスの人間主義的世俗権力の優位の考えを継承し、加えて複式簿記に始まる数理的経済計算についての知識も十分備えていたと思われる。彼は、ブルゴーニュ公国の利益のためになるならば教皇庁支配下のブルグンド公国内の教会や修道院を破壊して城壁を建設し、軍事的政治的利益の優先をはかり、さらにはネーデルランドの世界経済における主要な地位を理解し、その発展に促進的役割を果たすことになった。宗教改革の勃発は皇帝に教皇庁とカトリック勢力との協力を余儀なくさせたが、他方で中央ヨーロッパの一部の貴金属や銅の生産を握りひいては新大陸の銀を獲得することによって、ネーデルランドの経済力と神聖ローマ帝国の軍事力によって世界システム形成を目指したと言ってもあながち誤りではないように思われる。実際、カールはアントウェルペン枢軸の世界経済建設に積極的取り組み、スペインの新大陸銀を直接アントウェルペンに持ち込み、政治的経済的活動に使用し、最後に残ったフランスとのイタリア戦争に突入することになった。この時期フランスはヨーロッパ全体の敵とみなされていたオスマン・トルコとも手を結び、カールとの決死の戦いをイタリアで繰り広げることになった¹⁹⁰⁾。

国内では、中央ヨーロッパの主要部分を支配する北ドイツ諸侯、とりわけザクセン選帝侯やブラン

188) 同上訳書 104頁以下参照。

189) 川口博『身分制国家とネーデルランドの反乱』溪流社 1995年 180頁以下参照。

190) 瀬原 前掲論文 39頁；瀬原 前掲訳書 39頁以下参照。

デンプルク辺境伯、マイセン辺境伯等の銀産出諸侯は銀による経済圏確立に向かって徐々に陣営を固め、ルターを自らの政治的正当性的手段として使い、南北の対立はますます政治的色彩を帯びることになり、外国勢力の参加による国際戦争にまで発展し、政治的経済的利害を中心とする新たな主権概念成立の最終的な機会となった。

神聖ローマ帝国内が皇帝権と北ドイツ諸侯を中心とする帝国議会の対立が深刻さを増す中で、当事者カールは十分主権概念を意識し、最初に即位したブルゴーニュ大公家を中心に、スペイン国王、神聖ローマ帝国帝位を合わせた強大な帝国を樹立するに至った。しかしながら、ブルゴーニュ公国の経済的達成とそれによる帝国内の経済システムの確立は時期尚早であり、神聖ローマ帝国の南は金貨計算貨幣の世界であり、スペインは更に独自の主権国家を形成しつつあり、北西ヨーロッパ型市場経済による帝国の統一は皇帝自身が望みえなかったものと思われる。皇帝の権力基盤は南ドイツを中心とするハプスブルク家門支配地域にあり、ネーデルランドはその経済的成果を利用するしかなかったと考えられる。

息子フェリッペ2世はスペイン国王としてネーデルランドの利用以上にカトリック信仰への傾倒が強く、ネーデルランドの新教徒との対立が決定的となった。フェリッペ2世を君主とするスペイン絶対王政の中央集権政策と宗教政策に抵抗するネーデルランドの反乱は身分制議会であった全国議会との対決に至った。この時期、身分制議会の主権はハプスブルク家国王たるフェリッペにあった。したがって、全国議会は最終的にフランス王アンリ3世の弟アンジュー公フランソワをネーデルランドの国王に迎える決断をする。しかしながら、フランソワは君主に主権を有するとの条項の追加には譲歩することができず交渉は不調に終わる。全国議会は自ら主権を主張することができなかった。独立戦争当時のネーデルランドは主権概念があいまいで、イギリスのように全国議会に主権を認める段階には至っていなかった。当時、マキアベリに始まり、ボダンによって定義された主権Souverainniteitないし至上権Hoog Overheidは知られてはいたが、ネーデルランドでは権力を意味するマハトmachtや支配権heerschappijと同義に使用されていた。フランソワはボダンの主権概念を念頭に君主権を要求する恐れがあったので、独立戦争の目的である固有の法・慣行・特権のもとに自治を破壊する恐れがあった¹⁹¹⁾。

1575年ネーデルランド全国議会在がハプスブルク正統君主を廃し、新君主を求める断固たる決断をくだした。それまでの身分制議会から従来のハプスブルク家門家産諸州に加えて非家産諸州も参加する統治機関となった。議会在が真の主権を有する機関となるためには、各州議会在が派遣する代議員、州議会在の使節の会議の性格が全権をゆだねられた議員による議会在に根本的に転換しなければならなかった。独立戦争の苛烈化と勝利によって全国議会在は78年のユトレヒト同盟の州主権の代議員会から一時的に軍事外交を始め文字通りの主権を有する機関となった。

近代的主権概念はフランス人ジャン・ボダンJean Bodinによって提起されたが、主権は永続的で、能力・職務・期間において制限されることのない権力、無制限の権力である。権力総体を絶対的に行使する権能であり、何人にも制約されない立法権にその基礎を与えられる。これに対して、身分制議

191) 川口 前掲書 164頁。

会の主権者はあくまでの既成の法・慣習を順守し、法秩序の番人、法を運用する裁判官でなければならず、保守的裁判主権論であった。これに対してボダンの近代的主権論の特徴は創造的な機能を持つ立法主権論であった。先の身分制国家の権力二元論を克服して全国議會を主権者とするネーデルラント連邦共和国が誕生した。

ここで問題となるのはネーデルランドの州権主義である。ネーデルランドの政治的統合は、同一の君主が諸州それぞれに君臨する、同君連合を意味した。統合後も法的には各州は身分制的な統治のもとここに一人の君主の身分制的支配に服することになった。君主が全国議會を招集したのは個々に各州を巡回して折衝する手間を省くためであった。各州は中世以来独自の歴史と文化を持ち固有の法秩序を有してきた州（領邦国家）は独立性がきわめて強い。州の分立主義、集権主義の克服が最大の課題であった¹⁹²⁾。

独立戦争がし烈であった時期には緊急事態として州議會から全権を委任された代議員による全国議會が開催された。しかしながら、財政を除く政治問題に限られていた。重要な政治問題は多数決原理で決定された。84年のオランジェ公暗殺の後にも全国議會への主権の付与は見送られ、州主権のもと緊急事態に全国議會に主権を付与する状況は続くことになる。その後も、最も重要な州であるホラント州で主権に近い権限をエリザベスの寵臣レスターに与えた結果、クーデターを招き何人にも都市権限を越える主権に対する恐れが生じた。都市、州の順に権限を行使し、全国議會に代表される共和国の権限は常に二の次に置かれた。北部ネーデルランドはハプスブルク家の中央集権政策は十分浸透せず、共和国成立後も州の分立主義は続き「パトリア」は生まれた都市ないしは州を指した¹⁹³⁾。

しかしながら、最終的に全国議會はこのような都市・州権主義を克服し、共和国の発足とともに機構と運営は安定化し、88年以降はハーグのビンネンホフ *Binnenhof* に議場を得、93年からは解散することなく連続的に開催された。94年にフロニンゲンが主権州として加わり7州からなる共和国となった。全国議會は国家元首に類する役割を演じ、条約締結権、軍事防衛権、それに伴う国家財政（陸海軍の整備と監督、軍隊の給養）の最高責任を負い、外交権限を有し、さらに東インド会社などの商事会社の監督、共和国直轄領（ブラバント・フランドル・リンブルクの一部）の統治権等は十分ボダンのいう主権国家の呈を成すものである。ボダン最高権力・主権とは「国家の絶対的で永続的な権力」であり、「法律の拘束を受けない権力」であると定義し、貴族や団体的身分の排除と国王の家産制的主権国家＝絶対王政概念を提起したが、一方で、当時の形而上学や神学から社会を解放し、世俗的利害の厳密な計算の学である家政学を国家にも適用し、王権の家産制的利害からも中立的な国民経済学を提唱した。厳密な経済計算を当時のインフレーションに適用し、貨幣数量説による価格革命概念も初めて主張している¹⁹⁴⁾。

全国議會の主権の限定的解釈は共和国全体の主権を代表するのに最もふさわしい人格、オランジェ家の存在があった。彼は身分制国家の君主権の代行者たる州総督を君主権が否定された後も持ち続け

192) 同上書 175頁以下。

193) 同上書 177頁。

194) Jea Bodin, *On Sovereignty*: in Julian Franklin (ed.) *Cambridge Texts in the History of Political Thought*, Cambridge University Press 1992, p 1. Rittmann, a.a.O., S. 75.

た。彼は近世身分制社会の王権の代行者として共和国の主権者の地位を主張し、全国議会に主権を付与し、その権限を共和国総督の地位につくことによって獲得することを目指していたのであろうか。これまでのわが国の政治史は経済史の成果に強く影響されて、2000を上回るオランダ都市門閥レヘンデンによる貴族寡頭専制支配の解釈について、イギリスにおける階層的にオランジェ家に近いジェントリー出身清教徒を進歩的陣営の代表者とみなす立場と矛盾しているように思われる¹⁹⁵⁾。

一般に、近世においては身分制国家を王権と身分制議会の二元論で捉え、両者に協調的關係によって専制を免れた良き法の支配する国家と考えられていた。当時は個人をギルド、都市、州などの法団体に基づく身分制社会の構成員と捉え、人民は組織化された人間社会の総体、個人を結合する法秩序そのものと解釈され、ホッブスの自立的個人による社会ははまだ認識されていなかった。したがって、オランジェ家の身分制社会における主権の主張の背後にある危険性は十分理解できることであり、オランジェ家による主権篡奪の恐れをできるだけ排除するために、アムステルダム都市商人層はあえて州の主権を主張し、連邦共和国は主権を持つ州の連合体という解釈を取ったとも考えられる。

ホラント州は州議会に代表を送る貴族と都市の比率は1対18であり都市が圧倒的に多数である。各州議会に代表を送る資格を持つ都市の数は共和国全体で57である。こうして各州の議会の多数派を形成した都市はその一部の都市貴族層を通じて共和国全体を支配することになった。問題は、このような都市貴族層を閉鎖的特権身分層として定義し、商業資本の独占的支配体制として否定的に解釈される事情である。ニュルンベルクはどちらかという旧騎士階級出身の参事会身分家門が多数派を形成し、参事会を牛耳り完全に閉鎖的で硬直的な都市支配を確立し、南欧型の特権的市場経済を継続したが、オランダ参事会家系や、その周辺の支配層は北西ヨーロッパ型の自由で開放的な資本主義世界経済を確立し、そのために必要な積極的な立法措置を共和国全体で取っていったと解釈される。例えば、『『当州全体の問題』についてギルドや市民兵の意見を聴することを諸都市に禁じた1581年ホラント州議会決議』を商業資本の特権的主権者の態度であったと解釈されているが、果たしてそのような解釈は妥当であろうか。ニュルンベルク都市参事会はヨーロッパでは最も閉鎖的で特権身分を形成し、ツunftや社団的自治を制限して公権力を集中させ、中下層の官僚的支配と直接的支援による統制経済を目指したと解釈される。これに対して、あえてギルドや下層出身者の都市兵の意見を聞くのではなく、世界経済のヘゲモニー獲得に必要な能動的意見を中間層から積極的に徴取した方がより生産的であったであろう。

ホラント州の都市貴族家系に結集した人々はその階層的流動性や市場経済に対する自由の保証、さらには商人自身の商業活動の推進や政治における積極的な立法活動の推進が見られ、世界経済の発展と国内経済の自立的発展を担うことになったと考えられる。そのためには、ギルドやツunftの規制はできるだけ排除すべきであり、職業選択の自由に基づく自由な競争を実現することに貢献したと考えられる。スピノザの甘美な自由の謳歌をこれまでの歴史学は十分理解していないように思われ

195) C. ヴェロニカ・ウェッジウッド著瀬原義生訳『イギリス・ピューリタン革命 王の戦争』文理閣 2015年 訳者解説参照。

る¹⁹⁶⁾。

先に見たように、ボダンが主権国家の最初の提起者であると同時に国民経済の提起者でもあった。ルネサンスによる世俗の利害、人間性に基づく経済計算を前提に、国家自体を経済計算の対象にし、社団の利害を超えた純粋に数理的に計算された国家の経済的利益を国民経済と理解し、それを一人一人の国民の自由な経済活動によって実現される経済的成果と一致するものと解釈した。こうして、国民経済概念は国民国家への道を歩むことになる。次の時代のホッブスの主権国家は、自立した個人の契約による結合とこのような自立した国民の総意を体现する公権力の絶対的な主権の行使による法治によって初めて、国民の自由な経済活動が保証されることになる。その結果として国民国家が誕生したのである。

ところで、ウォーラーステインは1625年から75年をオランダがヘゲモニーを握った時代であると指摘した。そしてそのヘゲモニーの具体的内容を次のように述べている。「特定の中核国家の生産率がきわめて高くなり、その国の生産物が、おおむね他の中核諸国においても競争力を持ち得るような状態のことであり、その結果、世界市場を最も自由な状態にしておくことで、その国が最も大きな利益を享受できるような状態のこととされている」¹⁹⁷⁾。くわえて「特定の中核国が、同時に生産・商業・金融の三次元すべてにおいて、あらゆる中核諸国に対して優位を保っている状態はほんの短い期間でしかありえないことになる」¹⁹⁸⁾。とものべている。資本主義世界経済はある特定の時代に主権国家が併存している状態で特に軍事的強制力を用いない方法で最も有利な地位を保ち続けることができる国民経済を有する国家がヘゲモニー国家であると理解される¹⁹⁹⁾。

また、ヨーロッパ世界経済は資本主義的「世界経済」でもあり、資本主義は初めから「世界経済」として始まる。つまり、われわれがこれまで述べてきたように指令慣習経済の内部経済として成立したヨーロッパ世界経済は、地理上の発見から商業革命の過程でヨーロッパばかりではなく、世界全体が均衡状態となった段階で強力な主権国家形成の競争がし烈を極めることになった。その際、国家形成の競争は主権国民国家の形成に向う競争となる。つまり、世界経済の中核地帯に自国の優位な経済システムを保証する商事法制と法治を実現することによってヘゲモニーを獲得することができる国家の出現である。オランダはこれまで述べてきたようにアムステルダム為替銀行の銀行貨幣によってヨーロッパ中核地帯の信用決済システムの構築に成功し、銀行貨幣の高い安定的な決済能力によって中核国経済との競争に有利な立場を維持することができた。こうして、資本主義世界経済において最も自由な法治体制を実現することによって、最も大きな利益を享受することができた²⁰⁰⁾。

196) カール・シュミット著長尾龍一訳『リヴァイアサン 近代国家の生成と挫折』福村出版 1972年 91頁以下参照。

197) イマニュエル・ウォーラーステイン著川北稔訳『近代世界システム 1600～1750—重商主義と「ヨーロッパ世界経済」の凝集』名古屋大学出版会 1993年 45頁。

198) 同上訳書 46頁。

199) 松田武・秋田茂編『ヘゲモニー国家と世界システム 20世紀をふりかえって』山川出版 2002年 20頁以下参照。

200) ユルゲン・シュナイダーは資本主義世界経済成立に必要な要因として主として次の二つを挙げている。為

オランダは生産・商業・金融の三次元においてあらゆる中核国に優位を保ち、とりわけアムステルダム為替銀行の銀行貨幣、バンコ・ギルダーによる世界経済の決済の統合はオランダに決定的地位を与え、ウォーラーステインのいうヘゲモニー国家の地位を与えることになったと考えられる。

ホラント州議会法律顧問ヨハン・デ・ウィット Johan de Witt は全国議会主権と身分制社会に基づく君主権の代行者の地位を主張するオランジェ家への対抗上、全国議会主権に代えて州主権を主張したが、彼ら支配層はオランダ共和国のヘゲモニーの確立を念頭にボダンの国民経済概念を十分認識して行動したと考えられる。問題は、国民主権に基づく国民国家概念をどの程度理解していたかであるが、彼の機械論的国家概念からすると特別に宗教的信条や理念は問題にならないように思われる。都市上層商人の実力による統治はホブスの主権概念にふさわしいように思われる。さらにはオランダの置かれた地政学的位置から、海洋国家として、最も自由な世界経済の秩序を目指したとも考えられる。

いずれにしても、オランダは都市有力商人層から成る国民国家の指導層が世界経済の覇権的地位を十分意識して行動し、17世紀初めアムステルダム為替銀行の設立によって世界経済の信用決済システムの確立を通じて覇権的地位を獲得することになった。次章では、近世公立銀行による信用決済システムの確立とそれを支えた貨幣システムを検討する。

III 近世公立決済銀行の設立と資本主義世界経済貨幣システムの成立

1 ニュルンベルクにおける貨幣システムと為替銀行の意義

(1) ニュルンベルクにおける貨幣制度の発展

ニュルンベルクでは当初のプフントーフェニヒ計算貨幣体制から²⁰¹⁾、14世紀に入ってシュヴェービッシュ・ハルの帝国貨幣製造所が長期間にわたって良貨を製造し、このヘラー貨は広く流通したので、14世紀後半には多くの南ドイツ諸都市においてヘラー貨によって計算するようになった。しかしながら、このヘラー単位も同様に計算貨幣化し、都市財務局の歳入歳出に関わる金貨銀貨はすべてこの貨幣に換算して記帳された²⁰²⁾。

14世紀80年代に至り、実体貨幣ヘラー貨の偽造が横行し、4ヘラーが1フェニヒにも値しない事態となった。そこで、ニュルンベルクは貨幣改革を行い、ヘラー貨の銀重量を4倍に引き上げ、大量の新貨幣を製造し貨幣改革を行った。この貨幣改革の結果成立した新たな計算貨幣体系は都市帳簿において15世紀の60年代まで行われた。ところが、15世紀の60年代の終わり頃からこの新ヘラー貨と並んで領邦法定貨幣グルデンが第二の計算貨幣として採用されるようになった。1469年の都市帳簿では決算合計のみがヘラーに換算して記載され、他方で個々の勘定項目額や集計額はヘラーとグルデ

替手形使用の信用決済システムと複式簿記の普及である。この二つの要因に加えてインド、アラビア数字の使用による数理的思考の発達と会社や銀行制度を普及を挙げている。これらが整って初めて資本主義世界経済の信用決済システムが確立することになる。Schneider, a.a.O., S. 296f.

201) Paul Sander, Die Reichsstädtische Haushalt Nürnbergs dargestellt auf Grund ihres Zustandes von 1431-1440, Leipzig 1902, S. 742.

202) Ibid., S. 743.

ンは同格の計算貨幣として使用された²⁰³⁾。

1560年以後ヘラーは使用されなくなり、グルデンが唯一の計算貨幣の地位を獲得した。このグルデン貨は帝国都市統治権が崩壊し、さらにその後の第二帝政成立時期までその地位を維持することになった。ドイツ地域において計算貨幣グルデンとフェニヒ貨の関係によって地域の商取引を遂行し帳簿記載する慣習が16世紀中に成立した。グルデン貨の価値はフェニヒ貨の価値によって決定され、さらにこれらグルデン—フェニヒ体系の実体貨幣との相場によって実際の支払や商取引が実行されていったと考えられている。為替手形は多く計算貨幣建てで行われ、西ヨーロッパ各地の計算貨幣による価値決定が反映され、地域間の取引が円滑に遂行された²⁰⁴⁾。

ニュルンベルクでは16世紀に至り1グルデン=252フェニヒの計算関係が成立し、当時地域ごとに異なる計算貨幣グルデン貨の価値によって各地域経済圏の価格体系が表現されることになり、商人たちはこの換算によって即座に取引のための知見を得ることができた²⁰⁵⁾。

ところで、16世紀の20年代以降になるともう一つの別の計算貨幣体系が使用され始める。先に見たように中央ヨーロッパの銀生産の拡大による金貨グルデンに代わる高額銀貨ターラーの使用によってもたらされたものである。このターラーの60分の1に当たるクロイツァーも製造され、こうしてターラー—クロイツァー計算貨幣体系が成立した。この間、ターラーもクロイツァーも急速に貶値したために1対60の関係はグルデン体系と同様に完全な計算貨幣体系となった²⁰⁶⁾。

一般に北ドイツではターラー体系が使用されライン川を境界としており、それより南ではグルデン体系が使用されたが、1グルデン=1ターラーとして、1グルデン=60クロイツァーの関係も成立した。こうして、クロイツァーを通してグルデンとターラーの計算貨幣体系が結合され、ニュルンベルクでは徐々にハンザ地域との取引を活発に行うようになり、ターラーのクロイツァーによる建値が重要な問題となってくる²⁰⁷⁾。

こうして、17世紀に入ると1グルデン60クロイツァーがニュルンベルク都市計算貨幣や商人帳簿で使用されるようになり、さらにこのグルデン—クロイツァー計算貨幣体系のもと以下のような帝国ターラーや実体貨幣との関係が成立するようになる：

1帝国ターラー (Speciesthaler) = 2 fl ; 1 fl = 3 コップシュトゥック
= 15 バツェン = 20 ß = 60 x コップシュトゥック = デンマークで製造された国王頭像のみをデ

203) Ibid., S. 744.

204) Denzel., a.a.O., S. 231.

205) Bauernfeind, Materielle Grundstrukturen im Spätmittelalter und der frühen Neuzeit Preisentwicklung und Agrarkonjunktur am Nürnberger Getreidemarkte von 1339 bis 1670 Nürnberg 1993, S. 45. 例えば、ライン地方では210フェニヒ、バーデン・ヴュルテンベルクやヴュルツブルクでは168フェニヒ、バイエルンでは252、シュトゥラスブルクでは126フェニヒであった。

206) Hansheiner Eichhorn, Der Strukturwandel im Geldumlauf Frankens zwischen 1437 und 1610, Wiesbaden 1973, S. 173ff.

207) StadtA N, E 8 Handelsvorstand Nr. 1522.

ザインしたターラー銀貨²⁰⁸⁾

f1 = 都市計算貨幣グルデン B = 都市計算貨幣シリング x = 都市計算貨幣クロイツァー

近世南ドイツでは各領邦はグルデンとクロイツァーによる計算貨幣体系を使用するようになり、これは1876年1月1日にプロイセン王国の計算貨幣体系1マルク = 100フェニヒの導入まで続いた。その際の交換レートは35クロイツァー = 1マルク、1グルデン = 1.7143マルクであった²⁰⁹⁾。

(2) ニュルンベルク市立為替銀行の設立

帝国改造と共に帝国の貨幣高権は帝国貨幣法により各クライスに授与され、品位と量はクライスの管理となった²¹⁰⁾。各クライスは正規の貨幣製造所に加え、新たに貨幣製造所を建設し貨幣親方に賃貸、貨幣高権領主の委託による小額悪貨製造を黙認し、大量の悪貨を流通させていった。これら闇貨幣製造のまん延によって多くの貨幣製造所は逼迫した貨幣用貴金属を巡る競争に走り、製造コストの高騰を招き、一層の貨幣貶質を招くことになった²¹¹⁾。

三十年戦争の開始期に小額貨幣の貶質が未曾有の規模で進行した。銀を産出する領邦君主、ブラウンシュヴァイク・ヴォルフエンブッテルやザクセン大公さらには皇帝直轄領オーストリアにおいて戦争及び軍備資金の獲得のために大量の貶質貨幣を製造流通させた。その結果、ドイツ史における最大のインフレーション、第一次世界大戦後のインフレーションと比較されるインフレーションが生み出されることになった。高額貨幣相場は計算貨幣建てで1帝国グルデンが16グルデンにまで高騰し、一年間で物価が6倍にまで高騰したが、これをキッパー・ヴィッパインフレーションと呼ぶ²¹²⁾。

ニュルンベルクでも激しいインフレーションが襲うことになった。これに対して、都市はクライス貨幣高権を最大限活用し、クライス貨幣長官の地位を利用し貨幣試験に基づいてクライス内の貨幣流通を統制しようと努めた。フランケン・クライスでは貨幣試験ごとに報告書がつけられ、それに則って貨幣価値が決定された。試験までに新たに流通することになったすべての貨幣が直近の帝国貨幣法に則って計量吟味され、特殊な計算式によって貨幣価値が確定された。都市ニュルンベルクの計算貨幣相場が決定され、これらの貨幣を使用した場合の価値尺度が決定され、それによって商品価格が決定されることになった²¹³⁾。

キッパー・ヴィッパ期インフレーションは現在では17世紀始めから徐々に始まっていたと考えられている。ドイツ地域における銀価格の高騰と共に小額貨幣の不足、銀貨の貶質、物価の高騰が生じた。このことを示す史料が、クライス貨幣試験会議によって作成された貨幣試験結果一覧である。

208) A6 Nr. 597 : 1620年3月20日 : 都市貨幣グルデン建ての貨幣価値の決定の一覧表に登場している。各国で作られたターラー貨のうち、デンマークで製造された1/5ターラー貨のこと。

209) SIN, Rechnungsgeld, S. 862.

210) 名城邦夫「17世紀前半西ヨーロッパにおけるニュルンベルク為替銀行の意義」『名古屋学院大学論集(社会科学篇)』Vol. 48 Nr. 129頁史料1参照。

211) Sprenger, a.a.O., S. 113.

212) North, a.a.O., S. 104.

213) StadtAN, E 8 Nr. 1509.

第1表 第3部Nr.5 テシェン大公1608年3クロイツァー貨貨幣試験結果

1 マルク当たり地金価格	帝国貨幣法に比して高い価値	100 グルデン当たりの損失	1 個当たりの価値
13 fl 21 ¼ Kr	1 fl 21 ¼ Kr	1 fl 21 ¼ Kr	2 5/8 Kr

* E8Nr. 1509 fol. 7v. 貨幣製造の方法は品位7ロート12グレンの1ケルン・マルクの銀地金から128個の3クロイツァー貨を製造 fl = 都市計算貨幣グルデン Kr = 都市計算貨幣クロイツァー

17世紀初頭のもものが2冊伝えられており²¹⁴⁾, それによると, 帝国貨幣法にかなう「流通可能」‘gangbar’ 貨幣と「流通不可能」‘ungangbar’ 貨幣の区別が行われ, 試験した699の金銀貨のうち576は「流通可能」, 123が「流通不可能」貨幣と判定されたが, 「不可能貨幣」のうち大部分は流通が許され, ごく一部の最悪の貨幣のみが流通禁止措置が取られた。それも数か月の猶予を置いて行われ, 各領邦によって徹底度が異なると考えられる。ニュルンベルクは国際商業都市として最も厳格に貨幣試験結果を順守していた。その点は49種類の金貨の流通禁止処置が採られていることから明らかとなる。他方で, 「流通不可能」銀貨の大部分を使用可能としており, 中下層民の支払手段である小額貨幣の購買力をできるだけ維持する必要があったためと見られる。

市立古文書館目録E8Nr. 1509では各貨幣の品位, 粗重量, 純含有量が詳細に記され, 直近の帝国貨幣法に則って複雑な計算結果を記載し, 最終的に「流通可能」「不可能」の判定がなされている。ここで目立つことは, この時期, 銀地金が高騰し, 帝国貨幣法に則った銀重量では小額銀貨が製造できないために, 市場の相場で地金を購入し, その結果貨幣領主に一定の損失を与えたという事実である。さらに, 例えば, 3クロイツァー貨が2,8クロイツァーにしか値しないことも記されており, 17世紀初頭は貨幣用銀地金の高騰とそれによる小額貨幣の貶質が進行した事実が明らかとなった。ここでは最も典型的な3クロイツァー貨の試験結果のみを掲載し, 詳細は別の機会に譲りたい。

このような中で, ニュルンベルクでも高額貨幣の高騰による物価騰貴がみられるようになり, 参事会に対して様々な請願が行われた。1603年には高額貨幣の市中相場が高騰を見せたので, それを抑制するために貨幣相場決定命令が出されている。それによると粗悪な貨幣流通によって混乱し, 高額貨幣が高騰し, 都市内の商取引が停滞し, 手形の受取や振替業務が混乱し, 遅延していると述べ, 市中相場より低い相場を決定し, 守ることを命令している²¹⁵⁾。1607年には54名の商人が請願書を提出し, 都市が決定した高額貨幣の相場が高すぎるので引き下げを要求している²¹⁶⁾。とりわけ,

214) E8 Nr. 1506 と Nr. 1509 である。前者は1607年から10年にかけて行われた貨幣試験の結果を一覧表にしたものである。そこでは, 最初に帝国内のクライス名が列記され, 続いて適用された帝国貨幣法が掲げられ, その上で300個以上の金銀貨の試験結果が簡潔に記されている。試験した各貨幣は拓本が取られすべて掲載されている。後者は, 前者の結果が間違っていたので後任のクライス貨幣長官 (Wardein) ハンス・フーフナーゲルが1608年11月1日以降に再計算した結果を収録したものである。全体の形式は全く同じであるが, 内容において計算の修正カ所を詳細に展開しており, 当時の貨幣価値の決定が具体的に明らかとなる。ここでは, そこから得られた結果のみを提示した。

215) StadtAN, E 8 Nr. 1488.

216) StadtAN, E8 Nr. 1521.

高騰期には貨幣相場は16倍以上に高騰し、物価上昇は激しく、ニュルンベルクでもフライタークの描写で知られるように、賃金で生活する人々は困窮を極め、都市商業も停滞し、貨幣価値の安定が急務となった²¹⁷⁾。そこで都市は従来から行っていた貨幣相場を都市条例で決定し布告することをたびたびおこなった。例えば1620年には主要な金貨と銀貨の相場を印刷した都市布告として発布している²¹⁸⁾。

このようなキッパー・ヴィッパー期の貨幣高騰について、南ドイツの諸都市では互いに現状を批判し他都市の責任であるとの非難の応酬が見られた。アウグスブルグでは1620年の末頃に、ニュルンベルクに対する抗議文を参事会の名において送付した。この非難文書によると、ニュルンベルクが大量の悪貨を製造し、市中に流通させているために良貨を手に入れることができず、高額な打分の支払をせまられ、加えてニュルンベルク宛為替手形の高騰を招き、取引が困難となっているという内容であった。これに対して、ニュルンベルクは最も努力しているのがニュルンベルクであり、良貨の流通を促進する政策をとり、逆にアウグスブルグこそ非難されるべきであると反論している²¹⁹⁾。

この反論書の素案を作った市場取締の鑑定書が残されているが、そこには当時ニュルンベルクは持ち込まれるすべての商品を保税倉庫にいったん保管し、開封して悪貨が持ち込まれていないか検閲までしているほどである²²⁰⁾。その結果、悪貨が都市内に持ち込まれることはかなり抑制されたが、一般庶民や外国人が市門の検閲をかいこぐって悪貨を持ち込むことが横行し、高額貨幣の退蔵が一般化した。こうして高額貨幣は不足しますます高額貨幣の高騰を招くことになったと状況を説明している。鑑定書では、それでも都市当局の命令によってニュルンベルクでは高額貨幣に対する打点が禁止され、それが順守されたのに対し、アウグスブルグでは高額な打点が認められ、アウグスブルグ商人の利益は莫大なものとなった。その結果、ニュルンベルクでは年間200万グルデンの良貨がアウグスブルグに流出し、加えてその数倍の良貨が南ドイツ諸都市に流出し、ニュルンベルク商業に甚大な被害を与えていると非難している²²¹⁾。

キッパー・ヴィッパー期の高額貨幣の高騰が最大の問題であり、急激な物価上昇に直面し、都市自

217) StadtAN, E8 Nr. 1506.

218) A6 Nr. 597: 1620年3月20日: 都市貨幣グルデン建ての貨幣価値の決定一覧表。

219) E8 Nr. 1522.

220) A6 Nr. 599の1620年の貨幣条例には以下のような内容が規定されている。「有害な貨幣の使用、都市領邦内への持ち込み、良貨グルデンや銀貨を領邦外に持ち出すことを刑罰を持って禁止する」。……「都市に物を運びこむすべての運輸業者は商品や物資を関税局会館や新たに建設された計量局会館に運び込み荷物を開封して荷を改める義務がある。また、商人は誰も商品を自己の出身都市に持ち帰ってはならない。そして、関税局の官吏は運搬許可証を発行し、関税支払証明書を与えるものとする。「何人も都市に出入りする場合、所持金を申告する義務があり、関税局官吏はその金を荷物の開封時に確認する義務がある。もし、悪貨や流通禁止貨幣が混入している場合には、それら貨幣を参事会の名において保管する義務がある」。

221) E8 Nr. 1522. この点は、E8 Nr. 1507, 1607年11月1日のマルクト役人と市民の都市参事会に対する建議書の中で逆の事例が示されている。建議書によるとニュルンベルクの一部商人が高額貨幣帝国ターラー、フィリップス・ターラーそしてドゥカートの価値を1クロイツァーだけ高く評価し、アウグスブルグ市場との間の裁定取引で利益を上げていると非難している。

身の悪貨による被害とともに一般庶民の困窮による社会不安の解消が緊急の課題であった。そこで、都市当局は新たに価格統制局を設けて価格の安定を図ることになった²²²⁾。それでも価格の安定が望めず、最終的に1621年8月10日ニュルンベルク為替銀行が設立されるに至った。

為替銀行設立の請願が数度出されたのち、1619年12月になってようやく銀行設立の動きが本格化してきた。商工組合理事会の代表から請願が行われ、それに基づいて委員会が組織され審議された。設立において、商工組合理事会参加者も積極的に関与したことが確認され、実際の銀行規則は彼らの意向を尊重し、参事会が妥協を図る形で、ヴェネツィア型とアムステルダムと共通する部分を取り入れて規則が作成されていった²²³⁾。

都市ニュルンベルクの金融監督体制と銀行の構成は市銀行局には2人の参事会代表（参事会所属）と2人の法律顧問と1人の書記が配置された。さらに、2名の商人代表が長老として会議や意思決定に参加し、銀行局が銀行裁判所として機能する場合に重要な役割を果たした。彼らは、大参事会に所属する1560以前から活動する参事会に近い商人であった可能性がある。後に、1635年からは12人の助役が指名されたが彼らは前者より後に活動すようになった商人代表として銀行内で帳簿を閲覧する権利を有し、銀行金庫の鍵の管理を行い、年度決算に出席する権利を持った。彼らはニュルンベルク市内の特権を持たない商人集団の利益を代表し、銀行運営の合法性を監視するのが任務であった²²⁴⁾。

次に、銀行自体は頭取が管理を行った。彼のもとに設立時は、副頭取、4人の書記、2人の出納係、1人の従業員が働いていた。これら役職者は一定額の供託金を課された。この他に銀行外業務、つまり料金の徴収や料金表の配布等を行う使用人も採用された。さらに、公証人も一人常駐していた。こうして2時間の営業時間が厳格に監督され厳密な記帳が実行された²²⁵⁾。

帳簿中営業台帳が最も重要であり、この台帳に記載されているすべての事項は公正証書の性格を有し、顧客と銀行との取引に関わる記載事項を最初に確定した。銀行内部の部局から部局への貨幣の動きやさらには銀行外の資金の動き、そして給与の支払いは台帳には記載されていない。銀行の授信業務、つまり銀行規則に反する都市（主）金庫（ニュルンベルク市）との取引も台帳には含まれていない²²⁶⁾。

1621年8月10日頭取が台帳に最初の祝辞を記入した。取引項目の記載は一般に当時必要と認められるごく短い表現が厳守された。最初の記帳文は以下の通り：

「2/1金庫会計 借方 Gu20000, —P. ハイブリッヒとハンス・ミュッレクは現金で20000グルデンを支払った—」²²⁷⁾。銀行金庫勘定に預金を有する顧客は、すべて債務台帳に人名勘定が順次記載され、

222) A6 Nr. 647 1622年9月28日と10月24日：新たに設置された価格統制局に関する参事会布告 印刷

「本価格統制局は都市内のすべての種類の商人や小売商を監視する。差押官が強制執行者として職務を遂行する。差押官の任務：恒常的に価格を釣り上げるものを逮捕すること、違反を通告し、刑罰を課すこと」。

223) Rusolf Fuchs, Banco Publico zu Nürnberg, Dissertation Nürnberg 1950, S. 21, 34.

224) StadtAN, E8 Nr. 4213.

225) StadtAN, E8 Nr. 4188.

226) Fuchs, a.a.O., S. 144f.

227) StadtAN, E8 Nr. 4233, fol. 1.

預金が管理された。決済成立と同時にまず、営業台帳に記帳され、営業終了後の午後に債務台帳の人名勘定が記載され、それによって確定した各人の勘定の記載丁数を営業台帳の空欄にしておいた最初の列に決済の内容に合わせて分子分母のそれぞれの場所に借方・貸方として転記したと考えられる。記帳の最後には、残高帳が作成された。営業台帳の10グルデン以下の少額決済は銀行による料金の徴収である場合が多く、頻繁に当座貸越が生じ、取引額の10%が料金として徴収されていることがわかるが、見過ごされている例もかなりの数に上っている。これは記帳の粗雑さに起因するものか、銀行当局の営業方針によるものか今のところ判別しえない²²⁸⁾。

毎日の取引の最後に、営業台帳の末尾に参事会代表と頭取が交代で署名を行った。参事会代表の署名者の一人は後に見るように、大部分の為替決済を行ったヴィルヘルム・イムホーフである²²⁹⁾。

振替は例外なくグルデンで行われた。金貨グルデンが銀行の計算単位であり、従って銀行帳簿体系の計算単位を形成したが、このグルデンは帝国ターラーと銀行相場で決定された。この計算単位を堅持し、これを市場取引全体の計算貨幣とすることがニュルンベルクが替銀行設立の意義であり目的であった。

これらの公立為替銀行の最も重要な特徴は、抽象的な計算貨幣・銀行貨幣を導入し、それによってすべての高額取引の決済を強制した点にある。ニュルンベルクでは200グルデン以上のすべての商取引、すべての為替による支払そして利潤目当てのすべての取引は銀行を通じて決済を行なうことを想定している。計算単位は1グルデンが20グロッシェンないしは252プェニヒであった。帝国ターラーは3 1/4グルデンに換算され、1623年9月22日の切り下げ以降は1 1/2グルデンに換算された²³⁰⁾。

銀行の当座預金の半分は高額良貨帝国グルデンか帝国ターラーで支払い、半分は銀良貨クローイツァーで行わねばならなかった²³¹⁾。先に述べたように、ニュルンベルクでは699に上る貨幣が流通していたが、そのうち65に上る貨幣について流通禁止措置が取られた。クライスの貨幣高権が行使されたが、その実行には各領邦君主の協力が必要であり、実際に実行した都市ニュルンベルクでも、民衆の貨幣使用を考慮し、悪貨も流通を許し、実際に流通禁止にしたのはごく限られており、実効は上がらなかった。それでも、フランケン地域ではかなりの協調体制が取られ、ニュルンベルク貨幣を中心に貨幣流通の統一が一定程度はかれることになった。さらにシュワーベンやバイエルンもニュルンベルクに倣い貨幣政策を遂行し、近世南ドイツではかなりの程度貨幣流通圏として統一が進んでい

228) この点については、筆者の作成した残高帳と正規の残高帳に相違がみられる。営業台帳、債務台帳、残高帳の詳細な分析は別の機会に譲りたい。一部は、前掲拙稿資料10(45-46頁)参照。

229) 筆者が、この間ニュルンベルクが替銀行の営業台帳の一覧表を独自に作成し、分析を試みた。営業台帳は年間1万件の取引を網羅しており、一覧表は膨大な量に上る。債務台帳や残高帳は簡略化して転記されており、この3帳簿の分析を通じてニュルンベルクの商業活動の主要部分が明らかにしうと考えられる。ただし、為替取引に関しては銀行が決済の大部分に関与していたが、その詳細については為替仲買人が掌握しており、彼らの報告書が存在するはずであるが、今のところ古文書館等を調査したが発見しえない。

230) Fuchs, a.a.O., S. 22ff.

231) 実際、設立年度1年間を見ただけでも全体の1/5がターラー貨で預金されていることが知られる。具体的には納入されたターラー貨の額がグルデンに換算されて決済額が1000Reichstaller in Spieces … f 3250のように記載されている。E8 Nr. 4883-AA.

たと考えられている²³²⁾。それでも、各地域、各都市の利害が錯綜し銀行設立直前にはキッパー・ヴィパーインフレーションが最も激しくなった時期であり、高額貨幣の高騰は激しく、都市計算貨幣建てで10倍さらには20倍に達し、物価上昇がはなはだしかった²³³⁾。

そこで、都市ニュルンベルクは銀行設立と同時に銀行を通じて大量の小額貨幣を製造発行した。営業台帳によると3人の親方に対して合わせて461.500グルデン相当のターラー銀貨を付与し、それによって472.962グルデン相当の小額銀良貨を製造し、銀行に提供したが、その差額が都市の債務となり、親方の銀行口座に合わせて12.465グルデンが振込まれた取引が記載されている。この三人の貨幣親方に対する貨幣製造の委託は、別の記録にも写本として残されており²³⁴⁾、さらにその後の1623年1月までの追加的な貨幣製造を記載した史料も残され、合計556.789グルデンに上る小額貨幣が製造された。こうして、都市は銀行を通じて小額良貨を大量に市中に散布したが、その際、一般民衆に対しては小額悪貨と良貨を3グルデンまで市の負担で無償交換し、その他は市中相場で交換した。さらに、商人団に対しては3グルデン相当の小額良貨の額面の紙幣を悪貨と交換して授与した。その時点で、市中相場1ターラーを4 1/2グルデンで交換することによって、市中の貨幣価値は安定し、小額貨幣も含めて一時的に銀行相場と市中相場が一致することになった²³⁵⁾。

銀行内で使用される貨幣は50%まで小額貨幣も認められており、銀行に持ち込まれる貨幣は銀行設立時には急速に良貨が集中し、貨幣価値が安定し、都市領域内と外部では二重価格が成立し、都市内で他地域に先駆けて急速に物価が下落し、一般民衆の保護は達成されることになった。

(3) ニュルンベルク為替銀行の歴史的意義

ニュルンベルク為替銀行はアムステルダムと同様に主として、商人の遠隔地貿易を中心とする卸売商人の決済のための高額貨幣を銀行内に蓄積し、それによって主要な商業取引を決済することによって小額貨幣も含む実体貨幣の流通を統制し、取引の価値尺度を決定することによって価格の安定を目指すものであった。一見するとニュルンベルク為替銀行も全く同じ成果を上げたように見える。しかしながら、両者は基本的その性格を異にしていた。

232) StadtAN E8 Nr. 1506参照。史料の作成年は不詳であるが、高額貨幣の貨幣相場表の裏面に1709年3クライス(フランケン・シュワーベン・バイエルン)が一致して決定した高額貨幣の相場決定と記されており。18世紀初めには明らかに3クライスで貨幣相場が統一して決定されていたことがわかる。このような状況はより早い段階からなされていたと考えられる。クライス会議や貨幣会議の史料としては直接伝えられていないが、古文書館に1561年以降数通の3クライスの貨幣試験結果に基づく貨幣相場を記した史料が伝えられており、3クライスでかなりの協調行動がとられたことは確実である。

233) E8 Nr. 1521には1582年から1624円までの高額貨幣相場の一覧が都市当局によって作成されている。前掲拙稿資料11(47-48頁)参照。

234) StadtAN, E8 Nr. 4765.

235) StadtAN, E8 Nr. 4763. Nr. 4764. E8 Nr. 4765. 最後の史料では、銀行に預金されている小額貨幣の価値が1Tal = 3.5flから1.5flに引き下げられることによって45-500グルデン余の損失が出たが、その損失は預金者に帰された。

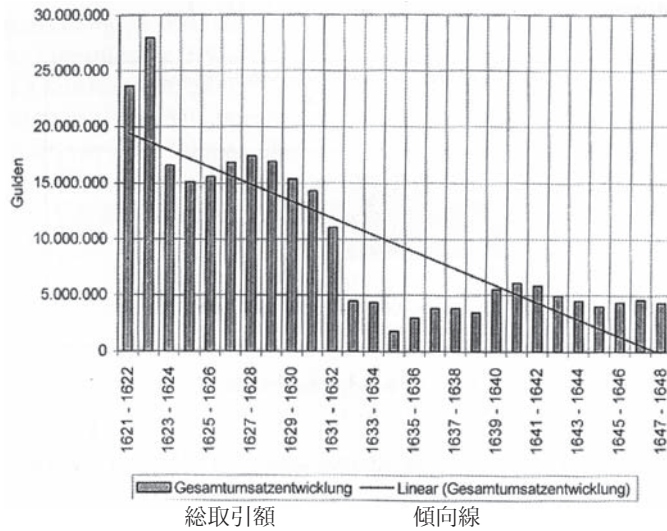


図 ニュルンベルク為替銀行年間総取引額
1621/22年 - 1647/48年 Peters, Einführung in die Erfassung, S. 88.

アムステルダム為替銀行の銀行貨幣による決済システムは国際卸売価格の決定から国内卸売価格の決定、最終的に小売価格の決定へと銀行貨幣による価格決定が貫徹する優れて近代的な性格を有するシステムであった。これに対して、ニュルンベルクはその市場構造の前近代性のために銀行貨幣による価格決定は一部の特定の国際商品の価格決定しかなしえず、それも都市内卸売商業を規定しえず、最終的な小売価格は、都市当局による監督官や仲買人による価格統制や地区長や街区長を使った価格局による価格の監視など、日常必需品の供給量と需要量を直接統制し、貨幣局や内務警保局による貨幣の直接的統制によって決定された。当時の南欧型市場経済圏では大市や都市間取引による都市計算貨幣の相場によって価格決定がなされる経済圏とそれとは異なる国家貨幣としての性格を有する都市貨幣や他地域の貨幣が流通する都市領邦国家の地域経済圏の二重構造となっていた。つまり、20頁の図の都市計算貨幣が一定自由に売買されて商品価格と都市計算貨幣の相場が同時に決定される南欧市場経済圏と各都市内や領邦国家や周辺地域経済圏の対立した関係が成立することになった。その結果、帝国貨幣法に則った領域内の貨幣流通の維持が至上命題となり、必需品や賃金の価値を決定する小額貨幣の価値の安定は不可欠であった。帝国貨幣法に則った都市貨幣の大量の発行によって貨幣価値の安定を図り、当初の目的である為替手形に使用される計算貨幣の価値の安定と同時に、小額貨幣の価値の安定を実現し、物価上昇を抑制し、中下層民の生活の安定と手工業経営の一定の発展を実現することが求められた。

17世紀の前半においてニュルンベルク為替銀行は一定の安定を見たが、その内実は深刻な問題を抱えていた。具体的に、銀行経営をしてみることによってアムステルダムとの基本的違いが明らかとなる。

とりわけ重要なのは銀行貨幣と地域流通貨幣の統合問題である。アムステルダムでは国際取引ばかりではなく、国内卸売商業の決済を銀行の信用取引によって大部分行い、それによって獲得した圧倒

的な価格決定力によって小売価格の決定を実現することができた。こうして、国内小額貨幣は銀行貨幣の補助貨幣となったと考えられる²³⁶⁾。これに対して、ニュルンベルクではその特有の市場構造から遠隔地貿易を中心とする卸売商業の決済を銀行貨幣による信用取引によって決済することはできたが、地域間、地域内商業取引は銀行外で決済され、商業全体の価格支配力が十分働かず、小額貨幣の減価が銀行貨幣にまで直接影響を及ぼす恐れが生じた。その結果、都市当局は高騰する小売価格を引き下げるために都市計算貨幣と小額銀貨計算貨幣の固定相場をできるだけ維持し、これ以上の物価上昇を招かないようあらゆる手段を講ずることになった。都市命令の発布や悪貨持ち込みに対する検閲の強化などを強行したが、結局銀行貨幣は市場の実態と乖離し、徐々に銀行貨幣は市場の実勢から離れ、別の貨幣相場を建てざるを得なくなる²³⁷⁾。その結果、銀行に預金する人々は高額貨幣を所有する人々に限られ、銀行は上層の人々の資産維持の機関に陥ることになった²³⁸⁾。

具体的には銀行経営については、為替手形による決済の異常な少なさが目立っている。われわれは、設立年度から3年間の決済取引の一覧表を作成しその特徴を分析した。その結果、為替手形による決済の異常な少なさが明らかとなった。3年間で165件、年平均55件である。フックスの研究によっても為替による決済は60年間で年間平均100件以下であり、年平均取引件数10000件中1%にも満たない割合である²³⁹⁾。

この点は、これまでの研究によると、為替 *Wechsel* と明記されている取引以外では現金、その他の為替を使用しない取引であったとみなしてきた。ところが、今回の史料調査でわれわれは3年間の為替と表記された取引を一覧表にして検討した結果、次のようなことが明らかとなった。165件中、4件以外はすべてヴィルヘルムとアンドレアス・イムホーフが決済しており、彼らの財務局への支払いや公的役職者への支払いが目立って見られる点が注目される。アンドレアスは、当時の参事会の中心に位置し、財務副官であり、後に30年代には参事会の首位に進み、財務官、長老さらには軍司令官に上り詰め、参事会を代表する人物であった。ヴィルヘルムはアンドレアスの兄であり、彼自身も営業台帳の日々の締切に署名する参事会代表として銀行を監督する立場にあった。財務副官と銀行局の参事会銀行代表の二人の共同経営する会社が、銀行の為替取引を明示的に実行しており、その解釈が問題となる。

為替取引と明示されていない取引でイムホーフ社は財務局から33.000グルデンという高額を入金されており、さらに財務局から監督局を通じて同じく32.500グルデンという高額を入金されている。この点を考えると、恐らく同社は都市の公金の運用ないしは支出する業務に携わっていたと考えられ、都市の貨幣政策や年金の運用さらには様々な都市の政治的資金の支出に関わっていた可能性が考えられる。また、イムホーフ社は銀行決済に関わった手形取引はすべて借方記載であり、相手方に対する貨幣支払を行っている。その取引相手も大部分がルマゴーやブラーなどの銀行で最高額の決済を行ったイタリア人商人やオランダ人商人、さらにはニュルンベルクの有力商人であった。以上のことから

236) フリース / ワウデ著大西・杉浦訳 前掲書 214頁。

237) Fuchs, a.a.O., S. 231.

238) E8 Nr. 4192.

239) Fuchs, a.a.O., S. 80.

内外の有力商人の為替決済の中心に位置し、公権力と関係する何らかの特別な立場を引き受けていた可能性がるが、取引内容について詳細が書かれていないのでこれ以上のことは言えない²⁴⁰⁾。

以上のようにニュルンベルクでは都市寡頭支配が強力に維持され、ツンフトの自治が認められず、為替手形や信用取引による決済は限られた商人間でしか認められなかった。裏書や割引は一般に認められず、引受信用による広範な商人の参加による信用状による決済はいまだ成立していなかった。ただし、為替手形による決済は広く知られており、15、16世紀には為替仲買人が都市から指名され、遠隔地貿易の多くは為替手形による決済が行われていたと考えられる。その後も手形による決済は銀行設立によって一般化していったが、手形の性格は変わらなかった。銀行条例や規定によると為替手形の性格はあくまでも従来の為替額面記載者にのみ決裁権があり、裏書割引は許されなかった。したがって、支払人本人が銀行口座間で決済しなければならなかった²⁴¹⁾。

ニュルンベルクでは市場取引は都市監督局による統制に服し、実際の取引は市場取締による商人の自治にある程度任されていた。しかし、具体的な取引では監督官や監督局が任命した仲買人による取引が強制されていた。様々な商品についての仲買人が順次任命され、特に、貴金属取引仲買人は手形取引が活発化するにつれて手形仲買人としても活動するようになった。この間、手形発行に関して使用される計算貨幣の価値決定や手形取引慣行は商人の個人的裁量にまかされていた。15世紀の初めには都市貴族家系ルンメル商会が決済を担当していた²⁴²⁾。

16世紀後半になって初めて、手形取引に関する条項が都市条例として発布された。ただし、それはあくまでも形式的な条項を規定したものであり、ユーザンスや手形発行の形式にかかわるものであった。1621年の為替銀行の設立とともに手形に関する規則が定められ、ユーザンスとそれに関する条項が詳細に定められたが、裏書割引は認められなかった²⁴³⁾。1562年商工組合理事会の提案によって手形仲買人は参事会によって任命されるようになり、この手形仲買人は遅くとも1642年以降、清算されたすべての手形に関する一覧表を作成し銀行局の照会に対して提示しなければならなかった。仲買人は手形清算において現金決済の場合には0.05%、手形決済の場合には0.075%の手数料を受けとっていた²⁴⁴⁾。

為替手形による銀行決済は当然当初から認められていたが、裏書割引された手形の決済は禁止されていた。その後、1647年の為替仲買人の鑑定書には従来、銀行強制を免れるために、小額面での為

240) E8 Nr. 4888AA~CC.

241) A6 Nr. 435: 1597年2月17日参事会命令に関する申し合せ。「手形は手形を発行し、署名した両当事者間のみ決済されるべきである。第三者への譲渡は許されない」。

242) SIN, Wechselordnung, S. 1161.

243) この点は、都市条例や銀行規則には明示されていないが、何らかの規定によって厳守されていたと考えられる。マルクトにおける商人間の慣習としてか、あるいはマルクトを監督する監督局の規定にある可能性もある。いずれにしても、E8 Nr. 3888では1620年フランクフルト都市参事会からの為替の裏書や譲渡に関する質問に対して、イタリア商人を中心とする有力商人に正式な鑑定書を書かせ、為替の裏書譲渡を厳格に禁止する立場を表明させている事実は、ニュルンベルクでの為替の取り扱いを物語っていると言えよう。

244) Ibid.

第2表 為替取引表示のないイムホーフ会社の主要取引

年月日	丁数	借方	丁数	貸方	金額	頁	特記事項
1621.10.01	202	都市金庫	14	Imhof, Wilhelm & Andreas	33000	23	イムホーフ 社は財務局 及び牡牛局 より入金
1622.09.20	89	財務局	140	監督局官吏 Metschker, Melchor	325000	28v	財務局書記 の命により
1620.09.20	140	監督局官吏 Metschker, Melchor	64	Imhof, Wilhelm & Andreas	32500	28v	

替による裏書割引行為が横行しているが、仲買人はこれを監視する義務あることを明記したうえで、現時点で、二度まで裏書割引された為替は銀行決済に使用することが許されるようになったと述べている。為替取引に対する若干の緩和がなされたが、依然として為替取引の仲買人による統制は続いていたと考えられる²⁴⁵⁾。われわれは、仲買人の年度ごとの一覧を手に入れることができたが、それによると、17世紀は4ないし5人で18世紀は2人に減少している。したがって、17世紀中は強い統制が続いたと考えていいのではなかろうか²⁴⁶⁾。

ここで、1642年のサン・ガレン市場条例を見ることによって手形取引の一端を瞥見したい。当時の郵便制度を知ることができ貴重である。ドイツ帝国地域で発行された手形はその引受か拒絶かをニュルンベルク公立郵便に対して、出発する毎月曜日の2時まで決定し、申告しなければならない、と規定されている。手形の引受か拒絶かの決定以後、翌週の月曜日2時までその結果を申告し、ニュルンベルク公立郵便で通知することが義務付けられている。このように厳格なユーザンスの管理と郵便による通知義務から考えて、手形の裏書割引による流通はかなり困難であったであろう²⁴⁷⁾。

ニュルンベルクでは中世後期以来、徐々に市場制度が整備されてきたが、その基本的方向は都市当局による制度的規制と16世紀の後半以前に活動していた旧来の有力商人50人ほどの家系が重要であ

245) 以下の史料からそのことが理解できる。A 6 Nr. 878 : 1647年3月16日 : 都市命令 印刷

「銀行局の情報によると手形はしばしば小額に分割されて、銀行外で裏書されて決済されており、このことが銀行の被害の原因である。それ故、一度裏書された手形は3か月後にその効力を失うものとし、以後何人も受け取ることを禁止する」。「1度の裏書譲渡の許可が与えられることになった」。さらにその後に出された為替仲買人に関する鑑定書において2度まで認めることが明記されている。E8 Nr. 38891647年為替仲買人についての鑑定書Prod. 17 : 為替の裏書譲渡に関する見解「5度6度と何回にもわたって裏書譲渡された手形の場合には取引に混乱が生ずるので1回、ないしは最大2回まで裏書譲渡を許すこととする」。

246) B18 Nr. 103. われわれは、この史料から1430年から1830年までの400年間の為替仲買人の名前と任期を特定し、一覧表を作成した。年度ごとに重なる任期の仲買人の人数を析出することができた。また、仲買人の出自はいまだ十分明らかにしえない。15世紀初めに参事会家門のメンデルが唯一就任しているが、彼以外に参事会家門の出自の人物はいない。

247) E8 Nr. 1508.

る。彼らは大参事会員に叙任され、参事会主催の舞踏家への参加資格も与えられる上層市民の地位を得ていた。そして、1550年頃からようやく活動を活発化させ、1560年に当時西ヨーロッパで広まりつつある取引所の設置を請願し、時計の設置と時間厳守による公正な市場取引を求めた新興の60人ほどの有力商人が登場し、彼らによって銀行の自由な利用が求められることになった。都市当局は26人の参事会を中心に中下層を含む都市市民の扶養を最優先し、市場制度は都市監督局と造幣局さらに銀行局によって規制されていた。都市財政を担当する財務局とともにこれらの役職は参事会員に独占されていた。一方、市場の秩序は大参事会に参加する従来からの有力商人の代表たる市場取締や助役さらには銀行局商人代表によってその利害が貫徹され、市場競争が制限され、これまでの指令慣習経済の性格を基本的にかえない慣習が確立していった。

以上述べたように、銀行決済は信用状による決済は大部分であったと考えられるが、裏書割引手形による銀行決済は厳しく制限されていた²⁴⁸⁾。引受信用の未確立とも相まって、為替手形が広く中層商人に使用されることは困難であったことは明らかであるが、それはさらに、域内の卸売商業における手形の使用の抑制にもつながったと考えられる。高額で遠隔地貿易にかかわる重要な為替取引は、為替による取引と明記され、新興の60人の商人、さらにその後に地域商業に参加するようになった商人などは為替取引と明記されずに記帳されており、おそらく為替取引と明記されたものの中にもイムホーフなどの参事会家系の人物の取引内容と実際に遠隔地貿易を担った従来有力商人の為替取引との間には取り扱いが異なっていたと考えられる。つまり、北西ヨーロッパ市場圏との取引を行う商人として銀行内で特別な扱いがなされた可能性が高いと考えられる。他方で、地中海地域を中心にそれ以外の地域との取引や周辺地域との取引については厳格な為替仲買人の統制下に置かれ、その法的効力も従来通りに扱われ、代理人制度や裏書流通制限等の厳格な規制がなされた可能性がある。特別に銀行で為替取引と明記されている取引は為替仲買人の統制を免除されていることを示しているのかもしれない。書かれていない取引は逆に為替仲買人によって提出が義務付けられている報告書に明記されるので記載する必要がなかったとも考えられる。代理人制度はそもそも引受信用に基づく裏書・割引制度が実施されている銀行では必要がなかったと言える。

主要な商品取引は先に見たように、品質や価格の監視を通じて仲買人によって厳しく統制されており、都市内の高額貨幣流通圏と都市内中下層の日常生活を支える都市貨幣、とりわけ小額貨幣流通圏と周辺部後背地の都市領邦貨幣流通圏の間で計算貨幣が乖離し、都市内外の小額貨幣流通における貨幣の価値減価は即座に銀行貨幣の相場を高めことになった。一方で都市当局による都市貨幣の相場は強く抑制され、銀行貨幣と都市計算貨幣の間に常に乖離が生ずることになる。これは当時の都市寡頭専制支配のもと国際商業都市を目指す有力商人層と物価の安定を強く求める中下層の利害を同時に貫徹することを求められる都市当局にとって解決困難な課題であった。

17世紀30年代以降、急速に経済の中心地の地位を失ったニュルンベルクはグルデン貨による為替

248) この点は、ニュルンベルク為替銀行における代理人制度の存在も注目される。他の銀行にはほとんど見られない代理人制度が1621年位は65通、17世紀中、年60通前後使用されており、為替手形の無因証化の未発達を示すものと思われる。

管理は不利に働き、北西ヨーロッパの高額銀貨ターラー貨の価値の上昇の前に、常に相場が下がる傾向にあり、その上、小額貨幣の減価によって直接グルデン相場が下落するに及んで、40年代以降たびたび銀行改革や貨幣改革を行い、先の矛盾の解決を図ろうとしたが、結局果たすことはかなわなかった²⁴⁹⁾。結局、都市当局は上層の利益を温存し、銀行管理を強化し、銀行預金の引き出しを禁止し、市場統制を強めることしかできなかつた。1640年以降取引の小額貨幣価値の急激な減少と共に、物価が上昇を開始し、銀行貨幣と都市計算貨幣の相場が乖離するようになっていった²⁵⁰⁾。

この銀行取引額の減少を銀行そのものの機能を原因とするものであるか、あるいは三十年戦争の激化によるものであるかは諸説が分かれている。確かに、この頃、銀行は20万グルデンという最高額の公信用を都市に与えており、直接的には預金額のうち取引に使用できる額が三分の一減少した結果であることは確かである²⁵¹⁾。しかしながら、数年後に返済されたが、図からわかるようにその後も取引額は回復せず、50年代以降はさらに減少し70年代には特定の商人の資産維持の機関となっていったことが知られている²⁵²⁾。

1695年に作成された銀行経営に関するインゴルシュテッターの鑑定書によるとこの間の銀行の状況が明らかとなる。悪貨の流入とともに良貨の相場が高騰し流出していき、銀行の貨幣相場が高騰した。銀行使用貨幣としての帝国グルデンや帝国ターラーに加えてそれまで認められていなかった外国通貨を受け入れるようになる。それでも預金が集まらず、さらに多種の外国通貨の受け入れを進めていった。これらの比較的良質の高額貨幣も金細工業者などが溶解し、小額の悪貨に再製造しアウグスブルグで使用するようになった。その結果、銀行金庫には高額良貨が底し、1675年には閉鎖され、82年にようやく再開されることになった²⁵³⁾。

以上みたように、ニュルンベルク為替銀行は次に検討するアムステルダム為替銀行とほとんど同じ機能を備えた銀行として設立されたが、実際には身分制的都市領邦国家体制のもとで、指令慣習経済の維持が目指され、従来からの様々規制が強化される中でその機能を発揮することなく市場取引の中心から離れていき、最終的には全く機能しなくなり閉鎖された。

(4) 身分制的都市領邦国家と指令慣習経済

都市ニュルンベルクは1500年頃に出来上がった身分制的都市領邦国家体制を当時の商業革命によ

249) Markus Denzel, *Der Nürnberger Banco Publico, seine Kaufleute und ihr Zahlungsverkehr* (1621–1827), Stuttgart 2012, S. 128ff.

250) Fuchs, a.a.O., S. 214.

251) Denzel, *Der Nürnberger Banco Publico, seine Kaufleute und ihr Zahlungsverkehr*, S. 135ff. デンツェルは三十年戦争中の銀行の性格を都市金庫と呼び、銀行が都市への融資機関となり、資金不足から5%利子付債券が発行され、紙幣の発行まで計画された当時の逼迫した状況を述べている。

252) Fuchs, a.a.O., S. 183ff. E8 Nr. 4192. 文書作成者のインゴルシュテッターは、17世紀後半に銀行経営に携わり、銀行局の関係文書を知りうる立場にあった人物である。銀行に関する専門家であり、その内容は信頼に足るものであると考えられている。残念ながら、全体の半分しか保存されておらず、後半に何が書かれていたかは不明である。

253) *Ibid.*

るヨーロッパ市場経済の世界経済への拡大過程の中でいかに維持するかが課題となった。都市参事会に結集する40ほどの参事会級家門の間でそれまで意識されていた騎士出身家系と商人出身家系の身分的差別意識をなくし、一つの参事会級家門としての意識を確立するとともに、家門内の各家系の政治的経済的優劣もできるだけなくし、個人の能力よりも年功を重んじ、大参事会へ選任されて以降の経歴による形式的な要件によって位階を決定し、その上で各家門の参事会及び中央部局や委員会構成における公平を配慮し、各家門や各家系そして個人の不満をできるだけ解消する人事を行い、安定的な都市運営を行った。そのために、選挙制度を形式的に運用し前任者の指名制度を慣習化し、安定的な都市運営に成功したと見られている²⁵⁴⁾。

その結果、世界経済の発展過程に能動的に適応することができず、当時最も重要な課題であった自由で開放的な信用決済システムへの参加は実現せず、資本主義市場経済の中心から離れていくことになった。18世紀初めにはそれまでの国際商業都市の性格を失い、地域中心都市となった²⁵⁵⁾。

1806年都市ニュルンベルクはナポレオンによるバイエルン王国への移管が決定し、王国の一行政都市となり、参事会は解体され都市としての自立的活動は終了する。この間、都市部局は24に拡大し、物価局や内務局など様々な部局が増設され、さらに問題ごとに95の委員会が設けられ並行して審議が行われた。都市解散時4000名の官吏が雇用されており、公務員が異様に多い都市となっていた。権限を有する部局はそれぞれ管轄領域が錯綜し、その上問題ごとに委員会は参事会級や大参事会級のメンバーしか参加できない形で問題解決の企画立案が行われ、その実行が適切であるかどうかあまり議論されずに形式的に各部局に実行が委ねられた。結果が予測可能な合理的官僚制とは程遠い事態を招いていた²⁵⁶⁾。

当然、都市貴族身分とその周辺に対する批判は常に生じていた。最初の動きは1560年の60人による取引所の設立と時計の設置による公正な取引の要求である。その後も1657年参事会員および大参事会の貴族的服装の堅持とそれ以外の商人の服装の制限条例に対する反対の請願が出された。1716と1721年には商人に対する財政負担の軽減請願が出されている。その後も大参事会への選任要求等を行い、市政の転換を要求したが成果がなかなか上がらなかった²⁵⁷⁾。

最終的に、1793年に参事会から統治権の一部奪い、課税同意権、財産処分同意権、都市の信用受信同意権を獲得した。大参事会の構成を250名と決定し、70名の参事会員、20名の学識経験者、20名の官職保持者、70名の手工業者と70名の商人を代議員とする大参事会が独自の行政機関となった。この大参事会は商人によって指導され、従来の市場統制から商人と手工業者の共同の運営が実現することになった²⁵⁸⁾。

254) Fleischmann, a.a.O., S. 315f.

255) Gerhard Pfeifer, Nürnberg-Geschichte einer europäischen Stadt, München 1972, S. 284.

256) SIN, Stadtverfassung, S. 1028.

257) SIN, Grundvertrag von 1784, S. 390.

258) Ibid.

2 アムステルダム為替銀行の設立と主権国民国家の成立

(1) アムステルダム為替銀行の設立

16世紀ネーデルランドは神聖ローマ帝国領として発展していたが、帝国のスペイン王家と神聖ローマ帝国領への分離と共にスペイン領となった。1557年国王フィリップ2世は良質の高額金貨フィリップス・ターラー（34.29g, 純度833/1000）を製造し、全ヨーロッパで使用されるようになる。この貨幣は17世紀中ネーデルラント北部諸州でも使用され続けた。その後、1583年5月20日帝国勅令の帝国貨幣ライヒス・ターラーがオランダにも導入され、神聖ローマ帝国の貨幣システムへの編入がなされた。1586年にはライヒス・ターラー（*rijksdaalder*, 29.24g, 純度888/1000）= 45スタイフェル）がオランダで製造され広く流通するようになる²⁵⁹⁾。

この時期は北西ヨーロッパで新たな金融システム、裏書と割引によるより広範な階層が参加する市場決済方法が浸透しつつあり、特にこれまでの有力商人を中心とするごく少数の人々の為替契約による信用体系から為替契約を離れて、中層の商人も参加する形での手形引受信用による信用の社会化の近代的展開に到達した点が重要である。アムステルダム銀行は南欧型市場経済の振替預金銀行の機能を北西欧型市場経済の自由で開放的な信用決済システムの頂点に位置する為替決済銀行に進化させた点が重要である²⁶⁰⁾。

17世紀初頭のアムステルダムはようやく独立を果たし、貨幣高権も統合され貨幣長官によって統制されていたが、依然として多数の貨幣製造所や貨幣親方が競って貨幣を製造し、錯綜した貨幣流通が展開されていた。内外の貨幣が流通し、小額貨幣は過剰となり、額面のみが刻印された様々な貨幣が流通し、劣化した貨幣や悪造貨幣が大量に流通し混乱を極めていた。オランダ共和国の新造貨幣である高額銀貨ライヒス・ターラーやレーベントラー、金貨デゥカートやライターも一般に良質であった。しかし、これら良貨は大量の悪貨の流通する中で、輸出用に使用されるか蓄財に利用され、あるいは溶解されて、悪貨に再製造されることになった。都市当局は良貨の打歩を厳禁した。しかしながら良貨の高騰は避けられず、両替商や金融業者マーチャント・バンカー *Kassier* はこのような状況を利用し、巨額の利益を上げるようになった。アムステルダムでは遠隔地商業が地域ごとに特定の貨幣を使用する構造になっていた。バルト海地方やレヴァント地方はドゥカトン金貨が使用され東アジアではパタゴン銀貨が使用された。これらは商業ペニヒ “*negotienpennigen*” と呼ばれ、正貨の高額貨幣の急騰と共に上昇していった。両替商や金融業者は高価値の貨幣を選び取り、バルト海やアジアからの輸入業者に対して高い打歩をとって転売した。良貨の流出が進み、当然国内流通貨幣の品位は悪化した。さらに、商人は手形決済に際して法定相場を超える相場で支払を求められ、とりわけ割引の場合には極端に高い相場で取引を強要されることになった。高額貨幣相場は法定相場を大幅に越えて上昇していった²⁶¹⁾。

259) Markus A. Denzel, “La Practica della Cambiatura” Europäischer Zahlungsverkehr vom 14. bis zum 17. Jahrhundert, Stuttgart 1994, S. 400.

260) Ibid., S. 404.

261) Helma Houtman-De Smedt, Herman van der Wee, Die Entstehung des modernen Geld- und Finanzwesens Europas in der Neuzeit, in: Hans Pohl, Europäische Bankengeschichte, Frankfurt am Main

アムステルダム都市参事会は高額貨幣の相場上昇を抑制するために、手形による債権譲渡を禁止し、手形業者に対して法定相場で手形を取引することを義務付けた。厳しい禁止措置にもかかわらず違法行為が蔓延し、多くは「交差」、つまりあらかじめ高い相場を設定した額面が横行することになった。厳格な禁止措置、「交差」の許容そして最終的に公定相場の引上げという悪循環が、終始進行した。1609年1月31日の法令によって、私的手形業者や金融業者は禁止された。同時にアムステルダム市立為替銀行*Amsterdamsche Wisselbank*の設立が宣告された。この銀行は都市における唯一の金融業者であり貨幣両替業者として活動することが期待された。アムステルダムの例に倣って少し遅れて、都市ミッデルブルク（1616年）、デルフト（1621年）そしてロッテルダム（1635年）で為替銀行が設立された。しかしながらアムステルダム銀行だけが国際的機能を有する銀行となった。アムステルダム為替銀行の成功はドイツにも大きな影響を及ぼした。ちょうどドイツではキッパー・ヴィッパインフレーション時代にあたり、小額貨幣や悪貨の大量流通の結果、悪貨や詐欺・欺瞞、即ち偽造貨幣や良貨の選好や買占めが横行した。ハンブルク商人の間でアムステルダムの事例に対する熱烈な導入気運が生じ、1619年3月2日同様の為替銀行が設立された。少し遅れて、ニュルンベルクでも1621年8月10日ニュルンベルク為替銀行が設立された²⁶²⁾。

銀行を設立した都市当局や商人団は主として安定した計算貨幣の創造による決済機関を目指していた。そのために、これまで知られていた決済システムや銀行システムの機能を統合し、一つの巨大な決済機関を設立することに成功した。イタリア公立銀行・多角的決済システムとしてのカスティリア大市・ジェノヴァ決済大市の計算貨幣による国際決済大市という3つの機能が集大成されることになった²⁶³⁾。

アムステルダム為替銀行が達成した新たな革新は、当時成立しつつあるオランダ共和国経済圏の存在を前提に域外決済貨幣と域内決済貨幣を抽象的な計算貨幣銀行貨幣バンコ・ギルダーで統合した点である。初めてヨーロッパ大の多角的決済システムを確立するとともに、為替手形の引受信用への転換を通してオランダ共和国内部の広い範囲の商取引の信用決済を可能にした。600ギルダーを超える高額取引はすべてアムステルダム為替銀行決済が強制され、加えて、引受信用による手形発行は広く共和国内外の商人に必要な信用を供与し、手形割引での銀行預り証や支払指図証での支払等によって大部分が現金を使用しない信用取引として決済することが可能となった²⁶⁴⁾。

ところで、銀行設立と共に禁止されていた両替商やマーチャント・バンカーの両替業務及び出納業務は1621年禁止措置が公式に取り消された。彼らは、ネーデルラントにおける預金・振替・割引制度において重要な役割を果たすことになる。商人は彼らの引受信用によって手形を発行することができた。とりわけ、マーチャント・バンカーは内外の商人に対して価値の安定した銀行貨幣によって手形を発行する機会を与え、西ヨーロッパ大の取引の決済を可能にした。外国商人もこの信用を享受し、アムステルダム商人のコレレス先はマーチャント・バンカーの引受によって手形が発行された。引受

1993, S. 128.

262) Ibid., S. 129.

263) Ibid., S. 133.

264) Ibid., S. 133.

信用には多くは1/2から1/3%というごく小額の手数料しか課されず、こうして引受信用はあらゆる取引に必要な貨幣を創造することが可能となった。一部のアムステルダムの大商人も手形業務を行うようになり、その後、彼らの多くは国際的に著名な銀行家に発展することになった。彼らは引受信用業務と共に当座貸越や手形割引に際しても信用を供与し、アムステルダム為替銀行を通じて近代的預金・振替・割引銀行制度を確立することになる²⁶⁵⁾。

オランダ内外の主要な商取引をアムステルダム為替銀行の銀行貨幣ギルダーによって決済することが可能となり、これまで悩ませていた高額貨幣の為替相場の急騰はひとまず収まることになった。主要な高額貨幣は銀行決済や金融業者の信用取引の準備金として使用され、その結果、高額決済貨幣と小額実体貨幣の一定の分離が進行し、小額貨幣の貶質による混乱は依然として続いたがネーデルランドにおける商業活動に悪影響を及ぼすことはなくなった。完成した中央銀行を伴う近代的な貨幣金融制度は19世紀を待たなければならなかったが、アムステルダム為替銀行はこのような近代的貨幣金融システムの外枠を生み出すことになったと考えられる。

アムステルダム為替銀行は後に見るように、当座貸越を禁止し信用供与は公信用のみに限定され、近代銀行の重要な機能である預金に基づく信用創造機能は発揮し得ない規則となっている。しかしながら、銀行の当座勘定は多くのマーチャント・バンカーの準備金の機能を果たし、為替手形の引受信用授与や預金貨幣による信用授与の基盤となっている。従って、アムステルダム為替銀行はその外業部に信用創造機能を持つ機関を有し、銀行システムとして信用創造機能を発揮し得たと考えられる。

アムステルダム為替銀行は600ギルダー以上の取引は銀行で決済することを市条例で決定し、銀行での相殺や振替取引の手数料は取らなかった。銀行はできるだけ広範囲の取引を銀行決済に編入し、商業取引決済の価値の安定を図った。当初、1ライヒス・ターラー=2 1/2ギルダーとされ、バンコ・ギルダーは神聖ローマ帝国貨幣法に則って導入されたが、結果的には銀行貨幣・為替貨幣 *Wissel-Gehl* の性格をもつ純然たる計算貨幣となった。その後は実勢相場で貨幣価値が決定されることになった。高額貨幣ライヒス・ターラー、レーベントラー、パタコンやドッカトンの相場よりも5%から25%高めに設定された。このように流通貨幣と銀行貨幣の二重構造が成立することになる。例えばパタゴンは日常の市場では50スタイフェルの相場で流通する一方で、銀行の帳簿上の貨幣としては48スタイフェルの相場で記載された。この差が為替相場として広く西ヨーロッパの市場取引を規制することになった。共和国外から持ち込まれた貨幣は、高額貨幣に関しては市場では法定貨幣と同じ価値として流通したが、銀行貨幣に換算する場合には本来の減価した価値として評価され、銀行貨幣バンコ・ギルダーはヨーロッパの決済貨幣として使用され、価値尺度として機能することになる。このような二重構造によってネーデルラントでの貨幣流通は安定を見ることになった²⁶⁶⁾。こうして、国際取引は為替手形で、国内取引は約束手形や支払指図証によって銀行決済され、これらの価値標章は裏書割引されて流通し、信用貨幣と実体貨幣の流通圏の分離を果たすことになる。卸売商業の主要部分がアムステルダム為替銀行によって決済されることになり、ここでの価値決定が市中価格の決定に

265) Ibid., S134.

266) Ibid., S. 132. Denzel, a.a.O., S. 324.

強い影響力を持つことになった。かくして、歴史上初めて国際価格決定と国内価格の決定が直接結合した市場価格メカニズムが働くことになる。しかしながら、小額貨幣の貶質による市場での価格の混乱は依然として続き、小額貨幣問題が最終的に解決されるのは1694年の貨幣改革を待たねばならなかった²⁶⁷⁾。

以上のように、アムステルダム為替銀行は商業・金融取引の全ヨーロッパ規模での運用と決済を集中させ、多角的支払・決済システムとして統合することを可能にし、アムステルダム銀行宛為替手形により決済が完了し、支払差額の無現金決済が達成され、貨幣流通速度は顕著に加速し、全ヨーロッパ大の国際収支が合理的で柔軟な均衡を達成することになった。このようにして成立することになった銀行貨幣バンコ・ギルダーによる信用決済システムは、オランダ共和国の為替貨幣としてのバンコ・ギルダーの各国為替貨幣との売買によって国際商品の価格を決定すると同時に、バンコ・ギルダーの購買力を基準に各国各都市の為替貨幣の相場決定によってそれぞれの貨幣の購買力を決定した²⁶⁸⁾。

バンコ・ギルダーはオランダ国内のみならず国際的な価格形成の基準貨幣となり、世界経済取引を需要と供給により決定する価格メカニズムを達成する覇権貨幣となった。為替貨幣は各国の購買力を決定し、それによって取引される価格を決定することになる。バンコ・ギルダーはさらに国内卸売商業の主要部分の決済貨幣となり、卸売価格を決定し、それによって最終的に小売価格を決定する。このような資本主義市場経済のメカニズムはヒックスによって理論的に明らかにされており²⁶⁹⁾、歴史的事実としてはバジョットによってイギリスに先行してオランダで達成されたとの指摘がある²⁷⁰⁾。

以上のように、アムステルダム為替銀行は銀行貨幣グルデンの創造によって、国際的決済貨幣と同時に域内決済貨幣も創造し、同時に域内貨幣流通を安定させることに成功した。そのためには、域外・域内の主要な商取引の決済を下位機関のマーチャント・バンカーによって銀行の信用決済に集中させる必要がある。それを可能にしたのが、引受信用に基づく手形や支払指図証の発行であり、預り証やその他の価値標章による手形割引である。加えて、銀行による公信用の授与や定期金、年金さらには市の出納局としての機能などが加わり、共和国内の主要な決済が為替銀行の銀行貨幣バンコ・ギルダーの価値に結合され、流通貨幣の価値減価の影響をほとんど受けずに取引が可能となったと考えられる²⁷¹⁾。

銀行は公式には信用授与は行わないことになっていたが、1616年以降連合東インド会社（VOC）に対する信用授与を開始し、さらに1625年以降はアムステルダム市に対する信用供与も行うことになる。市は銀行に対して5,000から90,000グルデン、銀行年収益の四分の一の積み立てを要求し、そ

267) Houtman-De Smelt, van der Wee, a.a.O., S. 130.

268) ジェイムズ・スティヴン・ロジャース著川分圭子訳『イギリスにおける商事法の発展 手形が紙幣となるまで』弘文堂2011年38頁以下参照。ロジャースは手形による価格形成のメカニズムについて詳細に説明し、近世において信用決済システムを通じての為替の売買によって国際価格が決定されると述べている。

269) J. R. ヒックス著花輪俊哉 / 小川英治訳『貨幣と市場経済』東洋経済新報社 1993年7頁以下参照。

270) ウォルター・バジョット著久保恵美子訳『ロンバート街 金融市場の解説』日経BP社 157頁以下参照。

271) Ibid., S. 133.

れを自らの金庫として使用した²⁷²⁾。

さらに、銀行は設立当初から貴金属取引にも携わり、貨幣両替業務と共に銀行の大きな収益源となった。銀行は最終的に1683年に利子付きの預金を受け入れることによって銀行機能の飛躍的向上を果たすことになった。この場合の利子は預金者が支払うことになる。金貨で0.5%、銀貨で0.25%の支払に対して預金者は預り証*Recepis*を授与された。この預り証で他の債務を支払うことが可能となり、預り証を銀行で換金することができた。こうして、為替銀行の預り証や手形さらには支払指図証も裏書によって譲渡可能であり広範囲に流通し、銀行券に近い存在となった²⁷³⁾。

以上のような銀行の機能によって銀行貨幣バンコ・ギルダーは振替や相殺、さらには引出において価値の安定した貨幣として機能すると同時に、あらゆる貨幣に両替が可能であった。その結果、アムステルダムが為替銀行の銀行貨幣はヨーロッパ金融システムにおける準備金としての機能を果たすことになった。こうして、アムステルダムが為替銀行は順調な発展を遂げた。設立直後の銀行の当座勘定口座所有者数は730あったが、60年代には約2000に達した。フランス軍が侵入した直後の1672年にはパニックとなり預金の引出しも見られたが、その危機を乗り越えることによって信頼は一層強化された。1700年には銀行の口座所有者は2700を数え、20年後には2900という最高水準に達した²⁷⁴⁾。

アムステルダムのマーチャント・バンカーや銀行家は公信用の授与においても大きな役割を果たすことになる。彼らは保険や公信用授与や証券業務に携わり、巨額の資金を取りし為替銀行を通じて決済することになった。アムステルダムが為替取引所や証券取引所で取引業務を行い、17世紀の中葉までにアムステルダムは世界的な金融の中心地となった。こうして、オランダ国民の高い預金率が実現し、資本が潤沢に蓄積されるとともにオランダ国債の利率は極端に低下した。利率は8.33%(1600年)から、6.25%(1611年)そして5%(1640年)に低下し、さらに1672年以降利率は3%から3.75%の間を変動し18世紀の初めには2.5から3%にまで下がることになった。ちなみに、イギリス国債の利率1624年10%、その後徐々に低下、6%(1651年)、5%(1714年)であった。デンツェルはアムステルダムが為替銀行は中央銀行にとって最も重要な、内外の信用決済システムの統合機能をすでに備えており、その意味において当該銀行の意義をより高く評価すべきであると主張している。

(2) オランダにおける主権国民国家の成立

オランダは当初、南部と共にネーデルランドを形成し、ブルゴォーニュ公国からハプスブルク家支配のネーデルランドとして政治的経済的統一体として明確な領域が形成されていった。一方で、南北は当初から自然景観や文化さらには宗教的にも異なる特性を持つようになっていった。北は泥炭地の広がる荒涼とした低地が続いているが、南部は農耕も可能な平野が多く分布しており、運河や干拓事業の必要性や意義が異なっていた。とりわけ、ケルト系のベルギカ族を起源とする南とゲルマン系のバタヴィ族を起源とする北、さらにローマ文化の浸透度とゲルマン人の定住密度の点で大きな違いが

272) Houtman-De Smelt, van der Wee, a.a.O., S. 132.

273) Ibid., S. 132.

274) Ibid., S. 131.

見られる。最終的にキリスト教信仰を巡って、カトリックとプロテスタントに分かれて歴史的にアイデンティティの共有は困難なように見える²⁷⁵⁾。

独立までの制度的体制を引き継ぎ州制と全国議会そして直接の統治を行う国務評議会による行政の執行が期待された。その際、州と都市の自治的性格が強く、国務評議会と全国議会の執行機能が十分果たせたかが問われてきた。当時の商業資本による支配から、十分吟味せずにアムステルダム都市貴族支配や州さらには共和国の都市貴族による支配を最初から前期的性格とみなして、具体的に検討してこなかったきらいがあるように思われる。そこで、取引所と為替の裏書割引流通を実現し、近代的な信用決済システムを確立することになったアムステルダム為替銀行の設立と当時の株式会社統一東インド会社設立と運営に携わった都市貴族支配層（レヘント）とそれを支えた市民層について検討したい。

取引所の設立、手形の裏書・割引流通の利子の承認、さらには資本主義市場に必要な銀行貨幣による信用決済システムの確立への貢献など進歩的性格を評価すべき点が多い。取引所の設立、少なくとも南欧型市場経済で実現していた国家貨幣による度量衡の統一と計算貨幣による価格形成の段階を超えて、商品の需要と供給による自由な価格形成メカニズムがはたらき始めたことを意味し、さらにそれがアムステルダム為替銀行による信用決済システムの確立によって、各地域に分断されていた市場が一つの資本主義市場経済に統合されることになり、最も購買力の高いアムステルダム為替銀行の銀行貨幣によって決済されることにより世界経済の価格形成メカニズムが働くことになる。こうして、近代的な商事法制と慣習が広く西ヨーロッパ経済圏に受容されるようになり、さらに南欧経済圏をも包含するようになっていった。オランダ経済の高い競争力と為替銀行の安定的な決済力が南欧にも浸透し、ニュルンベルクでも為替の裏書割引が1701年に認められるようになり、ヨーロッパは世界に拡大するとともに一つの経済圏となっていた。このような世界経済形成力を備えた都市アムステルダムとオランダ共和国は十分国民国家と認めてもいいように思われる。

オランダの財政は独立以前の中央政府による各州に対する要請税の分担によって賄われていた。要請税は經常税と臨時税の区別があり、賦課配分比が固定し徴税請負人により徴収された。1579年ユトレヒト同盟条約で、7州独立以前と同率課税原則が謳われ、割当制度が取られ、ゼーラントはホラントの4分の1、フリースラントは5分の1、ユトレヒトは10分の1であり、国家財政の3分の2をホラント州が負担していた。その上、共和国公債の発行はホラント州の保証によった²⁷⁶⁾。

ホラント州は共和国の独立以前のスペイン王国に負担した要請税は年34万ギルダーであったが、独立後は1588年税収340万ギルダーさらに1635年には1020万ギルダー30倍を超える額を中央政府に負担することができた。共和国の軍事費は6万人の軍隊を1586-90年300万ギルダーを当てて維持し、1602-07年は12万の軍隊を900万ギルダー、1621年には1400万ギルダー、1635年には2000万ギルダーの予算を当てて維持した²⁷⁷⁾。

275) フィリス・ワウデ著大西・杉浦訳12頁以下。

276) 同上訳書 80頁以下。

277) 同上訳書 84頁以下。

海軍は輸出入関税で維持され、5海軍支庁が設けられ、ホラント州に3か所（アムステルダム・ロッテルダム・東部）ゼーラントとフリースラントに各支庁が設置され独自に関税を徴収し、各支庁は自律性をもって海軍を維持した²⁷⁸⁾。

ホラント州の総税収は消費税（共通財源）・不動産税・財産及び資産臨時課税・その他税・手数料・通行税から成っていた。アムステルダムをはじめ各都市は消費税・市場手数料・街路&街灯税を徴収し、さらに治水管理機構は独自に堤防・風車・水門維持土地税に加えて道路・運河・閘門・橋・港湾・通行税を徴収した。いずれも封建貴族・司祭の免除特権を否定し、税負担は累進性を緩和し、免税やスライド制を導入した。こうして共和国は経済発展による課税基盤の拡大が可能な市民に重い負担を課しうる主権国家であった²⁷⁹⁾。

都市レヘント層の代表たるホラント州法律顧問で事実上の共和国主席たるド・ウィットはこれらの共和国財政を熟知し、年金改革を行い終身年金公債に代えて償還公債を発行することによって共和国の負担を軽くすることができた。このような努力によって税負担は賃金および物価に比べて相対的に軽いものであった²⁸⁰⁾。

公債が効率よく管理されたことによって州の購買力が増し、納税者の税負担が軽減された。公債は国民に幅広く所有されており、救貧施設や寡婦や自営業や農民にも所有されており、職人や村の普通の人々も多く見られ、女性が40%を占めていた。明らかに、自らの生活を支えるために公債を購入したと考えられる。当時の史料によるとホラント州公債は、65,000人が保有していたことが知られている（当時のホラント州の世帯数は22万である²⁸¹⁾。

もう一人のホラント州法律顧問で共和国主席ヨハン・ファン・オルデンバルネフェルトは独立後の割当制度を以前の一般要請税の割合で踏襲する案をまとめ上げユトレヒト同盟による中央政府の樹立に導くことになった。加えて、東インドで活動する6つの特権会社の競合から、スペインやポルトガルに対抗して巨額の利益を生む統一東インド会社を設立し、それも株式会社の形で発展させることに成功した。もちろん、艦隊や裁判権さらに行政警察権まで備えた巨大な権限を有する会社に発展していくことになる²⁸²⁾。

以上のことから、オランダはマキワベリーの主権概念を超えてボダンの主権国民国家概念に到達した最初の国家と考えられる。今後はさらに、ホッブスの主権国民国家概念にいかにかに近いかについても検討する必要があるように思われる。

ホッブスは自然状態への恐怖から完全な治安が保証された市民的状态・国家状態をめざし、自然状態「万人の万人に対する闘争」bellum omnium contra omnesから個人の社会契約による絶対的な主権者による予想可能な法治の実現を目指した。こうして中世的多元性から予測可能な仕方で機能する中央集権国家の合理的統一性こそが到達点であるとの見解をしめした。国家権力の全体性は国民の保

278) 同上訳書 88頁以下。

279) 同上訳書 95頁以下。

280) 同上訳書 103頁以下。

281) 同上訳書 104頁。

282) 同上訳書 364頁以下。

護と安全への全面的責任であると同時に、国家が求める全抵抗権の放棄と服従はその保証する現実的保護の相関物でもあった²⁸³⁾。

国家は人為的産物となり在来の一切の政治的統一とは異なる巨大な近代的メカニズムとなり、主権国民国家の法治の意味は、従来の法治の意味を転換することになった。

「我々にとっては実定的なものこそ一切の妥当根拠である」。法は実定法となり、合規範性こそが合法性となり、合法性は国家機構の実定的作用となった。つまり国家権力の能動的な立法活動が法治を実現することになった。こうして、近代資本主義市場経済に適合する法を創造する権力こそが主権国民国家となりうることになる²⁸⁴⁾。

問題はこのような国民国家を形成する個人はいかなる存在であるべきか。完全な世俗内禁欲、それも天職を通じて感覚も感情も排した理性的な人格、死る神となる徹底した禁欲が要求されるべきなのか。あるいは、オランダの商人や一般の職人や市民が持つ寛容を基盤とする実践倫理でこと足りるのかか問われることになる。

ホッブスの主権国家を社会契約する自立した個人はいかなる存在なのであろうか。絶対主義的君主の存在を肯定するのであろうか、あるいはプロテスタントイズム、とりわけカルヴィニズムとの関係について相互に矛盾した解釈が得られるように思われる。とりわけ、共和国主席を担ったレヘント層は寛容を重んずるキリスト教人文主義を信奉する人々の方が多かったと見られ、厳格なカルヴィン主義の急進主義者とは一線を画していた。オランダとイギリスでは資本主義市場経済を担った個人の信仰は、異なっていたのであろうか。ウェーバーテーゼとオランダはどのような関係になるのであろうか。オランダからイギリスを見れば、ウェーバーテーゼによればアングロサクソン資本主義は神を失い、人間的人格を失った、魂のない専門人によって担われた資本主義市場経済と解釈されるべきなのであろう。17世紀以降資本主義市場経済がグローバル化する中で、各国国民経済はそれぞれの歴史的文化的発展の相違によって、その担い手を異にすることになる。各国国民経済の担い手については、現在に続く大きな問題である²⁸⁵⁾。

おわりに

ネーデルランデン（オランダ）は独立戦争中の17世紀初めに州連合体を超えた主権国民国家形成に到達し、世界経済の商業覇権を獲得し都市を中心とする卸売商業における信用決済システムを完成させ、主権国家自体を資本主義世界経済システムの取引主体として登場させることによって、歴史上初めて商業のみならず手工業や農業も世界経済システムに直結する体制を構築することとなった。他方で国家による良き社会（*gemein Nutz*ないし*bonus commune*）の維持発展を為す権限、主権概念が自覚され、国家公民の自発的意志による社会形成とその結果実現した社会的に支持される国家＝主

283) カール・シュミット著長尾龍一訳 前掲訳書 14頁以下。

284) 同上訳書 20頁以下。

285) マックス・ヴェーバー著大塚久雄訳『プロテスタントイズムの倫理と資本主義の精神』岩波書店 1988年 267頁以下参照。

権国家—至上命令権を有する—の誕生を見ることとなった。

マキアベリからボダンさらにはホブズによって定義され、ロックによって新たな解釈が与えられることになった自立した市民社会と主権国家という公権力の新たな在り方が実現した。このような発展のためには、中世商業革命によって成立した南欧型市場経済システムから北西ヨーロッパ型市場経済システムへの16世紀中の歴史的転換が必要であり、さらにそれに伴う国家貨幣の「額面の購買力」を表示する計算貨幣を銀行貨幣・為替貨幣・「市場の貨幣」として使用し、資本主義世界経済の決済と国内卸売商業の決済を同時に行うことによって、「もの」としての小額銀貨を補助貨幣化し、小売価格の安定的維持を実現することになった。

1609年アムステルダム為替銀行の設立によって資本主義世界経済の信用決済システムが確立し、銀行貨幣バンコ・ギルダーと各国、各都市国家の計算貨幣の売買による国際卸売価格が決定し、ギルダー建て為替価格が高い場合には、各地から様々な商品がアムステルダムに輸入され、それが安い場合にはその商品は再輸出されることになる。こうして、アムステルダム銀行貨幣取引が国際市場の裁定取引機能を果たし、需要と供給による価格決定、つまり価格メカニズムが働き、国際的に最適な資源配分が実現し、一物一価が達成されることになった。成立した国際卸売価格によって、為替銀行貨幣を準備とする約束手形や債務証券、さらには為替銀行の預かり証や指図証などの信用貨幣の売買を通じて国内卸売価格が決定され、最終的に小売価格がそれに準じて決定した²⁸⁶⁾。

アムステルダムを頂点にオランダ国内の高度な社会的分業体制が、北ドイツから北フランスさらには南イングランドに達する北西ヨーロッパ型市場経済圏における資源配分を決定し、主要な商品が必要と供給によって決定される資本主義的市場経済システムのメカニズムを働かせ、高い利益を目指す企業活動を活発に行わせることになった。とりわけオランダ国内では、商品取引所と自立的仲買人による自由な商品取引が実現し、南欧型に比べて身分制的社团的制限はほとんど取り払われることになった。それを保証したのが、取引所の開設と手形の引受信用への転換、債権譲渡の承認であった。こうして、誰でも専門の引受業者に依頼して手形を発行することができるようになり、割引かれて譲渡された手形は紙幣に近い機能を果たし、最終的にアムステルダム為替銀行で決済された。さらに新大陸やアジアにおいて株式会社による貿易活動が活発に行われ、かくしてオランダは17世紀中世界経済の覇権を握ることになる。

以上のように、17世紀は資本主義世界経済の成立とオランダ主権国民国家の形成が並行して進行したことが特筆すべき歴史的特質である。このような特質が、18世紀イギリス覇権の資本主義世界経済の成立過程において同様に認められるかが、今後問われるべき課題である。もちろん、オランダ覇権の資本主義市場経済の成立過程について一層の実証研究を進めることが、ひいてはイギリスの覇権成立についての研究にも貢献することになることは確かである。われわれは今後17世紀から18世紀の世界経済と主権国民国家の形成過程を実証的に研究することによって、オランダからイギリスへの覇権の移行過程を明らかにすることが可能であろう。国際的共同研究によってのみこの課題を果たすことが可能と考えている。

286) ロジャース著川分訳 前掲訳書 37頁以下参照。